

日新火災の現状 2023

*To Be a **Good Company***



はじめに

日頃より日新火災をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
このたび、当社の経営方針、事業概況、財務状況等事業活動について
わかりやすく説明するため、ディスクロージャー誌「日新火災の現状
2023」を作成しました。

本誌が当社をご理解いただく上で、皆さまのお役に立てれば幸いです。

2023年7月

※本誌は「保険業法(第111条)」および「同施行規則(第59条の2および第59条の3)」に基づいて作成したディスクロージャー資料(業務および財産の状況に関する説明資料)です。

会社の概要 (2023年7月1日現在)

社名	日新火災海上保険株式会社
創業	1908年(明治41年)6月10日
資本金	101億円
従業員数	2,092名
代理店数	10,549店
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地

子会社
日新火災総合サービス株式会社
日新火災情報システム株式会社
ユニバーサルリスクソリューション株式会社
日新火災インシュアランスサービス株式会社

※従業員数・代理店数は2023年3月31日現在



日新火災

当社のシンボルマークは、ブルーの半円に表されている未来と、それに続くしなやかな緑の曲線で描かれている道によって構成されています。このシンボルマークには、100年を超える歴史を背景に、より輝かしい未来に向かって歩み続ける日新火災の意志が込められています。

メインコーポレートカラーであるグリーンは「いきいきとした活動力・生命力」を、また、サブカラーである鮮やかなブルーは「積極性・知性」を象徴しています。

目次

トップメッセージ	2
お客さまにご満足いただくために	4
トピックス	10

東京海上グループについて

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

日新火災の経営について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2022年度の事業概況	26
コーポレートガバナンスの状況	29
内部統制基本方針	31
コンプライアンスの徹底	33
個人情報への対応	38
勧誘方針	44
募集制度	45
リスク管理	47
資産運用	51
情報開示	52
サステナビリティの考え方	53

商品・サービスについて

保険の仕組み	62
個人向け保険商品	66
企業向け保険商品	68
事故時のサービス	70
個人向けサービス	72

企業向けサービス	73
新商品の開発状況および約款・ 料率の改定	74

業績データ

事業の状況	76
経理の状況	88

コーポレートデータ

沿革	126
株式の状況	127
会社の組織	129
役員の状況	130
従業員の状況	133
健康経営の取り組み	135
企業集団の状況	136
設備の状況	137
店舗ネットワーク	139

トップメッセージ

リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い “あんしん”をお届けしてまいります

平素より、皆さまには日新火災をお引き立て賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行から3年が経過し、行動制限が段階的に緩和され、「ウイズコロナ」を前提とした日本経済は回復基調を辿ってきましたが、ウクライナ情勢を背景としたエネルギー価格の高騰および労働需給の逼迫によるインフレの進行、インフレ抑制に向けた欧米を中心とした金融引き締めの実施等、当社を取り巻く事業環境は厳しさを増しています。先行きの不透明さが増す経済の諸問題について注視するとともに、安定的な成長に向けて経営基盤を強化する必要性を強く感じております。

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、

最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念として掲げております。

2021年度からスタートした中期経営計画におきましても、営業部門・損害サービス部門・代理店が一体となったサービスをより進化させ、“あんしん”をお客さまへお届けすることを追求しております。2022年度は、病気やケガで働けなくなったときの備えとして、Web手続きでも加入できる所得補償保険「働けないときの保険」を発売しました。さらに、お客さまの安心・安全をサポートすべく、全国の優良工務店とタッグを組んだ新しい火災保険「お家ドクター火災保険」を発売しました。また、地震や台風等の自然災害が発生するなかで、被災されたお客さまにいち早く保険金をお支払いするため、被災地の社員・代理店のみならず、全国の社員が総力を挙げてお客さまへの対応を進めてまいりました。

2023年度は東京海上グループおよび当社の中期経営計画の最終年度にあたります。中期経営計画「その一歩先へ Change2023」の各施策を着実に推進していくとともに、10年先を見据え、環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするため、「独自の成長」を追求してまいります。さらに、社員





経営理念

日新火災は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、
最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指します。

- ◆ 安心を実感していただける確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供します。
- ◆ 健全性・収益性を確保し企業価値の向上をはかるとともに、積極的な情報開示に努め、株主の負託に応えます。
- ◆ 代理店の自主性・独立性を尊重するとともに、お客さま本位の価値観を共有し、相互の発展をはかります。
- ◆ 従業員一人ひとりがお客さま本位を実践し、いきいきと働くことができる企業風土を築きます。
- ◆ 損害保険事業を通じて地域社会の発展に貢献するとともに、従業員・代理店の地域活動や社会貢献活動への参画を支援します。

一人ひとりが成長し、お客さま基軸で主体的に考え、判断し、行動することで「正しいことを正しく行う」文化を組織に浸透、定着させ、お客さまに選ばれ成長し続けるオンリーワンのリテール損保を目指してまいります。

また、デジタル化など取り巻く環境が大きく変化中であるからこそ、優しさや思いやり、ホスピタリティ、ヒューマンタッチなど「人にしかできない温かみ」を大切にし、社員一人ひとりが持っている力を十分に引き出し、働きがいや誇りを持てる企業風土の醸成に取り組んでまいります。

これからも当社は、経営理念の実現に向け、さまざまな取り組みを進めてまいります。今後とも一層のご愛顧、お引き立てを賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2023年7月

取締役社長

織山 晋

お客さまにご満足いただくために

お客さま本位の業務運営

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げています。

安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品と、ご満足いただけるサービスを提供し、地域社会の発展に貢献するよう取り組んでいます。

また、“適正な業務運営に止まらず、お客さまをはじめとした社会からの要請に応えていくこと”（＝コンプライアンスの徹底）は、当社の経営理念の実践そのものであり、事業活動のあらゆる局面において最優先にしています。

そして、お客さまに寄り添い、多様化するニーズを鋭敏に捉えながら、「お客さま本位」の保険事業をより徹底していくために「お客さま本位の業務運営方針」を策定し、その方針

に基づいた具体的な取り組みを実行しています。

社会環境が大きく変化し、リスクも多様化する中で、保険事業の存在意義は、お客さまの暮らしや事業の安心・安全・安定に貢献することであり、事故や災害といった非日常的な状況の中でも、お客さまに安心していただくための「寄り添う力の担い手」となることが、当社の使命です。

当社は、これからも、お客さまに寄り添う気持ちを大切に、「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」ことを追求していきます。また、よき企業市民として社会とともに持続的成長を遂げ、すべての人や社会から真に必要とされる良い会社“Good Company”を目指し、代理店と一体となって努力し続けてまいります。

※「お客さま本位の業務運営方針」は、消費者庁の「消費者志向自主宣言」に対応したものです。

お客さま本位の業務運営方針

運営方針1 お客さまの声を活かした業務運営

「お客さまの声」を真摯に受けとめ、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的に活かします。

運営方針2 保険募集

お客さまを取り巻くリスクや、お客さまのご意向や情報を把握した上で、ご契約を締結するに際して必要な情報を提供しながら、ふさわしい商品・サービスを提案するよう努めます。

運営方針3 保険金のお支払い(損害サービス)

お客さまのご加入されている保険契約の内容に基づいて、お支払いが可能な保険金をお客さまに漏れなく案内し、迅速かつ適切にお支払いするなどして、お客さまに寄り添った損害サービスを実現するよう努めます。

運営方針4 運営方針の浸透に向けた取り組み

代理店や社員が常にお客さま本位の行動をしていくために、研修体系の整備や運営方針の浸透に向けた取り組みを推進します。

運営方針5 利益相反等の管理

「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、役職員一同がこれを遵守することによって、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反等の管理に努めます。

「お客さまの声」への対応

「お客さまの声」対応基本方針

当社は、「お客さまの声」対応基本方針を策定し、「お客さまの声」をもとに商品・サービスや会社業務全般の品質の向上を目指し、取り組んでいます。また、「お客さまの声」への対応プロセスを継続的に改善することで、「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」としての社会的責任を果たすとともに、お客さま本位の事業展開を実現します。

「お客さまの声」対応基本方針

「お客さまの声」を真摯に受け止め、安心を実感していただける的確で誠実な対応を行うとともに、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスの提供に積極的に活かします。

「ISO 10002」規格への自己適合宣言

「お客さまの声」への対応プロセスを全社で標準化するために、国際標準化機構(ISO)において発行された苦情対応マネジメントシステム「ISO10002(品質マネジメントー顧客満足ー組織における苦情対応のための指針)」に準拠した業務態勢見直しを行い、2008年7月に公表しました。

現在は、この取り組みを一層強化し、「お客さまの声」に基づいた業務品質の向上に努めています。

※ ISO10002は2004年に発行された国際規格です。規格への適合を自らの責任で確認することで、対外的に適合を宣言することができます。

「お客さまの声」をお聴きする仕組み

「お客さまの声」の受付窓口

当社では、お客さま相談室、テレホンサービスセンター、事故受付センター、ホームページ、代理店、全国の営業・損害サービス拠点等で「お客さまの声」を承っております。

特に苦情に関しては、関連部門とも連携し、迅速かつ適切な対応を行っています。

■ お客さま相談室

相談対応窓口として設置し、お客さまからのご意見やご要望および当社や当社代理店への苦情や不満を承っています。

0120-17-2424

(受付時間 9:00～17:00・土日祝日除く)

2022年度は2,442件のご相談等を承りました。そのうち287件が「苦情と不満」となっています。

■ テレホンサービスセンター・事故受付センター

・日新火災テレホンサービスセンター

当社の商品やサービスに関するご相談やお問い合わせを承っています。

〈自動車保険〉0120-616-898

〈火災保険〉0120-156-932

〈その他の保険〉0120-718-268

(受付時間 平日9:00～18:00・土日祝日9:00～17:00)

・日新火災事故受付センター

保険金の請求に関するご相談やご不満を承っています。

〈自動車事故〉0120-25-7474

〈自動車以外の事故〉0120-232-233

(受付時間 24時間365日)

2022年度は55,654件のお問い合わせ等を承りました。そのうち596件が「苦情と不満」となっています。

■ ホームページ照会窓口

(<https://www.nisshinfire.co.jp/>)

当社ホームページ上にお客さまからのご照会専用ページを設け、商品やサービスあるいは損害保険全般についてのお問い合わせや、当社へのご意見等を承っています。

お客さまにご満足いただくために

■ アンケートの実施

当社ではお客さまの満足度やご意見を積極的にお聴きする取り組みとして、各種アンケートを実施しています。

アンケート等を通じてお客さまニーズの把握に努め、より一層お客さまにご満足いただけるよう代理店とともにサービス品質の向上を図っていきます。

■ 契約手続きに関するアンケート

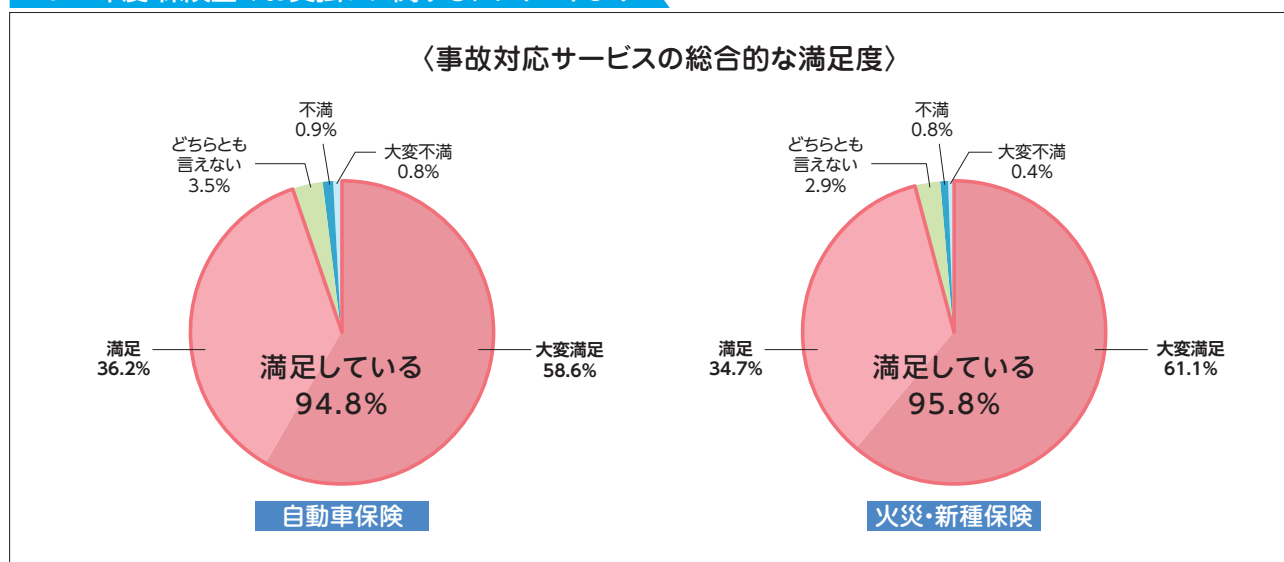
契約手続き時の対応に関するアンケートをインターネット上で実施しており、2022年度はご回答いただいた89.8%のお客さまからご満足の評価をいただいています。

■ 保険金のお支払いに関するアンケート

保険金のお支払い後に、事故対応サービスに関するアンケートを実施しています。2022年度はお客さまから29,105件のご回答をいただきました。

アンケートでは、事故受付から保険金をお支払いするまでの事故対応サービス全般や、担当者・代理店による対応へのお客さまの評価を伺っています。

2022年度 保険金のお支払いに関するアンケートより



お客さまからの苦情への対応

■ 「苦情」とは

当社では、「お客さまから不満足の原因があったもの」を「苦情」として受けとめています。いただいた苦情には、迅速かつ丁寧に対応するとともに、お客さまからの貴重なご意見として業務改善にいかしています。

■ 「お客さまの声(苦情)」受付状況

当社では全国の拠点から全社員が入力可能な「お客さまの声活用システム」により、全社を挙げて積極的に「お客さまの声」を把握し、その内容を記録する取り組みを行っています。なお、苦情受付件数や苦情事例・改善事例等は当社ホームページにも開示しています。

(<https://www.nisshinfire.co.jp/>)

■苦情受付件数

	2021年度	2022年度
1. 契約・募集行為		
(1) 商品内容(補償内容等)	16	33
(2) 契約継続手続き(手続き漏れ・遅れ等)	135	119
(3) 募集行為(お客さまへの意向確認不足等)	91	90
(4) 契約内容・条件等の説明不足・誤り	188	190
(5) 契約の引受(条件、制限等)	17	27
(6) 保険料の計算誤り	27	28
(7) 接客態度	21	25
(8) 帳票類(申込書、請求書、パンフレット等)の内容	32	58
(9) その他	150	111
小 計	677	681
2. 契約の管理・保全・集金		
(1) 証券未着・誤り	16	24
(2) 分割払・口座振替対応	51	51
(3) 契約の変更手続き	181	170
(4) 契約の解約手続き	156	166
(5) 満期返れい処理(手続き遅延、返れい金額等)	7	1
(6) 接客態度	10	5
(7) その他	55	33
小 計	476	450
3. 保険金		
(1) 保険金のお支払い金額	125	117
(2) 対応の遅れ・対応方法	541	580
(3) 保険金お支払いの可否	35	38
(4) 接客態度	242	300
(5) その他	6	6
小 計	949	1,041
4. その他(個人情報の取り扱いに関する苦情を含む)	84	69
合 計	2,186	2,241

■中立・公正な立場で問題を解決する 損害保険業界に関連した紛争解決機関

■一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」(損害保険相談・紛争解決サポートセンター)を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士等が中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

当社との間で問題を解決できない場合には、「そんぽADRセンター」に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

ナビダイヤル(全国共通・通話料有料) 0570-022808
※ナビダイヤルでは、各電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は適用されませんので、ご注意ください。

電話リレーサービス、IP電話から 03-4332-5241
(受付は月から金曜日(祝日・休日および12/30～1/4を除く。)午前9時15分～午後5時まで)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

「そんぽADRセンター」以外の 損害保険業界関連の紛争解決機関

■一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構

自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争の、公正かつ適確な解決を通して、被害者の保護を図るために設立され、国から指定を受けた紛争処理機関として、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構があります。同機構では、自動車事故に係る専門的な知識を有する弁護士、医師、学識経験者等で構成する紛争処理委員が、自賠責保険(自賠責共済)の支払内容について審査し、公正な調停を行います。同機構が取り扱うのは、あくまで自賠責保険(自賠責共済)の保険金(共済金)の支払いをめぐる紛争に限られますので、ご注意ください。

詳しくは、同機構のホームページをご覧ください。
(https://www.jibai-adr.or.jp/)

■公益財団法人交通事故紛争処理センター

自動車保険の対人・対物賠償保険に係る損害賠償に関する紛争を解決するために、相談・和解のあっせんおよび審査を行う機関として、公益財団法人交通事故紛争処理センターがあります。全国11ヵ所において、専門の弁護士が公正・中立な立場で相談・和解のあっせんを行うほか、あっせん案に同意できない場合は、法律学者、裁判官経験者および弁護士で構成される審査会に審査を申し立てることもできます。

詳しくは、同センターのホームページをご覧ください。
(https://www.jcstad.or.jp/)

お客さまにご満足いただくために

「お客さまの声」を施策にいかす取り組み

■ 業務品質向上委員会

お客さまにご満足いただけるサービスを提供するとともに、真のお客さま本位を実現させるため、社長を委員長とし、役員および複数名の社外委員で構成する「業務品質向上委員会」を設置しています。

この委員会では、当社が把握したお客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について、「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善につなげています。

また、「お客さまの声」等を起点に商品・サービスや会社業務全般の品質を改善する取り組みについて、評価・提言を行っています。

■ 顧客価値拡大委員会

お客さまの声等を起点に、執行役員間で顧客被害の予防・最小化に向けた論議を行い、業務執行にいかしています。

■ お客さまの声活用システム

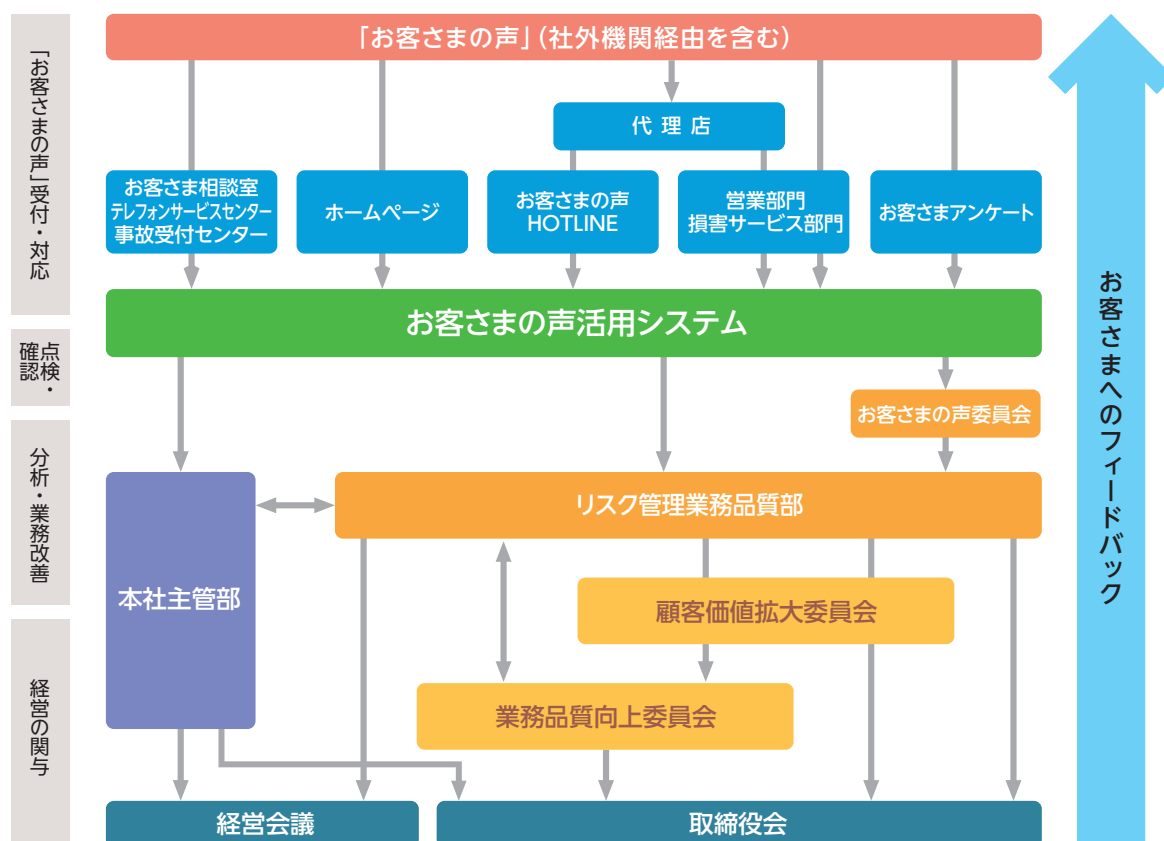
お客さまの声を施策にいかすため「お客さまの声」や「代理店の声」、またお客さまの視点に立った「社員の声」等を「お客さまの声活用システム」に登録し、受付から対応までの経過をすべて一元管理しています。

2022年度は4,126件の「声」を承りました。

■ お客さまの声委員会

全国の各事業部・損害サービス部に「お客さまの声委員会」を設置しています。この委員会では、各拠点で受け付けたお客さまの声について議論・分析し、効果的で継続可能な再発防止策の策定や好事例の共有を行うことを通じて、お客さま対応品質の向上に努めています。

「お客さまの声」対応態勢



「お客さまの声」をもとに実施した改善事例

事例1 ドライブレコーダー（ドラレコ）取り付けサービスのご利用案内の改善

＜お客さまの声＞	＜改善事例＞
ドラレコ特約で貸与されるドラレコの取り付けを依頼する際、手続きをわかりやすくしてほしい。また、ドラレコ事務局に問い合わせをしたとき、住所、電話番号、車種などたくさん聞かれたが、法人契約では契約上の登録内容がすぐにわからないことがあるため、確認するのは最低限の項目にしてほしい。	ご案内書類に「取り付けサービス（有料）があること」、「取り付けサービスを利用する際には、ドラレコ事務局に電話して予約が必要なこと」を明記しました。また、ドラレコ事務局にお電話いただいた際には、契約者名・車両登録番号をお伝えいただければ対応できるようにしました。

事例2 自動車保険非対面手続き「Webらく手続き」の開始

＜お客さまの声＞	＜改善事例＞
代理店から補償内容プランの説明を受けた後、じっくり検討したうえで、自分のタイミングで申込み手続きができるようにしてほしい。	従来からあったお電話や郵送による手続き方法に加えて、お客さまご自身がスマートフォンやタブレット等で契約手続きができる、自動車保険のWebらく手続きを2021年10月より開始しました。

事例3 火災保険の申込書のレイアウトを改善

＜お客さまの声＞	＜改善事例＞
火災保険（ビジネスプロパティ）の申込書に印字されている特約名がコードのみで、契約内容がわかりにくい。また、自動付帯の特約はその旨記載してほしい。	申込書のレイアウトを改善し、特約名や自動付帯される特約の説明を記載しました。

事例4 自賠責保険の満期案内はがきの記載を改善

＜お客さまの声＞	＜改善事例＞
自賠責保険の満期案内はがきが届き、手続きをしようとしたが、満期日まで1ヵ月以上あったためできなかった。満期案内はがきに手続き期間の記載はあるが、文字が小さくてわからなかった。	2018年7月満期契約分より、満期案内はがきに「車検のない原付・軽二輪の自賠責保険のご継続お手続きは右記満期日の1ヵ月前からできます。」と太字で記載しました。

事例5 保険金お支払いのご案内の表記を改善

＜お客さまの声＞	＜改善事例＞
保険金の支払案内が届いたが、あて名がカタカナ表記であり違和感を覚えた。漢字にすべきではないか。	お客さま向けの書類作成システムを改善し、漢字表記で見やすいお客さま向け書類を作成するようにしました。

事例6 お客さまからの連絡手段の充実

＜お客さまの声＞	＜改善事例＞
IP電話からドライビングサポート24に電話を掛けられない。繋がるようにしてほしい。	『ドライビングサポート24（0120-097-365）』について、2019年11月よりIP電話からもお電話を受けられるよう改善しました。

トピックス

- フリーランスや主婦・主夫も加入できる
Web完結の所得補償保険「働けないときの
保険」の発売

日新火災 働けないときの保険

2023年1月、Webで契約手続きが完結する所得補償保険「働けないときの保険」(正式名称:所得補償保険)を発売しました。

「働けないときの保険」は病気やケガで働けなくなったときに8日目から補償を開始できるため、会社員だけでなく、就業不能時に健康保険からの給付がないフリーランス等の個人事業主や主婦・主夫などの働き手の皆さまにも、簡単な手続きで確かな安心を提供できるようになりました。

また、日本人の死因で上位に入る「がん・脳卒中・急性心筋梗塞」と診断された場合、最高200万円の一時金を補償する「三大疾病一時金特約」も発売し、治療に専念するための経済的な備えができる商品です。

〈働けないときの保険の特徴〉

- お見積り・お申し込みは、スマートフォン、パソコン、タブレット等から24時間365日受付
- 「三大疾病一時金特約」をセットした場合、「がん・脳卒中・急性心筋梗塞」と診断された時に一時金を補償
- 「働けないときの保険」をWeb手続きによりお申込みいただいた場合、所得補償保険の保険料に割引8%を適用

- **【業界初】全国の優良工務店とタッグを組んだ、新しい火災保険** ～「修理手配」付き「^{うち}お家ドクター火災保険」の発売



2023年1月、「指定工務店特約」をセットした業界初の火災保険「^{うち}お家ドクター火災保険」(正式名称:すまいの保険)を発売しました。

「^{うち}お家ドクター火災保険」は火災や自然災害等の発生時に、保険金のお支払いだけでなく、お住まいの修理手配もセットで提供することにより、お客さまの安心・安全をサポートする商品です。

全国に工務店のネットワークを擁する株式会社ローカルワークス(代表取締役:清水勇介)と提携し、優良な指定工務店を手配できる仕組みを導入しました。

これによりお客さまが手間なく高い品質の修理をすることが可能となります。また、「指定工務店特約」をセットすることで火災保険の建物の保険料に割引3%を適用します。

同時に、お客さまご自身で補償を自由に設計し、Webによるお申し込み手続きが可能な「^{うち}お家ドクター火災保険Web」も発売しました。

〈^{うち}お家ドクター火災保険Webの特徴〉

- お見積り・お申し込みは、スマートフォン、パソコン、タブレット等から24時間365日受付
- お申込みに必要な情報を入力し、必要書類を専用Webサイトにアップロードしてご提出いただくことで、書類の記入・郵送や代理店窓口への来店が不要
- 「^{うち}お家ドクター火災保険Web」をWeb手続きによりお申込みいただいた場合、火災保険の保険料に割引5%を適用

AI(人工知能)を活用して自動車保険の不正請求を早期発見

不正請求検知サポートの導入

2022年8月からAI(人工知能)を活用した自動車保険の不正請求検知サポートの運用を開始しました。

東京海上ホールディングス株式会社と株式会社 PKSHA Technology の合併会社である株式会社 AlgoNaut(代表取締役:佐野 長紀)と連携し、契約内容や事故の申告状況等に関する情報から不正な保険金請求を早期に検知するAI(人工知能)を活用した自動車保険の不正請求検知サポートを導入しました。

当社は、健全かつ安定的な損害保険制度の運営や保険事業の信頼維持および公平性確保に努めてまいります。

健康経営の取り組み

当社は経営理念に「最も身近で信頼されるリテール損害保険会社」を掲げ、その実現のためには、社員一人ひとりが「心身ともに健康であり、個々の持てる能力を存分に発揮すること」が不可欠だと考え、社員とその家族の健康増進に向けた取り組みを推進してきました。

その結果、2023年3月に経済産業省と日本健康会議が共同で主催する「健康経営優良法人認定制度」※に基づく「健康経営優良法人2023(大規模法人部門)」に認定され、4年連続の認定となりました。

当社は、今後も社員の心身の健康を確保し働きがいを高めることで、お客さま対応力の向上に取り組んでまいります。



※ 健康経営優良法人認定制度とは、優良な健康経営を実践している企業等を「健康経営優良法人」として顕彰する制度です。経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が認定しています。

スポーツクライミング

当社は、2018年10月に「公益社団法人 日本山岳・スポーツクライミング協会」(以下、JMSCA)のオフィシャルパートナー契約を締結しています。

クライミング体験キャンプ等を通じた競技の普及

2022年11月に「JMSCAクライミング体験キャンプin いわて盛岡supported by日新火災」を開催しました。

同イベントでは、岩手県内のクライミング未経験・初心者の小学3年から6年生を対象に、当社所属の原田海選手と菊地咲希選手による技のデモンストレーションや、子供たちへの直接指導を通して、クライミングの楽しさを体験する場を提供しました。

今後も、JMSCAのオフィシャルパートナーとして、スポーツクライミングの普及活動を通じて地域社会の発展に貢献していきます。



トピックス

榑崎明智選手と所属契約を締結

当社は、2023年2月1日より榑崎明智選手と所属契約を締結しました。

今後は、榑崎明智選手、原田海選手、菊地咲希選手、中村真緒選手の4名の所属選手をバックアップしていきます。



東京海上グループ について

東京海上グループ概要	14
東京海上グループについて	16

東京海上グループ概要

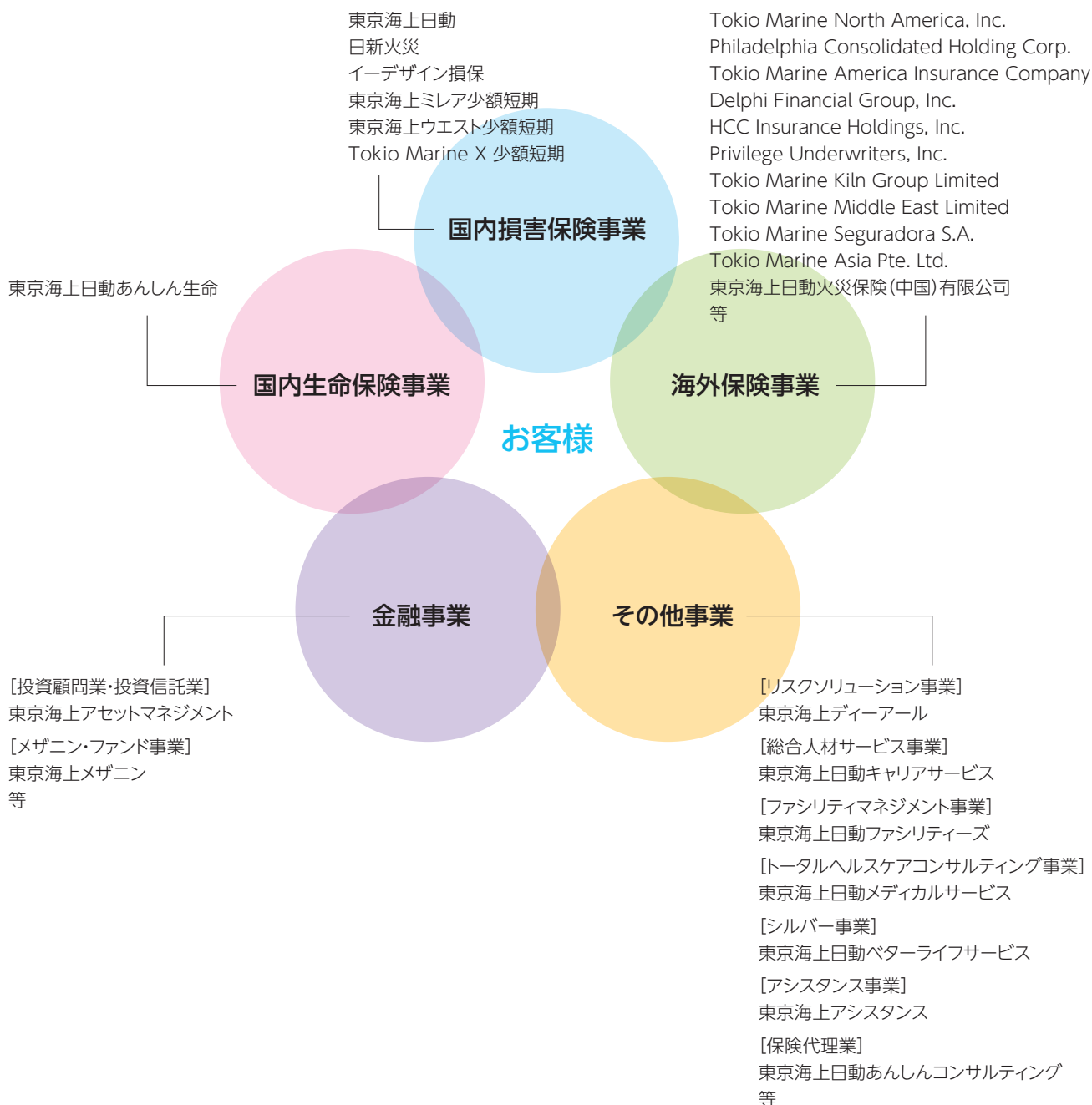
東京海上ホールディングスの業務内容

東京海上ホールディングスは、東京海上グループ全体の経営戦略・計画立案、グループ資本政策、グループ連結決算を担うとともに、コンプライアンス・内部監査・リスク管理等の基本方針を策定し、子会社等の経営管理を行っています。また、上場企業としてIR・広報および、サステナビリティ推進機能を備えています。

これにより、企業価値の最大化に向けて、中長期的なグループ戦略の立案と収益性・成長性の高い分野への戦略的な経営資源の配分を行い、グループ全体の事業の変革とグループ各社間のシナジー効果を追求します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社

(2023年7月1日現在)



主な保険事業会社

国内損害保険事業

Non-life Insurance Business

東京海上日動火災保険株式会社

創業：1879年8月1日
 資本金：1,019億円
 正味収入保険料：2兆3,852億円
 総資産：9兆4,271億円
 従業員数：16,645名
 本店所在地：東京都千代田区大手町2-6-4
 常盤橋タワー
 (2023年3月31日現在)



提供:三菱地所(株)

日新火災海上保険株式会社

創業：1908年6月10日
 資本金：203億円
 正味収入保険料：1,450億円
 総資産：3,665億円
 従業員数：2,092名
 本店所在地：東京都千代田区神田
 駿河台2-3
 (2023年3月31日現在)



国内生命保険事業

Life Insurance Business

東京海上日動あんしん生命保険株式会社

設立日：1996年8月6日
 資本金：550億円
 保険料等収入：8,127億円
 総資産：8兆7,075億円
 従業員数：2,625名
 本社所在地：東京都千代田区大手町2-6-4
 常盤橋タワー
 (2023年3月31日現在)



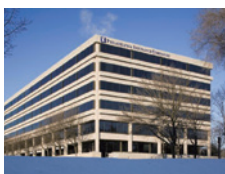
提供:三菱地所(株)

海外保険事業

Oversea Business

Philadelphia Consolidated Holding Corp.

創業：1962年
 正味収入保険料：3,706百万米ドル
 総資産：12,786百万米ドル
 従業員数：1,858名
 本社所在地：米国ペンシルバニア州
 パラキンウィッド



Delphi Financial Group, Inc.

創業：1987年
 保険料及び手数料収入：3,368百万米ドル
 総資産：34,533百万米ドル
 従業員数：3,011名
 本社所在地：米国ニューヨーク州
 ニューヨーク市



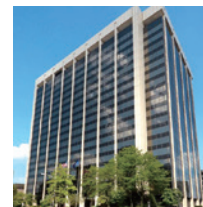
HCC Insurance Holdings, Inc.

創業：1974年
 正味収入保険料：5,329百万米ドル
 総資産：17,798百万米ドル
 従業員数：3,787名
 本社所在地：米国テキサス州ヒューストン



Privilege Underwriters, Inc.

創業：2006年
 取扱保険料：1,966百万米ドル
 総資産：974百万米ドル
 従業員数：1,057名
 本社所在地：米国ニューヨーク州ホワイト
 プレーンズ市



Tokio Marine Kiln Group Limited

創業：1962年
 正味収入保険料：881百万英ポンド
 総資産：3,713百万英ポンド
 従業員数：705名
 本社所在地：英国ロンドン



海外ネットワーク

- ・海外拠点：46の国・地域
- ・駐在員数：302名
- ・現地スタッフ数：約35,000名
- ・クレームエージェンツ数：約250拠点(サブエージェンツを含む)
(2023年3月31日現在)

海外保険事業については、2022年12月31日現在 現地財務会計ベース。

東京海上グループについて

東京海上グループについて

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、着実に企業価値の拡大を図っていきます。

東京海上グループ中期経営計画2023 ～成長への変革と挑戦～

2021年度から3か年の「東京海上グループ中期経営計画2023 ～成長への変革と挑戦～」がスタートしています。当社は「お客様や地域社会の“いざ”をお守りする」というパーパスを起点に、事業活動と社会課題解決を循環させることで、当社の経済的価値と社会的価値、そしてその総和である企業価値を高め、グループの長期ビジョンである「世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ」をめざしています。新中期経営計画では、長期ビジョンに向けて実現する姿として「ステークホルダーとのWin-Win」「グローバル×シナジー」「成長と安定的な高収益の実現」を定め、経営を支える基盤をベースに「2+1の成長戦略」に取り組みます。

1 中期経営計画の方向性

長期ビジョン

世界のお客様に“あんしん”をお届けし、成長し続けるグローバル保険グループ
～100年後もGood Companyをめざして～

長期ビジョンに向けて実現する姿

ステークホルダーとの
[Win-Win]

「グローバル」×「シナジー」

成長と安定的な高収益の実現
(中長期ターゲットとして、修正純利益
5,000億円超・修正ROE12%程度)

2+1の成長戦略

新しいマーケット × 新しいアプローチ

急激に変化するお客様のニーズに的確に対応し、
マーケットに合わせた商品・サービス戦略、
チャンネル戦略を展開していく

保険本業の収益力強化

自然災害の激甚化、低金利といった課題認識の
一方で、料率のハード化やデジタル活用フェーズ等の
機会も活かし保険本業の収益力向上に取り組む



次の成長ステージに向けた事業投資

テクノロジー
～ミッションドリブン～

経営を支える基盤

ERM
～リスクカルチャー～

人材

専門性人材の育成
グローバル人材・経営人材の育成
ダイバーシティ&インクルージョン

グループ体経営

ベストプラクティスの共有
シナジーを発揮する体制
グローバル経営態勢の構築

企業文化

To Be a Good Company
社会／お客様課題の解決
“しなやか”で“たくましい”

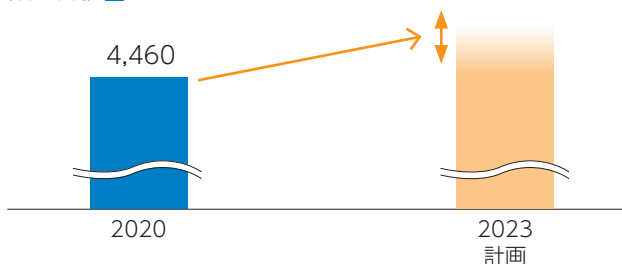
2 中期経営計画の業績指標

1. グループ全体の目標 CAGR=年平均成長率

修正純利益

計画 CAGR 3～7%

(単位: 億円) ■ 補正ベース*1

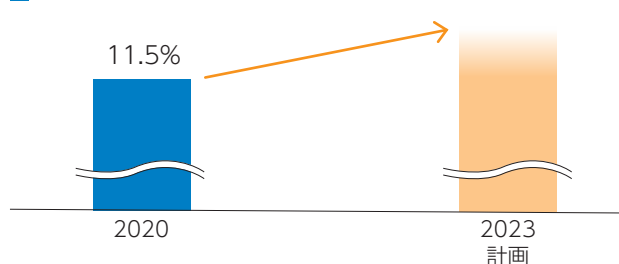


*1 自然災害は平年に補正し、新型コロナウイルスや為替変動の影響を控除した補正ベース

修正ROE

計画 12%程度

■ 補正ベース*1



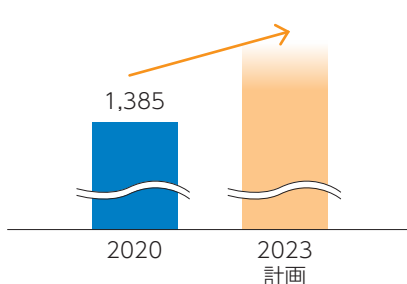
2. 各事業の利益目標 CAGR=年平均成長率

国内損保事業(東京海上日動)

事業別利益

計画 CAGR +6%以上

(単位: 億円) ■ 補正ベース*1



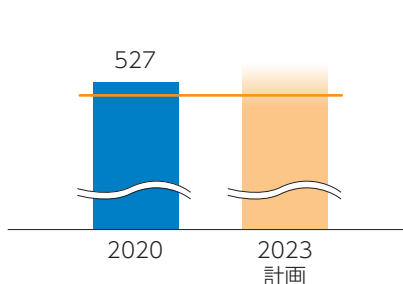
*1 自然災害は平年に補正し、新型コロナウイルスの影響を控除

国内生保事業(あんしん生命)

事業別利益*2

計画 安定的に500億円レベルを確保

(単位: 億円)



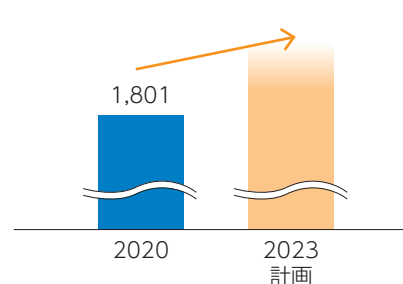
*2 2021年度より当期純利益をベースとした指標に改定

海外保険事業

事業別利益

計画 CAGR +9%程度

(単位: 億円) ■ 補正ベース*3



*3 自然災害は平年に補正し、新型コロナウイルスや為替変動の影響を控除

経営指標の定義

グループ全体の指標

利益およびROEについては、「修正純利益」および「修正ROE」を用いており、具体的には次の方法で算出いたします。

■ 修正純利益*1

連結当期純利益*2+異常危険準備金繰入額*3
+ 危険準備金繰入額*3+価格変動準備金繰入額*3
+ 自然災害責任準備金*4繰入額*3+初年度収支残の影響額
- ALM*5債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
+ のれん・その他無形固定資産償却額
- 事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等

■ 修正純資産*1

連結純資産+異常危険準備金+危険準備金+価格変動準備金
+ 自然災害責任準備金*4+初年度収支残
- のれん・その他無形固定資産

■ 修正ROE=修正純利益÷修正純資産(平均残高ベース)

*1 各調整額は税引後

*2 連結財務諸表上の「親会社株主に帰属する当期純利益」

*3 戻入の場合はマイナス

*4 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料

*5 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外

事業別の利益指標(事業別利益)*1

各事業の利益には「事業別利益」を用いており次の方法で算出いたします。

(1) 損害保険事業

当期純利益+異常危険準備金等繰入額*2
+ 価格変動準備金繰入額*2
+ 自然災害責任準備金*3繰入額*2+初年度収支残の影響額
- ALM*4債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等

(2) 生命保険事業*5

当期純利益+異常危険準備金等繰入額*2
+ 価格変動準備金繰入額*2
- ALM*4債券・金利スワップ取引に関する売却・評価損益
- 政策株式・事業投資に係る株式・固定資産に関する売却損益・評価損
- その他特別損益・評価性引当等

(3) その他の事業

財務会計上の当期純利益

*1 各調整額は税引後

*2 戻入の場合はマイナス

*3 大規模自然災害リスクに対応した火災保険の未経過保険料

*4 ALM=資産・負債総合管理。ALMの負債時価変動見合いとして除外

*5 海外生保事業は「その他の事業」の基準により算出する。

日新火災の経営 について

日新火災の経営戦略	20
代表的な経営指標	21
2022年度の事業概況	26
コーポレートガバナンスの状況	29
内部統制基本方針	31
コンプライアンスの徹底	33
個人情報への対応	38
勧誘方針	44
募集制度	45
リスク管理	47
資産運用	51
情報開示	52
サステナビリティの考え方	53

日新火災の経営戦略

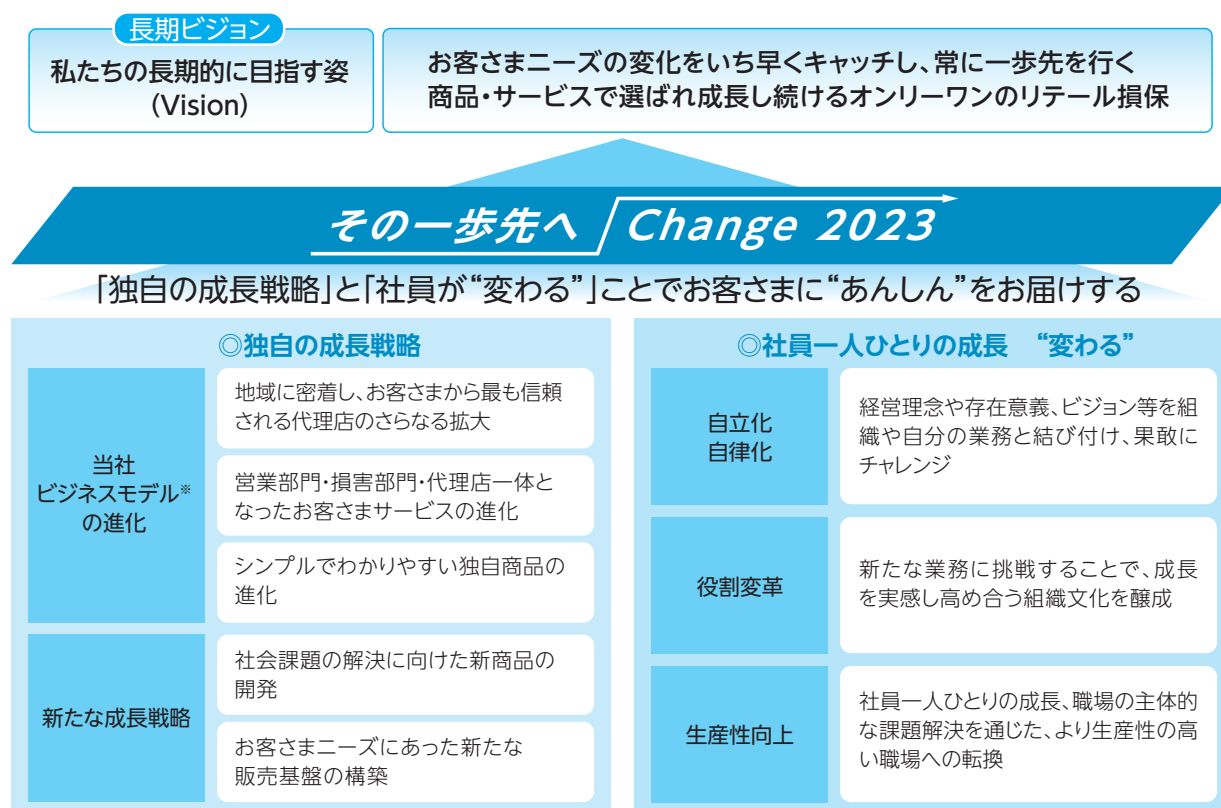
日新火災の中期経営計画「その一歩先へ Change 2023」

当社は、2021年4月から3か年の中期経営計画をスタートさせました。

本計画の策定にあたり、「お客さまニーズの変化をいち早くキャッチし、常に一歩先を行く商品・サービスで選ばれ成長し続けるオンリーワンのリテール損保」を、当社が長期的に目指す姿「長期ビジョン」として定めています。

2021年度からの3年間は将来を見据え、事業環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするため、「独自の成長戦略」と「社員一人ひとりの成長“変わる”」を柱に、日々新たな挑戦を続けていきます。

1. 全体像



ステークホルダーからの厚い信頼

※地域に密着し、お客さまから最も信頼される代理店とともに、シンプルでわかりやすく納得価格の商品と質の高い損害サービスを、お客さまに提供するビジネスモデル。

2. 概要

- これまでのリテールマーケットでの成長を基盤とし、「地域に密着し、お客さまから最も信頼される代理店のさらなる拡大」「営業部門・損害サービス部門・代理店一体のお客さまサービス体制」「独自商品」といった当社のビジネスモデルをさらに進化させます。
- 事業環境の変化に対応するため、「社会課題の解決に貢献する新商品開発」や「お客さまニーズにあった販売基盤の構築」に向けた新たな成長戦略を実行し、独自の価値を創造していきます。
- 社員一人ひとりが成長し“変わる”ことで組織を活性化させ、個々の社員が持っている力を十分に引き出し、働き甲斐や誇りを持てる企業風土を醸成します。

代表的な経営指標

2022年度 代表的な経営指標

年度		2021年度(令和3年度)	2022年度(令和4年度)
正味収入保険料(対前期増減率)		145,444百万円 (△1.6%)	145,031百万円 (△0.3%)
正味損害率		59.9%	63.8%
正味事業費率		33.6%	35.0%
保険引受利益(対前期増減率)		15,647百万円 (129.7%)	6,793百万円 (△56.6%)
経常利益(対前期増減率)		20,467百万円 (△13.1%)	8,447百万円 (△58.7%)
当期純利益(対前期増減率)		12,532百万円 (△26.6%)	7,092百万円 (△43.4%)
単体ソルベンシー・マージン比率		1,245.2%	1,187.6%
総資産額		392,556百万円	366,535百万円
純資産額		80,916百万円	63,870百万円
その他有価証券評価差額		10,406百万円	3,295百万円
保険業法に基づく債権の状況	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	—	—
	危険債権	—	—
	三月以上延滞債権	—	—
	貸付条件緩和債権	—	—
	正常債権	118百万円	101百万円
	保険業法に基づく債権合計	118百万円	101百万円
資産の自己査定結果	Ⅱ分類	234百万円	263百万円
	Ⅲ分類	228百万円	180百万円
	Ⅳ分類	2百万円	0百万円
	分類額計(Ⅱ+Ⅲ+Ⅳ)	466百万円	444百万円

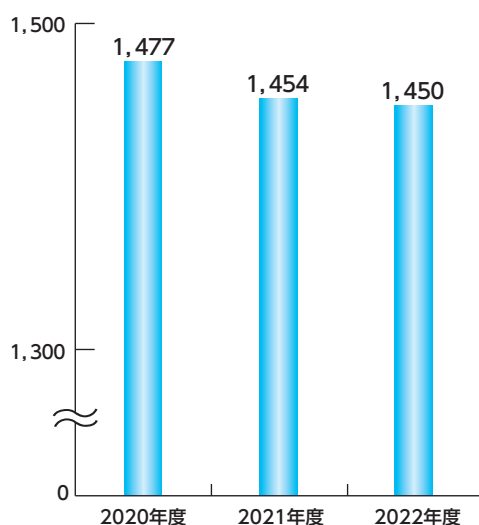
代表的な経営指標

正味収入保険料(対前期増減率)

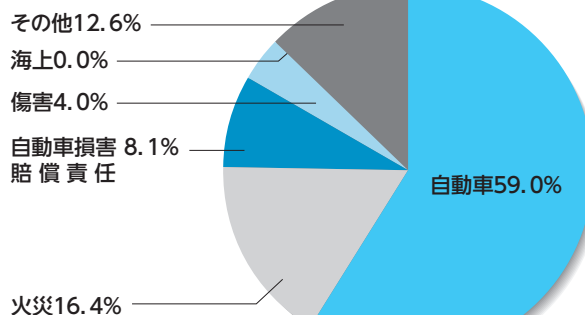
1,450億円(△0.3%)

●正味収入保険料の推移

(単位：億円)



●種目別構成比



●正味収入保険料

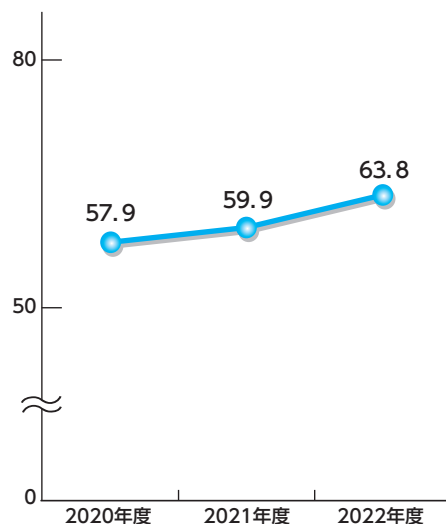
契約者から直接受け取った保険料(元受保険料)に、保険金支払負担平均化・分散化を図るための他の保険会社との保険契約のやりとり(受再保険料および出再保険料)を加減し、さらに将来契約者に予定利率を加えて返れいすべき原資となる積立保険料を控除した保険料です。

正味損害率

63.8%

●正味損害率の推移

(単位：%)



●正味損害率

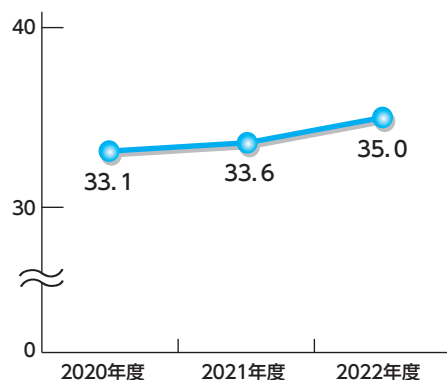
正味収入保険料に対する支払った保険金の割合のことであり、保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「正味支払保険金」に「損害調査費」を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

正味事業費率

35.0%

●正味事業費率の推移

(単位：%)



●正味事業費率

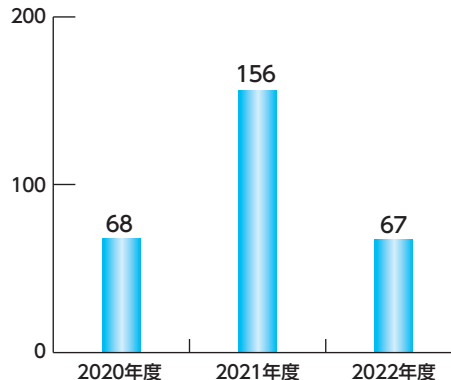
正味収入保険料に対する保険会社の保険事業上の経費の割合のことであり、正味損害率と同様に保険会社の経営分析や保険料率の算出に用いられるものです。具体的には、損益計算書上の「諸手数料及び集金費」に「営業費及び一般管理費」のうち保険引受に係る金額を加えて、前述の「正味収入保険料」で除した割合をさしています。

保険引受利益(対前期増減率)

67億円(△56.6%)

●保険引受利益の推移

(単位：億円)



●保険引受利益

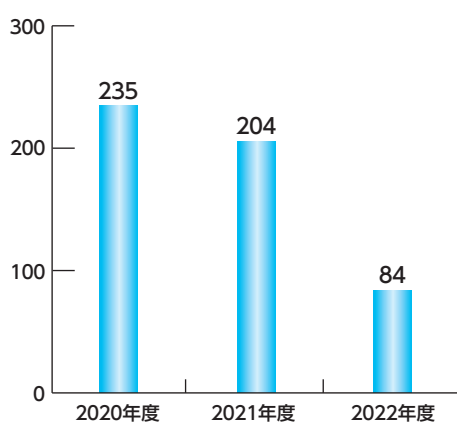
正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金・損害調査費・満期返れい金等の保険引受費用と保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものであり、保険本業における最終的な損益を示すものです。なお、その他収支は自賠責保険等に係る法人税相当額等です。

経常利益(対前期増減率)

84億円(△58.7%)

●経常利益の推移

(単位：億円)



●経常利益

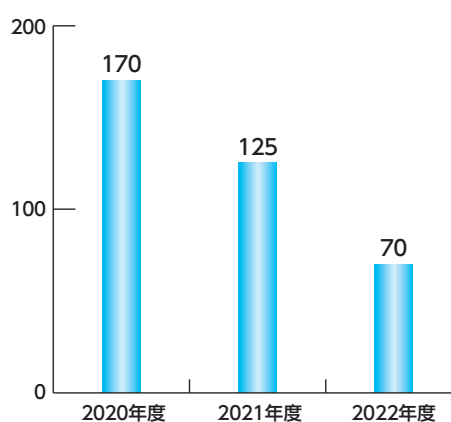
正味収入保険料・利息及び配当金収入・有価証券売却益等の経常収益から、保険金・満期返れい金・有価証券売却損・営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものであり、経常的に発生する取り引きから生じた損益を示すものです。

当期純利益(対前期増減率)

70億円(△43.4%)

●当期純利益の推移

(単位：億円)



●当期純利益

経常利益に固定資産処分損益や価格変動準備金繰入額等の特別損益・法人税及び住民税・法人税等調整額を加減したものであり、事業年度に発生したすべての取り引きによって生じた損益を示すものです。

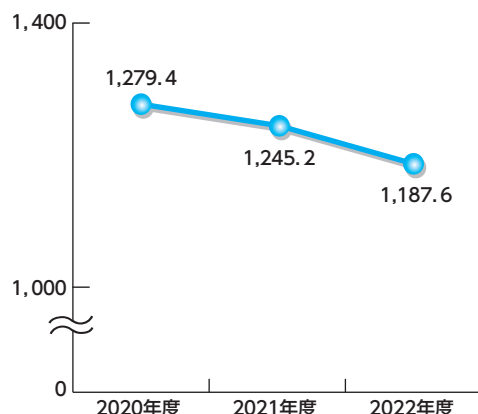
代表的な経営指標

単体ソルベンシー・マージン比率

1,187.6%

●単体ソルベンシー・マージン比率の推移

(単位：％)



●ソルベンシー・マージン比率

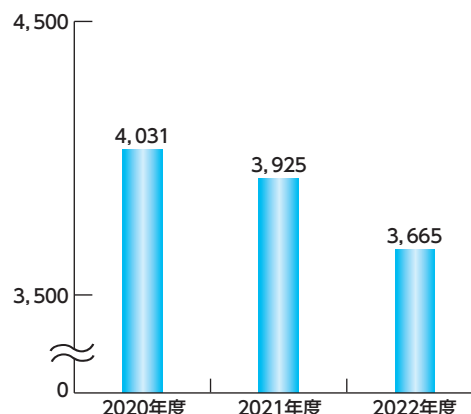
巨大災害の発生や、保有資産の大幅な下落等、通常の予測を超えて発生し得る危険に対する、資本金・準備金等の支払余力の割合を示す指標です。ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する指標の1つであり、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

総資産

3,665億円

●総資産の推移

(単位：億円)



●総資産

損害保険会社が保有する資産の総額であり、具体的には貸借対照表上の「資産の部合計」です。損害保険会社の保有する資産規模を示すものです。

代表的な経営指標の用語説明

●純資産額

損害保険会社が保有する資産の合計である「総資産額」から、責任準備金等の「負債額」を控除したものが「純資産額」であり、具体的には貸借対照表上の「純資産の部合計」です。損害保険会社の担保力を示すものです。

●その他有価証券評価差額

「金融商品に係る会計基準（いわゆる時価会計）」により、保有有価証券等については、売買目的、満期保有目的等の保有目的で区分し、時価評価等を行っています。その他有価証券は、売買目的、満期保有目的等に該当しないものであり、保有有価証券等の大宗を占めています。この、その他有価証券の時価評価後の金額と時価評価前の金額との差額（いわゆる評価損益）が、その他有価証券評価差額です。財務諸表においては、税金相当額を控除した純額を、貸借対照表上の純資産の部に「その他有価証券評価差額金」として計上しています。

●保険業法に基づく債権

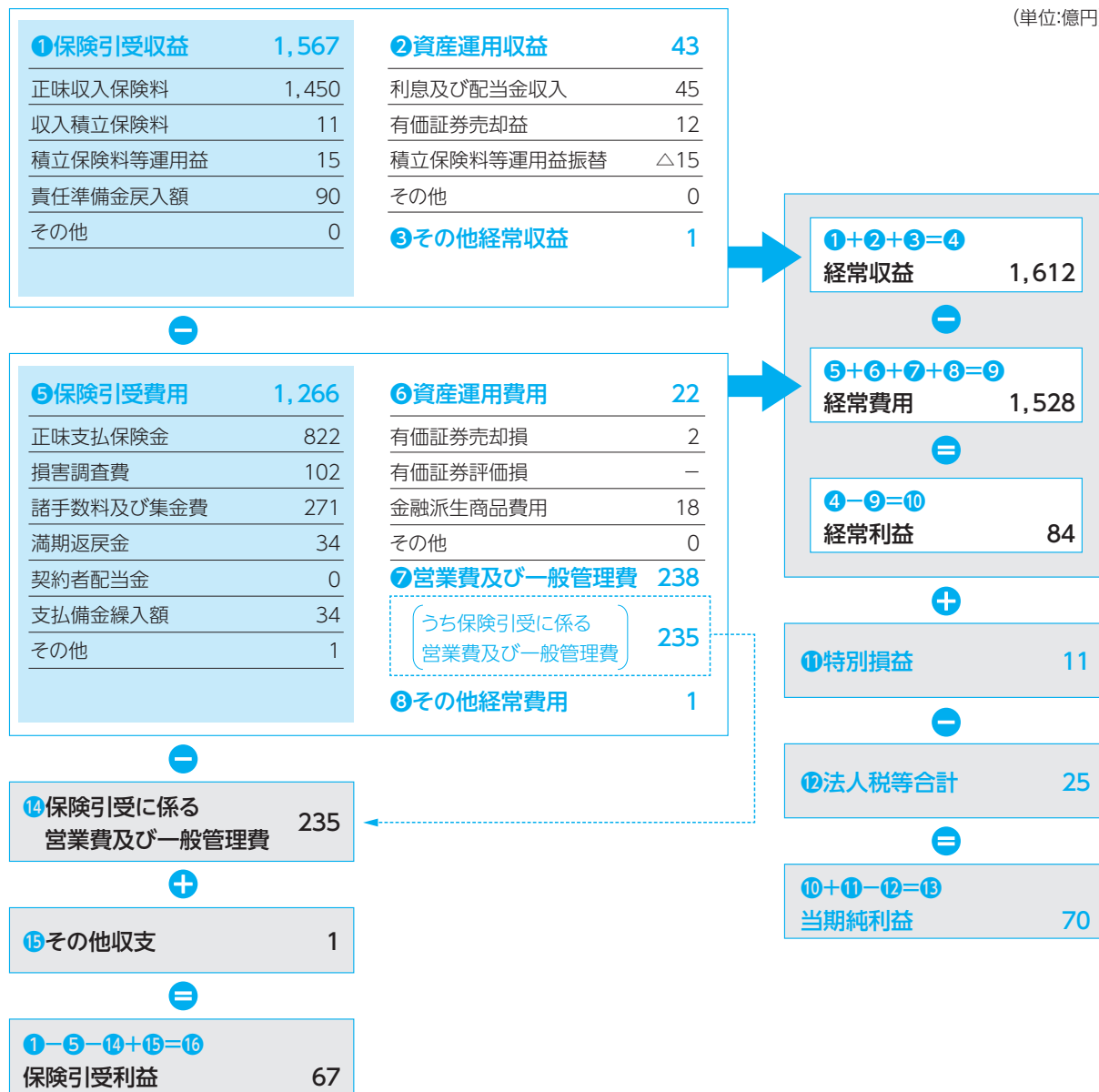
保険業法施行規則第59条の2第1項第5号ロに基づき開示している債権の金額です。債権の価値の毀損の危険性、回収の危険性等に応じて、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」「三月以上延滞債権」「貸付条件緩和債権」「正常債権」の5つに区分されています。

●自己査定

損害保険会社としての資産の健全化を図るために、不良債権等については適切な償却・引当等の処理が必要です。自己査定は、適切な償却・引当を行うために、損害保険会社自らが、保有資産について価値の毀損の危険性等に応じて、保有資産を分類区分することです。具体的には、債務者の状況および債権の回収可能性を評価して、資産を回収リスクの低い方から順に、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4段階に分類します。このうち、Ⅰ分類は、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題の無い資産です。Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ分類は、何らかの回収の危険性または価値の毀損の可能性のある資産であり、これらの合計額が「分類額計（Ⅱ＋Ⅲ＋Ⅳ）」です。

決算の仕組み(2022年度)

(単位:億円)



取得格付※ (2023年7月1日現在)

格付投資情報センター(R&I)

AA+ (発行体格付)

※最新の格付は、東京海上ホールディングス株式会社のホームページ等でご確認ください。
(<https://www.tokiomarinehd.com/ir/stock/rating.html>)

2022年度の事業概況

事業の経過および成果等

当年度の我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引締め等による世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境には厳しさが増えています。

損害保険業界では、インフレを受けた修理費の上昇や自然災害による発生保険金の増大を主因に収益が悪化しました。

このような事業環境のなか、中期経営計画「その一歩先へ Change2023」に沿って、Web・デジタルの活用を通じたお客さま起点での機動的な新商品・サービスのリリース等、各施策を積極的に推進するとともに、当社のパーパス「リテールのお客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けする」の実践に努めてまいりました。

当年度の取り組みの経過およびその成果は、以下のとおりです。

■ 新商品の開発

お客さまにとってシンプルでわかりやすく、大手社とは一線を画した独自性のある商品やサービスを提供していくため、新商品の開発を実施しました。

火災保険では、全国の優良工務店とタッグを組んだ新しい火災保険である「^{うち}お家ドクター火災保険」を2023年1月に発売しました。「指定工務店特約」を付帯し、火災や自然災害等の事故発生時に、保険金のお支払いだけでなく、お住いの修理手配もセットで提供し、お客さまの安心・安全をサポートします。

傷害保険では、Web上で簡単な手続きで加入できる新たな所得補償保険「働けないときの保険」を2023年1月に発売しました。病気やケガで働けなくなったときに8日目から補償を開始します。また、日本人の死因で上位に入る「がん・脳卒中・急性心筋梗塞」と診断された場合、最高200万円の一時金を補償する「三大疾病一時金特約」も発売し、治療に専念するための経済的な備えを提供します。

■ 損害サービス

損害サービスを通じたお客さま満足度の向上を目指し、迅速・適切な保険金支払いとお客さまの期待を超える「感動サービス」の提供に取り組みました。社員と代理店が一体となりお客さまの期待・ニーズに寄り添った事故対応を行い、事故に遭われたお客さまの不安を速やかに解消することで、“あんしん”をお届けするよう努めました。

また、被災されたお客さまにいち早く“あんしん”をお届けできるよう、2022年9月に発生した台風14号では事故報告を全国の支店・支社へ振り分け、各支店・支社にて事故受付のご安心コール(初期コンタクト)からお支払いまで一貫して対応を行い全社一丸となってお客さま対応に注力しました。

■ トップラインの拡大

成長戦略に掲げる販売基盤強化や新種保険の拡販等に取り組みました。販売基盤強化については、当社のビジネスモデルに共感し実践していただけるプロ代理店の開発に取り組むとともに、将来プロ代理店として独立を目指す研修生の採用に取り組みました。また、新たなお客さま接点の構築を目的として、Web商品案内のみに役割を限定した「媒介型代理店」の開発に注力しました。

新種保険の拡販に向けては、既存のお客さまをさまざまなリスクからお守りすることに取り組むとともに、新たなお客さまの獲得にも注力しました。

■ 収支改善

保険引受利益を安定的に確保していくため、火災保険や新種保険の引受対策の取り組みを行いました。また、ITの活用等による業務の効率化にも取り組みました。

❖ 役割変革・生産性向上

営業の対外的な行動量の増大、高品質なサービス提供などを目的として、営業事務のバックオフィスへの集中化を進めました。また、生産性を向上させ社員の働きがいを高めるための「役割変革」を進め、マルチに活躍できる人材育成に注力してきました。損害サービスでは、事故に遭われたお客さまの不安を速やかに解消するため、損害サービスの担当者が自動車事故の全種目事案を担当する専任担当者制を推進しました。これらの営業・損害サービスにおける施策と従前から取り組んでいる営業・損害一体運営を前提としたジョブローテーションにより「お客さま本位の“あんしん”と補償をお届け」する体制整備を進めました。

❖ 当年度業績

保険引受収益1,567億円、資産運用収益43億円等を合計した経常収益は、前年度に比べ17億円減少し、1,612億円となりました。

一方、保険引受費用1,266億円、資産運用費用22億円、営業費及び一般管理費238億円等を合計した経常費用は、前年度に比べ102億円増加し、1,528億円となりました。

この結果、経常利益は、前年度に比べ120億円、58.7%減少し、84億円となりました。

経常利益に特別利益、特別損失、法人税及び住民税ならびに法人税等調整額を加減した当期純利益は、前年度に比べ54億円、43.4%減少し、70億円となりました。

保険引受の概況、保険種目別の概況は、次のとおりです。

■ 保険引受の概況

正味収入保険料は1,450億円と、自動車保険および自動車損害賠償責任保険の減収を主因として、前年度に比べ0.3%の減収となりました。また、正味損害率は、火災保険および自動車保険の正味支払保険金の増加を主因として、前年度に比べ3.9ポイント上昇し、63.8%となりました。

また、正味事業費率は、前年度に比べ1.4ポイント上昇し、35.0%となりました。

保険引受利益は、既経過保険料が自動車保険を主因に30億円減収、発生保険金が自然災害や自動車事故の増加を主因に74億円増加、事業費が25億円増加した一方、責任準備金取崩額が43億円増加した結果、前年度に比べ88億円減少し、67億円の利益となりました。

■ 保険種目別の概況

火災保険では、新規契約の増加や2023年1月の料率改定効果等による増収を主因として、正味収入保険料は237億円と、前年度に比べ17億円、8.1%の増収となりました。また、正味損害率は、自然災害を主因として、前年度に比べ7.1ポイント上昇し、89.2%となりました。

傷害保険では、正味収入保険料は57億円と、前年度に比べ0億円、1.3%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ5.7ポイント上昇し、52.5%となりました。

自動車保険では、正味収入保険料は855億円と、前年度に比べ22億円、2.6%の減収となりました。また、正味損害率は、事故件数の増加と保険金単価の上昇を主因として、前年度に比べ4.1ポイント上昇し、56.7%となりました。

自動車損害賠償責任保険では、正味収入保険料は117億円と、前年度に比べ8億円、6.5%の減収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ3.4ポイント低下し、80.8%となりました。

賠償責任保険では、正味収入保険料は95億円と、前年度に比べ5億円、6.5%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ0.9ポイント低下し、54.0%となりました。

その他の保険は、労働者災害補償責任保険、動産総合保険、建設工事保険等が主なものです。労働者災害補償責任保険の増収を主因として、その他の保険全体の正味収入保険料は87億円と、前年度に比べ2億円、3.2%の増収となりました。また、正味損害率は、前年度に比べ3.1ポイント上昇し、59.4%となりました。

❖ 当社が対処すべき課題

2023年度の我が国経済は、資源高や海外経済減速による下押し圧力を受けるものの、感染症や供給制約の影響が和らぐもとで、緩和的な金融環境や政府の経済対策の効果にも支えられて、回復していくと見込まれています。その後は、所得から支出への前向きな循環メカニズムが経済全体で徐々に強まってくなかで、潜在成長率を上回る成長を続けると考えられます。

国内損害保険市場においては、少子高齢化や人口減少に伴う市場の縮小、自然災害の増加により、先行きは見通しにくい状況が続くものと考えます。

こうした状況のなか、2023年度が最終年度となる中期経営計画「その一歩先へ Change2023」の各施策を着実に

2022年度の事業概況

推進していくとともに、10年先を見据え、環境が変化してもリテールのお客さまに“あんしん”をお届けするため、「独自の成長」を追求してまいります。また、「プロ代理店を中心とした代理店のさらなる拡大」「営業・損害・代理店一体のお客さまサービス体制」「独自商品」という当社ビジネスモデルの進化にも引き続き取り組んでまいります。さらに、「社会課題の解決に貢献する新商品開発」や「お客さまニーズに合った販売基盤の構築（媒介代理店=Neoモデル代理店の開発）」を推進してまいります。さらに、社員一人ひとりが成長し、お客さま基軸で主体的に考え、判断し、行動することで「正しいことを正しく行う」文化を組織に浸透、定着させ、お客さまに選ばれ成長し続けるオンリーワンのリテール損保を目指してまいります。

コーポレートガバナンスの状況

コーポレートガバナンス態勢

当社は、お客さま、株主、代理店、社員、地域・社会という各ステークホルダーに対する責任を果たすためコーポレートガバナンスの充実を重要な経営課題として位置づけ、当社の持株会社である東京海上ホールディングスが策定した「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」およびグループの「内部統制基本方針」に基づいた健全で透明性の高いコーポレートガバナンス態勢を構築しています。

1. 取締役会・監査役会

当社の取締役会は、2023年4月1日現在、社外取締役2名を含む8名の取締役(任期1年)で構成されています。監査役会は、社外監査役2名を含む4名の監査役で構成されています。社外取締役および社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はありません。

2. 指名委員会・報酬委員会

当社の親会社である東京海上ホールディングス株式会社は、「東京海上ホールディングス コーポレートガバナンス基本方針」に基づき、指名委員会および報酬委員会を設置しています。両委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出します。両委員会は、当社に関して次の事項を審議し、東京海上ホールディングス株式会社取締役会に答申します。

a) 指名委員会

- ・ 社長の選任・解任
- ・ 取締役・監査役・執行役員の選任要件および解任方針

b) 報酬委員会

- ・ 社長の業績評価
- ・ 取締役・執行役員の報酬体系および報酬水準

3. コンプライアンス態勢・品質の向上に向けた態勢

当社では、業務品質向上委員会(2名が社外委員)を設置し、品質の維持向上や適正な業務運営について、社外の視点を含めた評価・提言を行う態勢としています。コンプライアンスに関する重要事項は、経営会議および取締役会において審議・決定し、コンプライアンスの一層の徹底を図っています。また、違反行為に関する各種通報・相談制度(ホットライン)を設け、これを運用しています。

4. リスク管理態勢

当社は、当社の保有するリスクに対して定量・定性の両面から、総合的な管理を行っています。また、リスク管理委員会を設置し、当社におけるリスク管理の実施方針について議論するとともに、リスク管理に係る重要事項について、取締役会において審議・決定し、リスク管理の強化を図っています。

5. 社外・社内の監査態勢

(1) 社外の監査・検査

当社は、社外の監査・検査として、「会社法および金融商品取引法に基づく監査法人による外部監査」および「保険業法に基づく金融庁による検査」等を受けています。

当社の会計監査人はPwCあらた有限責任監査法人です。

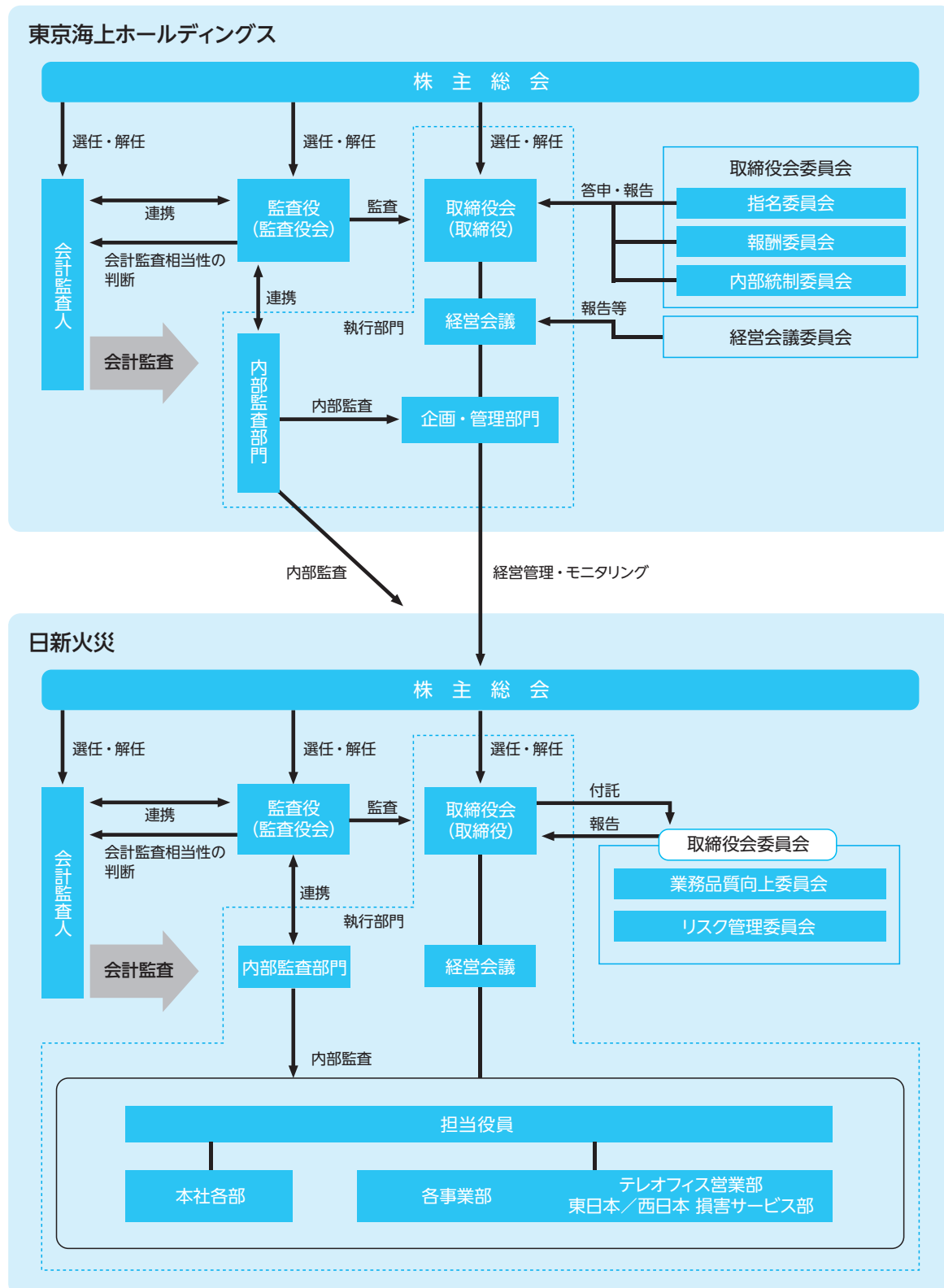
(2) 社内の内部監査態勢

当社では、内部監査を「経営目標の効果的な達成に資するために、内部管理態勢(ガバナンス、リスク・マネジメントおよびコントロールの各プロセスをいい、環境変化に対応した経営戦略の遂行状況を含む。)の適切性および有効性の検証、内部管理態勢上の課題の指摘、その改善に向けた提言および洞察の提供ならびにこれらを通じた経営に資する助言を、フォワードルッキングな観点で行うものとする。」と定義して、当社のすべての業務および組織等を対象に内部監査を実施しています。また、内部監査結果については、取締役会等に報告しています。

コーポレートガバナンスの状況

東京海上ホールディングス・日新火災のコーポレートガバナンス体制の概要

(2023年7月1日現在)



内部統制基本方針

当社は、会社法および会社法施行規則ならびに東京海上ホールディングス株式会社(以下「東京海上HD」)との間で締結された経営管理契約および東京海上HDが定めた各種グループ基本方針等に基づき、取締役会において「内部統制基本方針」を以下のとおり決定し、本方針にしたがって内部統制システムを構築・運用しています。

〈整備状況の概要〉

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念、東京海上HDとの間で締結された経営管理契約、「東京海上グループ グループ会社の経営管理に関する基本方針」をはじめとする各種グループ基本方針等に基づき、適切かつ健全な業務運営を行う。
 - ① 当社は、事業戦略、事業計画等の重要事項の策定に際して東京海上HDの事前承認を得るとともに、各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を取締役会および東京海上HDに報告する。
 - ② 当社は、子会社との間に管理運営に関する覚書を締結し、各種グループ基本方針等に基づき、適切に子会社の経営管理を行う。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 資本配分制度に関する基本方針」に基づき、資本配分制度の運営体制を整備する。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 経理に関する基本方針」に基づき、当社の財務状態および事業成績を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続、税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (4) 当社は、「東京海上グループ 財務報告に係る内部統制に関する基本方針」に基づき、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (5) 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」に基づき、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (6) 当社は、「東京海上グループ ITガバナンスに関する基本方針」に基づき、ITガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (7) 当社は「東京海上グループ 人事に関する基本方針」に基づき、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事、およびあるべき人材像の浸透の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ コンプライアンスに関する基本方針」に基づき、以下のとおり、コンプライアンス体制を整備する。
 - ① 役職員が「東京海上グループ コンプライアンス行動規範」および「日新火災行動規範」に則り、事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - ② コンプライアンスを統括する部署を設置するとともに、コンプライアンスに関する年度計画を策定して、コンプライアンスに関する取り組みを行う。また、取締役会の下に社外委員を含む業務品質向上委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要な事項を審議する。
 - ③ コンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施して、コンプライアンスの周知徹底を図る。
 - ④ 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほかに、社内外にホットライン(内部通報制度)を設け、その利用につき役職員に周知する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 内部監査に関する基本方針」に基づき、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、内部監査規程を制定し、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、「東京海上グループ リスク管理に関する基本方針」に基づき、以下のとおり、リスク管理体制を整備する。
 - ① リスク管理基本方針を定め、当社の事業遂行に関わる様々なリスクについてリスク管理を行う。
 - ② リスク管理を統括する部署を設置するとともに、リスク管理基本方針において管理対象としたリスク毎に管理部署を定める。
 - ③ リスク管理についての年度リスク管理計画を策定する。
 - ④ 取締役会の下にリスク管理委員会を設置して、当社のリスク管理体制の整備状況やリスク管理の実施状況の確認等を定期的に実施する。
- (2) 当社は、「東京海上グループ 統合リスク管理に関する基本方針」に基づき、統合リスク管理方針を定めるとともに、グループ全体の統合リスク管理の一環として、保有リスク量とリターン状況を定期的にモニタリングする。
- (3) 当社は、「東京海上グループ 危機管理に関する基本方針」に基づき、危機管理方針を定め、危機管理体制を整備する。

内部統制基本方針

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、経営管理契約に基づき、グループの経営戦略および経営計画に則って、事業計画（数値目標等を含む。）を策定し、当該計画の実施状況をモニタリングする。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について審議・報告を行う。
- (4) 当社は、(1)～(3)のほか、当社および子会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の求めに応じ、監査役の監査業務を補助するための監査役直轄の事務局を設置し、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役事務局に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、子会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社および子会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。
- (4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等については、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

2006年（平成18年）5月19日 制定
2021年（令和 3年）4月 1日 改定

〈運用状況の概要〉

当社は、上記の「内部統制基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、業務の適正を確保することで企業価値の向上に努めています。

また、内部統制システムの整備および運用状況については、年に2回、モニタリングを実施し、取締役会においてその内容を確認しています。さらに、モニタリング結果等をふまえ、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでいます。

コンプライアンスの徹底

当社はお客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念に掲げ、コンプライアンスの徹底を経営の基本に位置づけています。

コンプライアンス宣言

当社は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指すことを経営理念としており、コンプライアンスの徹底は当社の経営理念の実践そのものです。

当社では、経営理念の実現に向け行動する際の重要な事項を「日新火災行動規範」として定めています。私たち全役職員はこの行動規範に則り、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスの徹底を最優先することをここに宣言いたします。

日新火災海上保険株式会社
取締役社長 織山 晋

また、東京海上グループとして東京海上グループ各社の全役職員が遵守すべきコンプライアンス行動規範を定めています。

東京海上グループ コンプライアンス行動規範<骨子>

●法令等の徹底

法令や社内ルールを遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、社会規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を行います。

●社会との関係

社会、政治との適正な関係を維持します。

●適切かつ透明性の高い経営

業務の適切な運営をはかるとともに、透明性の高い経営に努めます。

●人権・環境の尊重

お客様、役職員をはじめ、あらゆる人の基本的人権を尊重します。また、地球環境に配慮して行動します。

さらに、当社は、損害保険会社として社会・公共的使命の遂行と人間尊重を信条とし、社会から信頼され続けるために、日新火災行動規範を定めています。すべての役職員は日新火災行動規範を誠実に遵守・実践します。

日新火災行動規範<骨子>

1. 人間尊重の原則

日新火災は人間尊重を行動の基本精神とし、事業に関わる全てのみなさまの権利を尊重し、お客さま本位を実践するために誠意を持って行動します。

2. 法令等遵守

日新火災は企業行動の基本である法令・ルールについてその制定された目的を十分に理解し、それを誠実に遵守していきます。

3. 適切な事業活動

日新火災は損害保険会社としての社会・公共的使命を果たすため、高い企業倫理と透明性を維持し、公正かつ自由な競争の促進と内部統制の強化に努めます。

4. 積極的な社会参画

日新火災は、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、社会貢献活動や環境問題の取組みなど、社会に対して有益な働きかけを積極的に行います。

コンプライアンス推進態勢

当社では、お客さまや社会からの要請に応えていくことをコンプライアンスと捉え、役職員一人ひとりが常にコンプライアンスを念頭においた業務の遂行に取り組んでいます。

当社の業務品質の維持・向上を目的とする取締役会委員会として、社外委員を含む「業務品質向上委員会」を設置

しています。本委員会では、会社全体の業務品質向上に向けて、業務品質向上計画を策定し、取締役会に報告するとともに、お客さまに影響を及ぼす(可能性のある)業務運営について「お客さま本位」の視点で確認・検証し、業務の改善に努めています。

コンプライアンスの徹底

また、顧客価値の拡大および顧客被害の予防・最小化に向けて、全執行役員が議論する場として、「顧客価値拡大委員会」を設置しています。

現業部門においては、業務の最前線でコンプライアンス施策を遂行する部長、課長をコンプライアンス推進責任者、コンプライアンス推進役と位置づけ、さらに部長を補佐するコンプライアンススタッフを配置しています。本社には全部門のコンプライアンスを推進するコンプライアンスリーダーを配置し、また各地区に駐在する本社所属のコンプライアンスオフィサーが各事業部のコンプライアンス推進状況についてモニタリング、指導、支援を行います。

なお、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかにリスク管理業務品質部等に報告や相談をすることを義務づけています。何らかの理由で、通常の報告や相談をすることが適当でない場合には、「コンプライアンス相談窓口(リスク管理業務品質部長直通の専用電話)」、「コンプラ110番(社内イントラネットによるリスク管理業務品質部長へのEメール)」、「監査役ホットライン」、「社外ホットライン」、「東京海上ホールディングスや弁護士事務所への直通電話およびEメール」等を利用して匿名でも報告や相談をすることができます。

業務品質向上委員会

コンプライアンスの徹底にあたって、社外からの視点による幅広い意見を得るため、社外の有識者が委員として加わる業務品質向上委員会を設置しています。本委員会は取締役会直属の機関として、各委員より専門領域を踏まえた有益な意見や提言を得つつ、会社施策の点検や監視を行うとともに、直接経営に提言しています。各委員より専門領域をふまえた有益な意見や提言を得ています。また、業務品質の向上に関するあらゆる取り組みについて審議し、これらの取り組みの実効性を確認し改善を推進していくとともに、お客さま等への被害やご迷惑を及ぼす事案について、お客さま対応の方針および改善策が確実に実施されていることを確認し、「お客さま本位」を基軸とした業務の遂行に努めています。

顧客価値拡大委員会

組織横断的に業務執行の実態を深く把握し、速やかに対策を講じられるよう、「顧客価値拡大委員会」を設置しています。商品やサービスの提供を通じた顧客価値の拡大、および顧客被害の予防・最小化を目的として、お客さまの声等の情報を執行役員間で共有し、十分な時間をかけて論議し、業務執行にいかしています。

業務品質向上計画

業務品質向上の推進にあたり、毎年度、取締役会において会社全体の業務品質向上計画を決定しています。その計画にしたがって各部門は具体的な施策を策定し、業務品質向上に取り組んでいます。これらの取組状況は、取締役会に報告しています。

コンプライアンス・マニュアル

「コンプライアンス・マニュアル」を作成して、全役職員がいつでも参照できるようにしています。「コンプライアンス・マニュアル」には、①コンプライアンスの考え方、当社の経営理念、コンプライアンス宣言、行動規範、②コンプライアンス推進態勢、③問題を発見した場合の対応、④遵守すべきルールとその解説を記載しています。そのほか、コンプライアンスの重要事項を携帯用カードに掲載し全役職員に配付することにより徹底を図っています。

コンプライアンス研修

コンプライアンスの徹底と推進を目的として、全役職員を対象に「コンプライアンス研修」を実施しています。階層別や職場別の集合研修や社内イントラネットを利用した研修を継続的に実施しています。研修内容には「コンプライアンスの考え方」等の基本的な項目から「実務に即したケーススタディ」までを盛り込んだ実効性のある研修の実施に努めています。

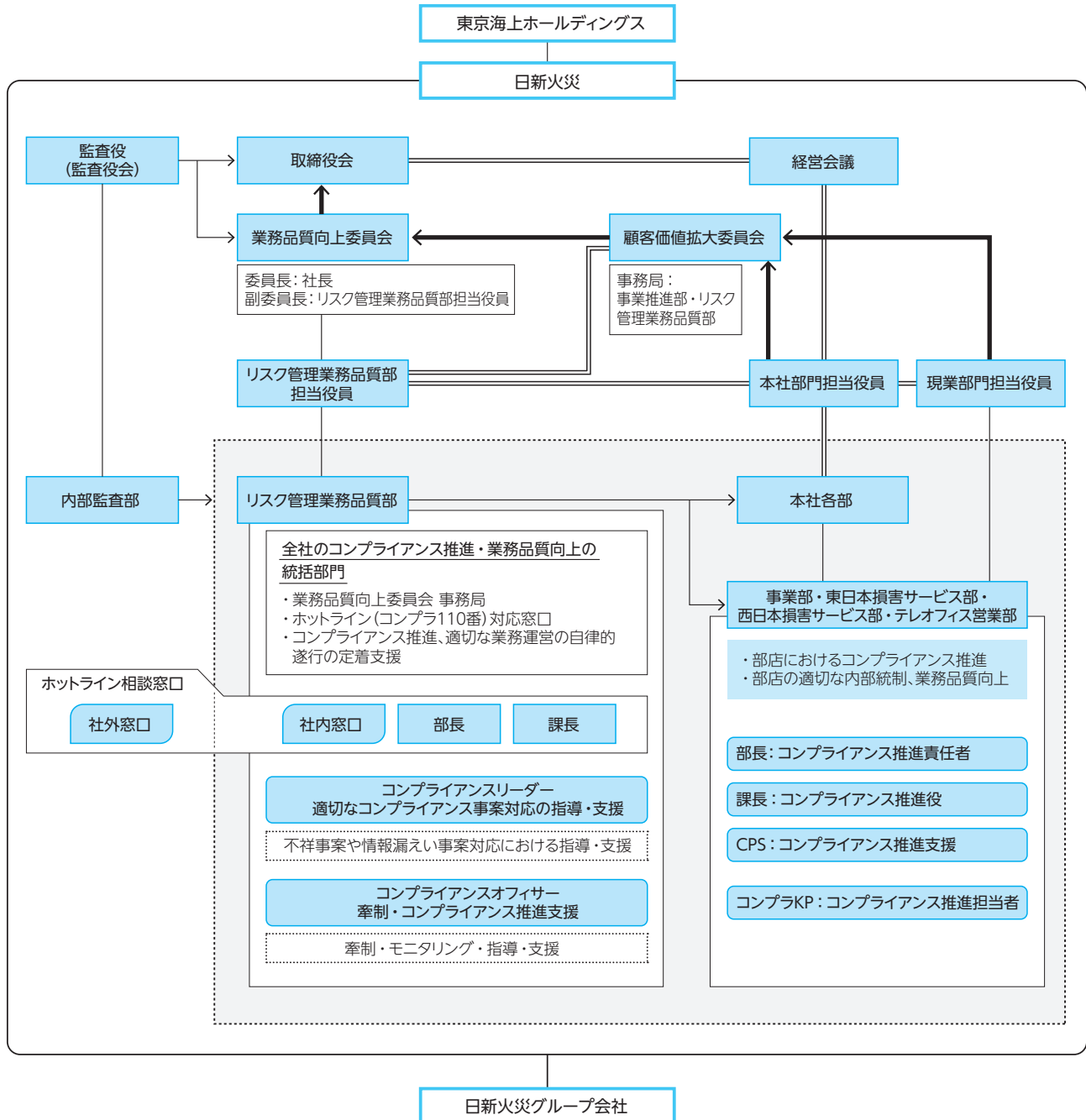
モニタリング

業務が適切に遂行されているかについて、各部による点検や、「コンプライアンスリーダー」、「コンプライアンスオフィサー」、「コンプライアンススタッフ」等による「モニタリング」を組み合わせ、コンプライアンスの取り組みやルールの遵守状況を継続的に点検しています。

ホットライン制度

コンプライアンスに関連する問題が発生した場合や発生しそうな場合等に、報告や相談ができる各種の「ホットライン制度」を設けています。また、社外のホットライン制度も複数設置して、報告者や相談者が利用しやすい手段を選択できるように配慮しています。なお、当社の「ホットライン制度」は公益通報者保護法に対応しており、報告者の個人情報には厳重に管理され、報告者が不利益な取り扱いを受けることはありません。

2023年度コンプライアンス体制



コンプライアンスの徹底

反社会的勢力等への対応

当社は、「東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針」に則り、反社会的勢力等に対する態勢整備と毅然とした対応に努めています。

東京海上グループ 反社会的勢力等への対応に関する方針(概要)

1. 基本的な考え方

東京海上グループは、良き企業市民として公正な経営を貫き広く社会の発展に貢献するため、反社会的勢力等との関係の遮断および不当要求等に対する拒絶を経営理念の実践における基本的事項として位置づけ、反社会的勢力等に対して、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することに努めます。

2. 反社会的勢力等からの被害を防止するための基本原則

反社会的勢力等に対し、以下の(1)から(5)に基づき対応します。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、会社組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備えて、平素より、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部の専門機関との緊密な連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係(提携先を通じた取引を含む。)を含めて、一切の関係を持つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が、東京海上グループの各社の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠蔽するための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であっても絶対に行いません。

3. 態勢整備

反社会的勢力等との関係を遮断するために、以下の態勢を整備します。

(1) 対応統轄部署の設置

(2) 問題が発生した場合の報告・相談ルールや体制の制定

(3) 研修の実施 等

利益相反取引等の管理

当社は、「東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針」に則り、お客さまの利益が不当に害されることのないように、利益相反取引等の管理に努めています。

東京海上グループ 利益相反取引等の管理に関する方針(概要)

1. 利益相反取引等

「利益相反取引等」とは、東京海上グループが行う取引等のうち、以下のものをいいます。

- (1) お客さまの利益と東京海上グループの利益とが相反するおそれのある取引
- (2) お客さまの利益が東京海上グループの他のお客さまの不利益となるおそれのある取引
- (3) 東京海上グループが保有するお客さまに関する情報をお客さまの同意を得ないで利用する取引(本邦における個人情報保護法または東京海上グループ会社に適用されるその他の法令等の規定に基づく、あらかじめ特定された利用目的に係る取引をのぞきます。)
- (4) 上記(1)から(3)までに掲げるもののほか、東京海上グループのお客さまの保護および東京海上グループの信用維持の観点から特に管理を必要とする取引その他の行為

2. 利益相反取引等の管理の態勢

持株会社である東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理に関する事項を一元的に管理します。

また、日新火災海上保険株式会社は、利益相反取引等の管理を統轄する部署を設置するなど、法令等に従い必要な態勢整備を行います。

3. 利益相反取引等の管理の方法

東京海上グループは、利益相反取引等の管理を、以下の方法により実施してまいります。

- (1) 東京海上グループ各社が、利益相反取引のおそれがある取引等を行おうとする場合には、事前に東京海上ホールディングスに報告することとします。
- (2) 東京海上ホールディングスでは、報告された取引等について、お客さまの利益を不当に害するまたは害する可能性があるかと判断した場合には、以下の方法による措置を講じます。
 - ① 当該取引を行う部門と当該取引に係るお客さまとの他の取引を行う部門を分離する方法
 - ② 当該取引または当該取引に係るお客さまとの他の取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 当該取引に伴い、当該取引に係るお客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該取引に係るお客さまに適切に開示する方法
 - ④ 当該取引等に伴い、東京海上ホールディングスおよび東京海上グループ会社が保有するお客さまに関する情報を利用することについて、当該お客さまの同意を得る方法
 - ⑤ 当該取引等または当該取引に係るお客さまとの他の取引を中止する方法
 - ⑥ その他、東京海上ホールディングスが必要かつ適切と認める方法

4. 利益相反取引等の管理態勢の検証

東京海上ホールディングスは、東京海上グループの利益相反取引等の管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証してまいります。

個人情報への対応

当社はお客さま情報の取り扱いについて、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（「マイナンバー法」）、その他関連法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、損害保険会社に係る個人情報保護指針等にしたがって、適切な措置を講じています。

お預かりしたお客さまの個人情報ならびに特定個人情報等（個人番号および特定個人情報）が適正に取り扱われるように、代理店および従業者等への教育や指導を徹底するほか、個人情報の取り扱いおよび安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善しています。

当社の個人情報ならびに特定個人情報等に対する取り組み方針等は「プライバシーポリシー（個人情報のお取り扱いについて）」として当社ホームページで公表しています。

プライバシーポリシー （個人情報のお取り扱いについて）

日新火災海上保険株式会社

日新火災海上保険株式会社（以下「弊社」といいます。）は、お客さま本位の安心と補償をお届けし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指しています。このような理念のもと、弊社は、「個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」といいます。）」、その他の法令、金融分野における個人情報保護に関するガイドラインその他のガイドライン、一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」および東京海上グループ プライバシーポリシーを遵守して、以下のとおり個人情報ならびに個人番号および特定個人情報（以下、個人番号および特定個人情報を総称して「特定個人情報等」といいます。）を適正に取り扱います。なお、本プライバシーポリシーの記載内容については、適宜見直しを行い、改善に努めていきます。

※本プライバシーポリシーにおいて、「個人情報」および「個人データ」は、特定個人情報等を除くものをいいます。

1. 個人情報の取得について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社は、業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により個人情報を取得します。

（1）本人からの取得

弊社は、保険契約の申込書、保険金請求書、取引書類、付帯サービスの提供、アンケート等を通じて個人情報を取得します。

また、各種ご連絡やお問い合わせ、ご相談等に際して、内容を正確に記録するために、通話内容の録音等により個人情報を取得することがあります。

（2）本人以外からの取得

弊社は、東京海上グループ各社、業務委託先、取引先等その他の第三者からまたは公開されている情報を元に、個人情報を取得する場合があります。弊社が本人以外から個人情報を取得する具体例は以下のとおりです。

- ・提供元の例：一般財団法人民事法律協会、株式会社ゼンリン
- ・取得する個人情報の項目の例：登記事項証明書記載の建物の構造の情報等、住宅地図等

弊社は、個人データを第三者から取得する場合には、当該取得に関する事項（どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのように当該データを取得したか等）について確認・記録します。

2. 個人情報の利用目的について

（特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取り扱いについて」をご覧ください。）

弊社では、次の業務を実施する目的ならびに下記5. および6. に掲げる目的（以下「利用目的」といいます。）に必要な範囲内で個人情報を利用します。

利用目的は、お客さまにとって明確になるよう具体的に定め、ウェブサイト等で公表します。また、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努め、申込書、パンフレット等に記載します。さらに、利用目的を変更する場合には、その内容をご本人に通知するか、ウェブサイト等に公表します。

- （1）損害保険商品ならびに弊社が取り扱うその他の商品およびサービス（以下総称して「弊社商品・サービス」といいます。）の案内、募集および販売、ならびにそれらに付帯、関連するサービスの案内、提供および管理
- （2）保険契約の申し込みに係る適正な引受の審査
- （3）弊社商品およびサービスならびにそれらの付帯サービスの履行、維持管理および更新
- （4）保険料の通知、請求および返戻
- （5）保険事故の受付および相談対応、事故に関する各種専門業者に係る情報の提供、各種専門業者の仲介、斡旋および紹介、ならびに保険事故に係る損害、事故原因の調査
- （6）保険事故その他の危険の発生を防止もしくは軽減を図るための調査、分析および助言
- （7）適正な保険金、給付金および返戻金の支払い、保険金請求に係る保険事故の調査、ならびに保険金、給付金等の支払事由の調査（関係先への照会および連携を含みます。）
- （8）保険金等の不正請求その他の不適正事案の防止および排除
- （9）国内外の再保険会社との再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
- （10）販売基盤（代理店等）の新設および維持管理

- (11) 融資の審査ならびに融資契約の締結、履行および管理
- (12) 弊社または弊社代理店が提供する商品、サービス等に関するアンケートの実施
- (13) お客様の閲覧履歴・購買履歴・属性等の情報を分析して実施する、お客様の興味関心に応じた弊社商品・サービスの広告宣伝、ならびにお客様のニーズに適合した保険募集人の推薦および紹介
- (14) 東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う損害保険、生命保険、コンサルティング等の商品およびサービスの案内
- (15) お客様の閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して実施する、お客様の興味関心に応じた東京海上グループ各社および提携先企業等が取り扱う商品・サービスの広告宣伝
- (16) お客様に関する保険契約情報、事故情報等を用いたリスクの分析、予測に基づく、お客様のリスクに応じた適切な弊社商品・サービスの提案
- (17) その他、上記(1)から(16)に付随する業務の遂行、各種リスクの把握および管理その他お客様とのお取引および弊社の業務運営を適切かつ円滑に履行するために行う業務の遂行、ならびに持株会社による東京海上グループ各社の経営管理および共通重複業務

利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。

※グループ会社の範囲につきましては、「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」(3)をご覧ください。

3. 個人データの第三者への提供について

(特定個人情報等につきましては下記「9. 特定個人情報等の取扱いについて」をご覧ください。また、弊社は、外国にある第三者に対して個人データを提供することがありますが、詳細は別紙①「外国にある第三者への提供」をご覧ください。)

- (1) 弊社は、次の場合を除いて、ご本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。
 - ・法令に基づき提供が許容される場合
 - ・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - ・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - ・国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ・当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合(当該個人データを学術研究目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除きます。)
 - ・弊社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店を含む委託先に提供する場合(下記「4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託」をご覧ください。)

- ・合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- ・弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合(下記「5. グループ会社および提携先企業との共同利用について」をご覧ください。)
- ・損害保険会社等との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)
- ・国土交通省との間で共同利用を行う場合(下記「6. 情報交換制度等について」をご覧ください。)

- (2) 弊社は、法令で定める場合を除き、個人データおよび個人関連情報を第三者に提供した場合(個人関連情報の第三者提供については提供先で個人データとして取得されることが想定される場合)には当該提供に関する事項(どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録します。
- (3) 弊社は、第三者から受領した個人関連情報を、弊社が保有する他の情報と結びつける等して個人情報として利用することがあります。

4. 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託について

弊社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。弊社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先の選定基準を定めて適切な委託先を選定し、委託契約を締結し、委託先における個人データの取扱い状況を含む情報管理体制を確認する等委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

弊社では、例えば次のような業務に関連して、個人データの取扱いを委託しています。((4)については特定個人情報等を含みます。)

- (1) 保険契約の募集に関わる業務
- (2) 保険金支払いその他の損害サービス業務
- (3) 情報システムの保守および運用に関わる業務
- (4) 支払調書等の作成および提出に関わる業務
- (5) 保険契約の付帯サービスの提供に関わる業務

5. グループ会社および提携先企業との共同利用について

弊社は、東京海上グループ各社および提携先企業との間で、以下のとおり個人データを共同利用します。特定個人情報等につきましては共同利用を行いません。

- (1) 利用目的
上記「2. 個人情報の利用目的について」(1)から(17)に記載の利用目的と同様
- (2) 個人データの項目
住所、氏名、電話番号、電子メールアドレス、性別、生年月日、その他申込書等に記載された契約内容および事故状況、保険金支払状況等の内容、ドライブレコーダーの記録内容、保険対象物件に関連する構造・使用状況・地形・気象・災害等のデータ、位置情報、購買履歴、ウェブサイトの閲覧履歴、バイタルデータ、健康診断結果・レセプト・治療・投薬等のデータ、職業上の経歴・保有資格等、経済状況・家計・資産運用に関するデータ等

個人情報への対応

(3) 共同利用する事業者等

●グループ会社:

東京海上ホールディングスのグループ会社はこちら(www.tokiomarinehd.com/group/)をご覧ください。

日新火災のグループ会社は以下のとおりです。

【保険関連事業】

ユニバーサルリスクソリューション株式会社…リスクコンサルタント業

日新火災インシュアランスサービス株式会社…保険代理業

【事務代行等関連事業】

日新火災総合サービス株式会社…荷造・印刷・製本・集配業務

日新火災情報システム株式会社…プログラム作成、ソフトウェア開発

●提携先企業:

弊社が個人データを共同利用している提携先企業はございません。

(注)以上の内容は、弊社業務に従事している者の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報および匿名加工情報については対象としていません。

(4) 個人データ管理責任者

日新火災海上保険株式会社(住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。)

6. 情報交換制度等について

(特定個人情報等につきましては情報交換制度等の対象外です。)

(1) 弊社は、保険契約の締結または保険金の請求に際して行われる不正行為を排除するために、損害保険会社等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。

(2) 弊社は、自賠責保険に関する適正な支払いのために、損害保険料率算出機構等との間で、個人データを共同利用します。

※詳細につきましては損害保険料率算出機構のウェブサイトをご覧ください。

(3) 弊社は、損害保険代理店の委託および監督ならびに弊社の職員採用等のために、損害保険会社等との間で、損害保険代理店等の従業者に係る個人データおよび一般社団法人日本損害保険協会が実施する損害保険代理店試験の合格者等の情報に係る個人データを、以下の5つの制度において共同利用します(いずれも、詳細につきましては一般社団法人日本損害保険協会のウェブサイトをご覧ください。)

1. 特研生情報制度

2. 代理店廃止等情報制度(2013年6月末日までに取得した個人データを対象とします。)

3. 合格者情報等の取扱い

4. 代理店登録・届出の電子申請等における個人情報の取扱い

5. 募集人・資格情報システムの登載情報の取扱い

また、弊社は、保険募集人の適格性および資質を判断する参考等とするために、代理店廃止等情報制度および廃業等

募集人情報登録制度において、損害保険会社等および生命保険会社等との間で、保険募集人に係る個人データを共同利用します(2013年7月1日以降に取得した個人データを対象とします。)

(4) 弊社は、原動機付自転車および軽二輪自動車の自賠責保険の無保険車発生防止を目的として、国土交通省が自賠責保険契約期間を満了していると思われる上記車種のご契約者に対し契約の締結確認のがきを出状するため、上記車種の自賠責保険契約に関する個人データを国土交通省へ提供し、同省を管理責任者として同省との間で共同利用します。

※詳細につきましては国土交通省のウェブサイトをご覧ください。

7. 信用情報の取扱いについて

信用情報に関する機関(ご本人の借入金返済能力に関する情報の収集および弊社に対する当該情報の提供を行うものをいいます。)から提供を受けた情報につきましては、保険業法施行規則第53条の9に基づき、返済能力の調査の目的に利用目的が限定されています。

弊社は、これらの情報につきましては、ご本人の返済能力に関する調査の目的以外には利用しません。

8. センシティブ情報の取扱いについて

弊社は、要配慮個人情報ならびに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療および性生活に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号もしくは同法施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、および、本人を目視し、もしくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除きます。)を、個人情報保護法その他の法令、ガイドラインに規定する場合を除くほか、取得、利用または第三者提供しません。

9. 特定個人情報等の取扱いについて

特定個人情報等は、マイナンバー法により利用目的が限定されており、弊社は、その目的を超えて取得・利用しません。

弊社は、マイナンバー法で認められている場合を除き、特定個人情報等を第三者に提供しません。

10. ご契約内容および事故に関するご照会について

ご契約内容および保険金の支払内容に関するご照会については、保険証券に記載の弊社営業店または代理店もしくは最寄りの弊社営業店または代理店にお問い合わせください。ご照会者をご本人であることをご確認させていただいたうえで、対応します。

11. 個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等について

個人情報保護法に基づく保有個人データおよび特定個人情報等に関する事項の通知、開示(第三者提供記録の開示を含む)・訂正等・利用停止等に関するご請求(以下、「開示等請求」といいます。)については、下記「14. お問い合わせ窓口」にご請求ください。ご請求者がご本人であることをご確認させていただくとともに、弊社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日回答します。利用目的の通知請求および開示請求について

は、弊社所定の手数料をいただきます。

開示等請求の詳細につきましては別紙②「開示等請求手続」をご覧ください。

12. 安全管理措置について

弊社では、個人データおよび特定個人情報等の漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データおよび特定個人情報等の安全管理措置を講じます。具体的な安全管理措置の内容につきましては別紙③「安全管理措置」をご覧ください。

13. 仮名加工情報・匿名加工情報の取扱いについて

弊社は、仮名加工情報および匿名加工情報を適正に取り扱います。仮名加工情報および匿名加工情報の取扱いの詳細につきましては別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」をご覧ください。

14. お問い合わせ窓口

弊社は、個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。

弊社の個人情報、特定個人情報等、仮名加工情報（個人情報であるものを除く）および匿名加工情報の取扱いならびに個人データ、特定個人情報等および匿名加工情報の安全管理措置に関するご照会、ご相談は、下記までお問い合わせください。また、弊社からのEメール、ダイレクトメール等による新商品、サービスのご案内について、ご希望されない場合は、下記のお問い合わせ先までお申し出ください。ただし、保険契約の維持および管理、保険金のお支払等に関する連絡は対象となりません。

【お問い合わせ先】

○日新火災 テレホンサービスセンター

電話：0120-616-898

〈受付時間〉平日9:00～18:00／土日祝日9:00～17:00

○日新火災 お客さま相談室

電話：0120-17-2424

〈受付時間〉午前9時～午後5時

（土日祝祭日および年末年始を除く）

○弊社支店・支社・損害サービスセンター

電話番号は保険証券もしくは保険約款に記載しております。

〈受付時間〉午前9時～午後5時

（土日祝祭日および年末年始を除く）

住所および代表者の氏名等については会社概要のページをご覧ください。

15. 認定個人情報保護団体について

弊社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報、特定個人情報等および匿名加工情報の取扱いに関する相談および苦情を受け付けております。

【お問い合わせ先】

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

所在地：〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階

電話：03-3255-1470

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝祭日および年末年始を除く）

ウェブサイトアドレス (<https://www.sonpo.or.jp/>)

別紙①「外国にある第三者への提供」

弊社は、以下のとおり、外国にある第三者に対してお客様の個人データを提供することがありますが、当該提供に関して参考となる情報を以下のとおりお知らせ致します。

なお、ここにいう「外国」からは、「個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等」である以下の国を除きます。

アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストリア、オランダ、キプロス、ギリシャ、クロアチア、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニアおよびルクセンブルク

●相当措置を講じている第三者に対して個人データを提供する場合

弊社は、個人データの取扱いについて個人情報保護法に基づき講ずべき措置に相当する措置（以下「相当措置」といいます。）を継続的に講ずるために必要な基準に適合する体制を整備している第三者に対して個人データを提供する（委託および共同利用を含みます。）ことがあります。

当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置に関する情報の内容の提供を希望されるお客様は、開示等請求手続「4.お問い合わせ窓口」までお問い合わせください。

別紙②「開示等請求手続」

1.ご請求方法

個人情報保護法に基づく保有個人データの利用目的の通知、開示（第三者提供記録の開示を含みます。）、訂正等（訂正・追加・削除）または利用停止等（利用停止・消去・第三者提供の停止）をご希望される場合には、下記窓口までご請求下さい。弊社所定の請求書類をご送付申しあげますので、請求書類に必要事項を記入のうえ弊社指定の窓口までご送付ください。この際、ご請求者の本人確認およびご請求者の保有個人データまたは第三者提供記録の特定のために、以下の書類についてもあわせてご送付願います。請求書類等の送付に係る費用についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

（1）ご請求者がご本人の場合

- ・印鑑登録証明書（現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの）の正本
- ・運転免許証、健康保険証またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- ・開示等請求をされる保険契約の保険証券の写し（保険契約者の場合のみ）

個人情報への対応

(2) ご請求者が代理人の場合

- ・上記(1)の本人確認書類
- ・代理人自身の印鑑登録証明書(現住所が記載され、発行日から3か月以内のもの)の正本
- ・代理人自身の運転免許証、健康保険証またはパスポート等の公的機関が発行した書類の写し
- ・法定代理人の場合は法定代理権があることを確認できる書類(戸籍謄本、後見開始審判書等)
- ・委任による代理人の場合は委任状

2. 手数料

保有個人情報の利用目的の通知および開示請求については、請求にかかる手数料として1,000円(消費税込)をご負担いただきます。

また、開示対象となるデータの加工等を含め、開示を実施するための費用が当該金額を上回ることが明白である場合は、開示の実施にかかる手数料として、ご請求内容に応じた実費相当額を追加でご負担いただきます。こちらについては、別途、事前に手数料額の見積もりをご連絡致します。

手数料は、弊社指定の口座に手数料をお振込みください。なお、振込手数料についてはご請求者のご負担となりますのでご了承ください。

3. 回答方法

お受けした開示等請求については、請求内容の確認・調査等を行い、手数料を要する請求については入金を確認させていただいたうえで、ご本人に対し、書面の交付による方法、電磁的記録の提供による方法その他当社所定の方法によりご回答申し上げます。代理人によるご請求の場合であっても法定代理人によるご請求の場合を除き、ご本人に対しご回答申し上げます。

開示等請求に応じることにより、ご本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、弊社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合および法令に違反することとなる場合等ご請求に応じることができない場合がございますが、その場合にはその理由をご連絡申し上げます。

4. お問い合わせ窓口

(1) 電話でのご請求・お問合せ窓口

日新火災 お客様相談室

電話: 0120-17-2424

〈受付時間〉午前9時～午後5時

(土日祝祭日および年末年始を除く)

(2) 請求書類送付先

日新火災海上保険株式会社 リスク管理業務品質部 コンプライアンスグループ

所在地: 〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

別紙③「安全管理措置」

1. 基本方針の策定

個人情報の適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問および苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定します。

2. 個人情報の取扱いに係る規律の整備

取得・入力、利用・加工、保管・保存、移送・送信、消去・廃棄、漏えい事案等への対応の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について個人情報の取扱規程を策定します。

3. 組織的安全管理措置

個人情報の取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員および当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱規程に違反している事実または兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備します。

4. 人的安全管理措置

個人情報の取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施します。

5. 物理的安全管理措置

- ・個人データを取り扱う区域において、従業員の入室管理および持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施します。
- ・個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施します。
- ・個人データの破棄に当たっては、容易に復元不可能な削除や、データが記載または記録された媒体の物理的破壊を実施します。

6. 技術的安全管理措置

- ・情報システム(パソコン等の機器を含む。)を使用して個人データを取り扱う場合(インターネット等を通じて外部と送受信等する場合を含む。)、担当者および取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行います。
- ・個人データを取り扱う情報システムを使用する従業員が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証します。
- ・個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入します。
- ・情報システムの使用に伴う個人データの漏えい等を防止するための措置を講じ、適切に運用します。

7. 外的環境の把握

当社は、外国において個人データを取り扱っています。当社は、その個人データを取り扱う外国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施します。

別紙④「仮名加工情報・匿名加工情報の取扱い」

1. 仮名加工情報の取扱いについて

(1) 仮名加工情報の作成

弊社は、仮名加工情報（法令に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報）を作成する場合には、法令で定める基準に従って、適正な加工を施します。

(2) 仮名加工情報等の安全管理措置

弊社は、プライバシーポリシー「9.安全管理措置について」に定めるほか、仮名加工情報および当該仮名加工情報に係る削除情報等（仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等および個人識別符号ならびに加工の方法に関する情報（その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるもの）に限ります。))について、法令の定めに基づき安全管理措置を講じます。

(3) 個人情報である仮名加工情報の取扱い

弊社は、個人情報である仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- ・プライバシーポリシー「2.個人情報の利用目的について」、「5.グループ会社および提携先企業との共同利用について」に掲げる利用目的に必要な範囲で、個人情報である仮名加工情報を利用し、利用目的を変更して他の目的で利用する場合には、変更後の利用目的を公表すること
- ・仮名加工情報である個人データおよび削除情報等を利用する必要がなくなったときは、遅滞なく消去するよう努めること
- ・法令に基づく場合、弊社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、仮名加工情報である個人データを第三者に提供しないこと
- ・個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- ・個人情報である仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと
- ・その他、個人情報である仮名加工情報および仮名加工情報である個人データを、法令に基づき許容される場合を除き、通常の個人情報および個人データと同様に取り扱うこと

(4) 個人情報でない仮名加工情報の取扱い

弊社は、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う場合には、以下の対応を行います。

- ・法令に基づく場合、弊社の業務遂行上必要な範囲内で委託先に提供する場合、合併その他の事由による事業の承継に伴って提供する場合、弊社のグループ会社および提携先企業との間で共同利用を行う場合を除くほか、個人情報でない仮名加工情報を第三者に提供しないこと
- ・取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他の仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること
- ・法令で定める基準に従って、個人情報でない仮名加工情報を取り扱う従業員に対し必要かつ適切な監督を行うこと
- ・個人情報でない仮名加工情報の取扱いを委託する場合には、法令で定める基準に従って、委託先に対し必要かつ適切な監

督を行うこと

- ・個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人を識別する目的で他の情報と照合しないこと
- ・個人情報でない仮名加工情報の元の個人情報に係る本人への連絡等を行う目的で当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用しないこと

(5) 変更後の利用目的

該当なし

2. 匿名加工情報の取扱いについて

(1) 匿名加工情報の作成等

弊社は、匿名加工情報（法令に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を作成等する場合には、以下の対応を行います。

- ・法令で定める基準に従って、適正な加工を施すこと
- ・法令で定める基準に従って、削除した情報や加工の方法に関する情報の漏えい等を防止するために安全管理措置を講じること
- ・作成した匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表すること
- ・作成の元となった個人情報の本人を識別するための行為をしないこと
- ・第三者から匿名加工情報を取得した場合は、元の個人情報に係る本人を識別する目的で、削除した情報や加工の方法に関する情報を取得し、または他の情報と照合しないこと

(2) 匿名加工情報の提供

弊社は、匿名加工情報を第三者に提供する場合には、提供しようとする匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目と提供の方法を公表するとともに、提供先となる第三者に対して、提供する情報が匿名加工情報であることを明示します。

3. お問い合わせ

弊社は、匿名加工情報および仮名加工情報の取扱いに関する苦情およびご相談に対し適切かつ迅速に対応します。お問い合わせ先については、開示等請求手続「4.お問合せ窓口」をご覧ください。

勧誘方針

当社では、お客さまに対する商品の販売・勧誘活動を適正に行うため、「金融サービスの提供に関する法律」を遵守するとともに、同法に基づき以下の勧誘方針を定め、全国の店舗で公表しています。

また、当社代理店にも同法の遵守および勧誘方針の策定、公表を指導しています。

勧 誘 方 針

お客さまへの販売・勧誘にあたって

お客さまの視点に立ってご満足いただけるように努めます

保険その他の金融商品の販売にあたって

- お客さまの商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を総合的に勘案し、お客さまのご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- お客さまにご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- お客さまに商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

各種の対応にあたって

- お客さまからのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- 保険事故が発生した場合には、迅速・適切・丁寧な対応と保険金等の適正な支払に努めます。
- お客さまのご意見・ご要望を商品開発や販売活動に生かしてまいります。

各種法令を遵守し、保険その他の金融商品の適正な販売に努めます

- 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報の保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守します。
- 適正な業務を確保するために、社内体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- お客さまのプライバシーを尊重するとともに、お客さまに関する情報については、適正な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- 未成年の方、特に満15歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

※以上の方針は「金融サービスの提供に関する法律」(平成12年法律第101号)に基づく弊社の「勧誘方針」です。

募集制度

当社が取り扱っている保険商品のほとんどが、当社と代理店委託契約を結んでいる代理店を通じて販売されています。

当社では、全国約1万500店の代理店が、安心を実感していただける的確で誠実な対応を常に心がけ、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供しています。

代理店の役割と業務内容

代理店は、損害保険会社との間で締結した代理店委託契約に基づき、保険会社に代わって、保険契約の募集・締結を行い、保険料を領収することを基本業務としています。代理店の最も大切な役割は、お客さまを取り巻くさまざまな危険に対して最適な保険を提供し、お客さまに“あんしん”をお届けすることです。また、災害や事故が発生した場合には、お客さま一人ひとりに寄り添った対応に努め、一刻も早く保険金が支払われるよう保険金のご請求についてのアドバイスをするなど、お客さまにとって一番身近な存在としてお客さまをサポートしています。

代理店の登録・届出

代理店を始めるには保険業法第276条に基づいて内閣総理大臣の登録を受ける必要があります。また、保険募集を行う募集人は、同法第302条に基づいて内閣総理大臣に届出をすることが義務づけられています。

代理店数

当社の代理店数は、下表のとおりです。

2020年度末	2021年度末	2022年度末
11,636店	10,912店	10,549店

代理店の教育

当社の代理店は、お客さまにとってわかりやすい商品とご満足いただけるサービスを提供し、安心と補償をお届けする大切な役割を担っています。当社は、代理店に所属する募集人が必要な最新の知識・能力を習得し、その資質を向上させるための募集人教育を実施しています。

募集人教育(資格制度・講習制度)

(1) 損害保険募集人一般試験

募集人は、お客さまの利益を損なうことなく、適正な保険募集を行うために必要な知識を十分に身に付ける必要があります。一般社団法人日本損害保険協会では、各募集人が保険

募集に関する知識を確実に身に付け、お客さまのニーズに応じたわかりやすい説明を行うことができるよう、「損害保険募集人一般試験」を実施しています。

本試験制度は、「基礎単位」と「商品単位」で構成されており、いずれも5年ごとの更新制となっています。「基礎単位」は、損害保険の基礎やコンプライアンス等の保険募集のための基礎的な知識の習得を目的としており、この「基礎単位」の試験に合格しなければ、代理店登録または募集人届出ができないこととされています。また、募集人は、取り扱う保険商品に応じた「商品単位」の試験に合格しなければ、当該保険商品の取り扱いができないこととされています。

(2) 損害保険大学課程

損害保険募集人一般試験に合格した募集人向けに、損害保険の募集に関する知識・業務のさらなる向上を図ることを目的として、一般社団法人日本損害保険協会が運営する「損害保険大学課程(専門コース、コンサルティングコース)」を導入・実施しています。

(3) 当社独自の実務講習制度

募集人が当社の商品を販売するにあたり、お客さまのニーズにあった商品を提供するなど、適切な保険募集を行う募集人を育成するため、当社の商品内容を学ぶ実務講習を実施しています。

各種研修・セミナーの開催

当社は代理店としての商品知識、事故対応力、販売手法、経営手法等の習得、経験交流を目的とした各種の研修やセミナーを開催しています。

代理店の育成

当社は、お客さまのさまざまなニーズに応えられる、優れた代理店の新設や育成に力を入れています。新設代理店は、まず、基本的な商品知識や業務知識を習得し、保険募集を行います。さらに、より高度な商品知識を習得することで契約の取り扱いが増え、当社の契約募集の中核となる代理店に成長していきます。

募集制度

代理店経営者養成制度

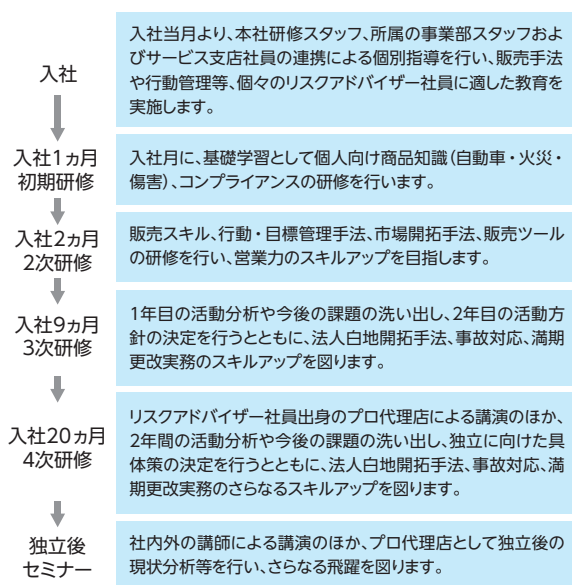
当社の代理店経営者養成制度であるリスクアドバイザー社員制度は、専属プロ代理店を目指す方が、一定期間当社にリスクアドバイザー社員として在籍し、契約募集およびこれに関連した業務に従事しながら保険販売に必要なさまざまな知識と実務を習得する制度です。

リスクアドバイザー社員制度は精鋭主義を基本とし、育成期間中の研修内容や待遇面等を効果的に組み立てて運営しているのが特色です。

入社してからプロ代理店として独立するまでの一貫した育成体系が、リスクアドバイザー社員を損害保険のプロフェッショナルへと導きます。さらに独立後のセミナーも用意し、リスクアドバイザー社員出身代理店の活動を支援しています。

こうした育成カリキュラムを修了したリスクアドバイザー社員は、損害保険のプロフェッショナルとして全国各地で活躍し、その多くが当社代理店の中核に育っています。

〈育成カリキュラム〉



コーポレートデータ

リスク管理

理方針」および主管部署(リスク主管部)を定め、リスクの洗い出しおよび特定、リスクの評価、リスクの制御、コンティンジェンシー・プランの策定、リスクのモニタリングという一連のプロセスを通じてリスク管理を実施しています。リスクの洗い出しおよび特定は、エマージングリスク*も含めて実施しています。

また、当社の財務の健全性、業務継続性等に極めて大きな影響を及ぼすリスクは「重要なリスク」として特定・評価の上、管理計画を策定して対応しています。これらはリスク管理委員会で審議するとともに、取締役会等に報告を行っています。

※エマージングリスク

環境変化等により、新たに現れてくるリスクであって従来リスクとして認識していないリスクおよびリスクの程度が著しく高まったリスク

統合リスク管理方針

当社では、格付の維持と倒産防止の観点ならびに当社およびその子会社全体での資本の有効活用を図る観点から、「統合リスク管理方針」に基づき、資本・リスクを一元的に管理する統合リスク管理を行っています。なお、統合リスク管理は当社を含む東京海上グループ全体で運営しており、この枠組みの中で当社の統合リスク管理態勢を整備しています。

当社およびその子会社が保有するリスクについて、所定のリスク保有期間および信頼水準に基づき、発生する可能性がある潜在的な損失額を定量化しています。定量化の手法としてはバリューアットリスク(VaR)というリスク指標を採用しています。定量化されたリスクをもとに各事業分野に資本を配分するとともに、その範囲内で適切な事業運営を行っています。リスクが顕在化した場合においても資本の範囲内で損失を吸収できるよう、適切にリスクをコントロールしています。

また、大規模な自然災害や金融市場の混乱等、経済的損失が極めて大きいと想定しているシナリオを用いたストレステストを実施することにより、事業継続の検証を行い、資本の十分性および資金の流動性に問題がないことを確認しています。

危機管理方針

当社では、お客さま・代理店等のステークホルダーとの関係に重大な影響が生じる、または当社業務に著しい支障が生じるような緊急事態が発生した場合の基本方針として、「危機管理方針」を定めています。

緊急事態が発生した場合は、この「危機管理方針」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置するなど、緊急事態下に必要な情報収集と具体的な対応策の企画・立案・指示・実施を行う態勢としています。

個別リスク管理

「リスク管理基本方針」で定める個別のリスクの中でも特に保険引受リスクと資産運用リスクについては、収益の源泉としてコントロールするリスクであると認識し、リスクとリターンのバランスを勘案したリスク管理を行っています。また、事務リスク、システムリスク等事業活動に付随して発生するリスク(オペレーショナルリスク等)の管理としては、そのリスクの所在を明らかにし、リスクの発現防止、軽減等を行っています。

上記により、当社全体として適切なリスク管理を実践し、経営の安定化を図っています。

1. 保険引受リスク

保険引受リスクは、①商品開発リスク(商品の開発または改定を行うにあたり、適切な保険約款、保険料率の設定がなされないこと等により損失を被るリスク)、②元受保険引受リスク(保険契約の引受にあたり、引受方針等が適切に設定されないことや引受規程を逸脱した引き受けがなされること等により損失を被るリスク)、③再保険等リスク(保有するリスクに応じた再保険等の適切な手配がなされないこと等により損失を被るリスク)の3つからなります。

当社では、商品部門が商品の開発や改定、引受条件の設定を行うにあたり、関係部門による協議体制を構築し、複数部門による検証・検討を行うとともに、商品の開発・改定後の販売環境や収支の状況等をふまえ、必要に応じて保険料率水準を見直すなど、適切な対応策を実施しています。また、再保険等の手配により、引き受けたリスクの平準化や分散を図っています。再保険についての詳細はP.65をご参照ください。

商品部門から独立したリスク管理部門は、これらリスク

管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

2. 資産運用リスク

資産運用リスクは①市場リスク、②信用リスク、③不動産投資リスクの3つからなります。①市場リスクは金利・為替・株価等の市場変動、②信用リスクは個別与信先の信用力の変化、③不動産投資リスクは賃貸料等の変動により不動産にかかる収益が減少する、または不動産の価格変動に伴い、それぞれポートフォリオの価値が下落するリスクをいいます。

当社では、取締役会にて制定した「資産運用リスク管理方針」に基づき、運用部門から独立したリスク管理部門が、定性・定量の両面から資産運用リスク管理を実施しています。

具体的には、運用部門が市場環境等をふまえて策定する資産運用計画について、リスク管理部門はその内容をリスク管理の観点から検証するほか、運用部門が投資可能商品や各種限度額等について明文化する「資産運用ガイドライン」を策定するにあたっては、リスク管理部門はその内容を確認し、承認を行うなど、運用部門に対してけん制機能を発揮しています。

リスク管理部門では、「資産運用ガイドライン」を含めた資産運用リスク管理に関する規程の遵守状況をモニタリングし、重要性に応じてリスク管理委員会等に報告するとともに、リスク管理手法の検証や見直しを適時に行っています。

3. オペレーショナルリスク等

》流動性リスク

流動性リスクは、①資金繰りリスク、②市場流動性リスクの2つからなります。①資金繰りリスクは、当社の財務内容の悪化や巨大災害による支払保険金の増加等を原因として資金流入の減少または資金流出の増加が生じることにより、当社が債務を履行できなくなるリスク、または、資金の確保にあたり通常よりも著しく高いコストでの調達もしくは著しく低い価格での資産売却を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。②市場流動性リスクは、市場の混乱等により市場において取引引きができない、または通常よりも著しく不利な価格での取引引きを余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。

》事務リスク

事務リスクとは、社員・代理店等の不適正な事務処理や事故・不正等により損失を被るリスクです。当社では、事務処理の厳正化に向けて、各種規程の整備や事務処理部門における実務研修、チェック・サポート体制等を強化しています。また、内部監査を全社において実施するなど、リスクの防止・縮減に向けた取り組みを推進しています。

》システムリスク

システムリスクとは、システム開発のミスや遅延、システム運用の誤り、システムトラブル等により損失を被るリスクです。当社では、システムリスクを「IT投資リスク」「IT開発リスク」「ITインフラリスク」等に分類し、IT投資・開発に係る検討体制の強化、テスト・モニタリングの強化、社外とのネットワーク接続面を含めたさまざまなセキュリティ対策の強化等、リスク特性に応じた手法によるリスク管理を実施しています。さらに地震等の有事・災害対策としてバックアップセンターを設置し、メインセンターが被災した場合の迅速なシステム復旧体制を構築しています。

》その他のリスク

当社では、前記のリスクのほかに「情報漏えいリスク」「法務リスク」「レピュテーションリスク」「事故・災害・犯罪リスク」「人事労務リスク」「子会社関連会社リスク」についてもそれぞれ管理ルールを定め、リスクに応じた手法によるリスク管理を実施しています。

リスク管理

健全な保険数理に基づく第三分野保険の責任準備金の確認についての合理性および妥当性

■ 第三分野保険の特徴

第三分野保険とは、医療保険、がん保険、所得補償保険、介護費用保険、その他の疾病または介護を事由とする保険および特約をいいます。

通常、契約期間が長期にわたることが多く、また医療政策等の外的要因の影響を受けやすいことから、他の保険と比べて過去の実績から将来の危険発生率を予測することが難しく、不確実性を有しているといえます。そのため、責任準備金は、その不確実性も含めて十分に積み立てておく必要があります。

■ 責任準備金の十分な積み立てに向けて

当社では、現状の責任準備金が、十分に積み立てられているかどうか、以下のとおり実績の事故データを用いた事後的な確認を行っています。確認の結果、十分に積み立てられていなければ追加して責任準備金を積み立てることとしています。

1. 第三分野保険における責任準備金の積み立ての適切性を確保するための考え方

保険業法第121条第1項第1号に基づき、保険計理人は第三分野保険を含む各種保険の責任準備金が健全な保険数理に基づいて積み立てられているかどうかを確認しています。この確認は、関係法令のほか公益社団法人日本アクチュアリー会が定める「損害保険会社の保険計理人の実務基準」に基づき行っています。また、長期(保険期間1年超)の第三分野保険に関しては、平成10年大蔵省告示第231号に基づくストレステストを商品部門が実施しています。さらに、その結果を保険計理人が検証することで、責任準備金の十分性を確認しています。

2. ストレステストにおける危険発生率の設定水準の合理性および妥当性

ストレステスト実施においては、平成10年大蔵省告示第231号に基づき、実施要領を定めています。具体的には、ストレステストにおける危険発生率は、実績の発生率を基礎として将来10年間に見込まれる支払保険金を99%の信頼度でカバーする水準としています。

3. ストレステストの結果

ストレステストの結果、長期の第三分野保険の2022年度末(令和4年度末)責任準備金は不足していないことが確認できたため、ストレステストに基づく責任準備金の積み立ては行っていない。

資産運用

資産運用方針

当社は、安全性、収益性および保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性をふまえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保および効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

■保険負債対応資産

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性等をふまえた、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

■積立勘定資産

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値-保険負債価値)の拡大を目指しています。

■その他の資産

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを目指しています。特に、取引関係の強化を図る目的で保有している政策株式については、保険取引面も含めた経済合理性およびグループ資本への影響等をふまえ、総量削減に努めています。

情報開示

当社は、お客さまをはじめとするあらゆるステークホルダーの皆さまから適正に評価いただくために、当社に関する重要な情報(財務的・社会的・環境的側面の情報を含む)の公正かつ適時・適切な開示に努めています。

ホームページ

■ 日新火災ホームページ

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

商品・サービス、各種手続きのご案内等の情報を掲載しています。各コンテンツとも、お客さまにとってのわかりやすさを追求しています。また、当社が発表しているニュースリリースもご覧いただけます。



東京海上グループ サステナビリティレポート

東京海上グループでは、サステナビリティの取り組みを、あらゆるステークホルダーの皆様にご報告することを目的として、コミュニケーションツールを作成しています。「サステナビリティレポート」(PDF版)は、当社のサステナビリティ戦略をデータとともに詳しくまとめたもので、パソコンやタブレットからでも閲覧しやすいA4横のPDF版で作成しています。



ディスクローチャー誌

当社の事業活動についてご理解いただくために、毎年「日新火災の現状」を作成しています。当社の概要、業績の概況をはじめ、経営方針、当社の取り組み、決算・財務情報についてわかりやすく説明しています。

また、当社の持株会社である東京海上ホールディングスでは、ステークホルダーの皆さま向けに「統合レポート(東京海上ホールディングス ディスクローチャー誌)」を作成しています。

サステナビリティの考え方

当社の事業活動は、多くのステークホルダーの皆様からのご支持があつてこそ成り立つものです。当社では、サステナビリティの取り組みは「経営理念の実践」そのものであるととらえ、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」に基づきサステナビリティを徹底的に実践していくことで、ステークホルダーの皆様提供価値を高めていきたいと考えています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

東京海上グループでは、サステナビリティを実践するための行動指針として、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」を定めています。

東京海上グループ サステナビリティ憲章

以下の行動原則に基づいて経営理念を実践し、社会とともに持続的成長を遂げることにより、「企業の社会的責任(CSR)」を果たします。



商品・サービス

- ・ 広く社会の安心と安全のニーズに応える商品・サービスを提供します。



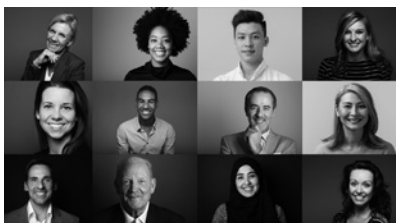
人間尊重

- ・ すべての人々の人権を尊重し、人権啓発に積極的に取り組みます。
- ・ 安全と健康に配慮した活力ある労働環境を確保し、人材育成をはかります。
- ・ プライバシーを尊重し、個人情報管理を徹底します。



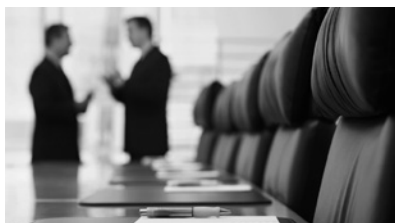
地球環境保護

- ・ 地球環境保護がすべての企業にとって重要な責務であるとの認識に立ち、地球環境との調和、環境の改善に配慮して行動します。



地域・社会への貢献

- ・ 地域・社会の一員として、異なる国や地域の文化や習慣の多様性を尊重し、時代の要請にこたえる社会貢献活動を積極的に推進します。



コンプライアンス

- ・ 常に高い倫理観を保ち、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを徹底します。



コミュニケーション

- ・ すべてのステークホルダーに対して、適時適切な情報開示を行うとともに対話を促進し、健全な企業運営に活かします。



「持続可能な開発目標(SDGs)」は、世界が2030年に向けて、貧困や飢餓、エネルギー、技術革新、気候変動等の課題を解決し、持続可能な発展を実現するための目標です。

東京海上グループは、あらゆる事業活動を通じて、気候変動や自然災害、人口動態変化、技術革新、格差拡大等の課題解決に取り組んでおり、これからも、ステークホルダーの皆様と連携・協働し、保険・リスクマネジメントの専門性を生かし、SDGsの達成に貢献していきます。

サステナビリティの考え方

東京海上グループ サステナビリティ関連方針

東京海上グループは、環境基本方針・人権基本方針を2021年12月に制定し、環境・人権課題の解決や価値共創に向けた取り組みを推進するとともに、環境・社会に対して負の影響を与えるリスクを適切に把握・管理しています。その運用にあたり、環境・社会に対するリスクの性質、重大性、ステークホルダーからの要請等をふまえ、リスクを洗い出し、当該リスクが発生する可能性の高い

セクターを特定しています。また、ビジネスパートナーの皆様とともに、公平・公正な取引や人権尊重、環境保護、情報セキュリティ等に取り組んでいくための行動規範である、責任ある調達に関するガイドラインを制定し、バリューチェーン全体を通じて責任ある調達および調達慣行を推進しています。



環境基本方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/environment/



人権基本方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/humanrights.html



環境・社会リスクへの対応方針

www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental_social_risks.html



責任ある調達に関するガイドライン

www.tokiomarinehd.com/sustainability/management/environmental_social_risks.html#anc-02

外部イニシアティブへの参加



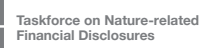
東京海上グループは、「持続可能な開発目標(SDGs)」達成にも貢献するべく、国連グローバル・コンパクト(UNGC)が提唱する行動10原則に賛同するなど、グループ経営理念と共通する国内外のイニシアティブへの参加を通じ、さまざまなステークホルダーとともに、安心・安全でサステナブルな未来づくりを推進しています。

主な参加イニシアティブ

UNGC、国連環境計画・金融イニシアティブ持続可能な保険原則、国連が支援する責任投資原則、国連防災機関民間セクター・アライアンス、Partnership for Carbon Accounting Financials (PCAF)、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)、生物多様性のための30by30アライアンス、CDP、環境省・21世紀金融行動原則など



Signatory of:



当社のサステナビリティの主な取り組み

当社では、「東京海上グループ サステナビリティ憲章」をふまえたサステナビリティ活動に取り組んでいます。主な取り組みは次のとおりです。

1. 地域・社会貢献の取り組み

■ 社員参加型の社会貢献活動の推進

社員参加型の社会貢献活動として、清掃活動等の地域・社会との調和を図る取り組みを実施しています。当社は、今後も社員へ社会貢献に対する意識啓発を行うとともに、積極的な社会貢献活動を続けていきます。



東京本社ビルにおける清掃活動

■ 交通遺児等の支援



当社は、2008年度より毎年「特定非営利活動法人交通遺児等を支援する会」に寄付しています。

■ AED講習会の実施



社会公共性の高い損害保険会社として、当社の社員が事故や災害の場所に居合わせた際、人命救助に有効とされているAEDを速やかに使用できるようにするために、社員にAED講習会への参加を推奨しています。



■ 企業献血等の実施



東京本社・さいたま本社において企業献血を行うなど、献血に係る取り組みを実施しています。

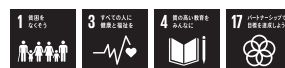


■ 認知症サポーター養成講座の実施



認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに貢献するため、認知症の人とその家族を支援する「認知症サポーター」を養成する講座を社員に推奨しています。

■ 使用済み切手等の収集・寄贈



全国の各拠点にて収集した使用済み切手を「公益社団法人日本キリスト教海外医療協力会」に寄贈しています。2022年度は9.4キログラムの使用済み切手を寄贈しました。

使用済み切手は、海外の保健医療事情に恵まれない地域に医師や看護師・保健師等の医療従事者を派遣するための費用や、現地の医療従事者に対する学資援助の資金として役立てられます。

サステナビリティの考え方

■ 使い捨てコンタクトレンズの空ケースリサイクル活動



当社は、「HOYA株式会社」が取り組んでいる「アイシティecoプロジェクト」に参加しており、全国の各拠点にて使い捨てコンタクトレンズの空ケースを収集しています。これらはリサイクルにより再資源化され、その対価は「公益財団法人日本アイバンク協会」において、視力を再び取り戻したいと願う人たちのために役立てられています。

2022年度は39.61kgの使い捨てコンタクトレンズの空ケースを寄贈しました。

■ 障がい者スポーツの支援



東京海上グループは、すべての人がそれぞれの個性を尊重して活躍できる共生社会づくりに取り組んでおり、障がいを超えて挑戦を続けているアスリートをサポートしています。

障がい者スポーツを「知る」「見る」

当社においても、障がい者スポーツの試合観戦や、障がい者スポーツに関する講演会への参加を推進しており、これらをきっかけとした、多様な個性を尊重し合う企業文化の醸成を目指しています。

アンプティサッカー協会の支援

当社は、2018年8月より「特定非営利活動法人 日本アンプティサッカー協会」とパートナーシップ契約を締結しています。当社には、アンプティサッカーの選手でもある社員が在籍しており、これまでもアンプティサッカーと近い関係にありましたが、障がい者スポーツに関する取り組みをさらに推進し、その関係を深めるため、パートナーとして支援しています。



■ 日新火災withCaNday

保険事業にとどまらない形で、これからの地球や社会で生きていく人々にとっての“あんしん”をお届けすることを目的に、オウンドメディア「日新火災 withCaNday」を通じて、日常で簡単にできるサステナブルなアクションを発信しています。



<https://canday-note.nisshinfire.co.jp/>

また、社員が「新しい持ち主に使ってもらいたい品物」を持ち寄って、「芝生でバザー! withCaNday」〜つくる責任、つかう責任(SDGs目標12)を考えよう〜を開催しました。この取り組みによりリユースを通じた資源の有効活用に貢献し、併せて、バザーの収益金を全額交通遺児支援団体へ寄付しました。



2. 環境負荷削減の取り組み

■ 事業活動に伴う環境負荷の低減

当社は、東京海上グループの方針・計画に沿って、電気、紙、ガソリン等の使用量について削減目標を定めており、具体的な行動計画のもと、環境負荷の低減に取り組んでいます。

■ 環境負荷削減に寄与する商品・サービス



当社は、環境配慮型自動車保険「アサンテ」を販売しています。「アサンテ」は、車の事故の際にリサイクル部品を使用して修理していただくことで資源を有効活用することを目的とした商品であり、「アサンテ」の販売を通じて、地球環境保護に貢献することを目指しています。

また、紙の保険約款に代えてWeb上で参照いただく「インターネット約款」、紙証券の発行に代えてWeb上で

契約(変更)内容をご確認いただく「インターネットによる契約確認サービス(My日新)」等による紙資源の節約に取り組んでいます。

2022年度は収益の一部である1,317,837円(「アサンテ」に係る寄付額44,950円、インターネット約款に係る寄付額1,272,887円)をケニア共和国の環境保護活動家、故ワンガリ・マータイ氏が始めたグリーンベルト運動(植林活動)に活用していただくため、毎日新聞社に寄託しました。

2004年からの寄付総額は2,059万円に達し、2023年5月30日には、グリーンベルト運動より感謝状が授与されました。



損害保険業界としての普及啓発・理解促進活動および社会貢献活動

当社は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals)の達成にも貢献しています。

主な取り組みは以下のとおりです。

普及啓発・理解促進



国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー(「損害保険リテラシー」)は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

① そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール(教材)などを年齢別にまとめています。

② 講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、高校生や大学生、一般消費者を対象とした講演会、消費生活相談員を対象とした勉強会を全国で開催しています。

③ 各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材「明るい未来へTRY!〜リスクと備え〜」を提供しています。

地震保険の普及・啓発



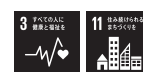
地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取り組みなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



自賠責保険の普及・啓発



自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスターなどの広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。

サステナビリティの考え方

消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員の方向けに、一般消費者から損害保険に関する相談を受けた際の参考となるよう、勉強会を実施しています。

交通安全対策



(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止施策研究支援、自転車シミュレータの寄贈、飲酒運転防止事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療研修補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等



リハビリテーション講習会

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発を行っています。

② 自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。



③ 高齢者の交通事故防止活動

高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

④ 飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

⑤ 後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説するとともに、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。

防災・自然災害対策



(1) 地域の安全意識の啓発

① 幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。

②小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の推進を図っています。

③中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

自然災害によるリスクやその備えを学んでもらうため、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。

(2)地域の防災力・消防力強化への取り組み

①軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。

②防火標語の募集と防火ポスターの制作

総務省消防庁の協力を得て、防火標語および同標語を掲載した防火ポスター（総務省消防庁後援・約20万枚）を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

③ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの啓発

自治体等が作成しているハザードマップの活用にあたり、自然災害に対する日頃からの備えや対策を多くの方に促すことを目的として、副読書「ハザードマップと一緒に読む本」やeラーニングコンテンツ「動画で学ぼう!ハザードマップ」のほか、



チラシ「水災害への備え、本当に大丈夫ですか?」を損保協会ホームページに公開し、啓発活動を進めています。

④「そんぽ防災Web」での情報・ツール提供

「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。

❖ 犯罪防止対策



(1)自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(2)住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しているため、消費者庁・金融庁・警察庁および独立行政法人国民生活センターの協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。



また、動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、インターネット検索サイトに広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

業者とのトラブル等でお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。

(3)啓発活動

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもと一緒に学べる事前学習型の教材を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

❖ 環境問題への取り組み



(1)気候変動対応の推進

2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、ニュースレター配信や勉強会を実施し、脱炭素社会の実現を推進しています。

(2)環境問題に関する目標の設定

CO₂排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

サステナビリティの考え方

(3)環境取組みに関する行動計画

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」の目標等を含めた内容を、新たな計画（「環境取組みに関する行動計画」）として、環境問題に取り組んでいます。

(4)自動車リサイクル部品活用の推進

廃棄物の削減やCO₂の排出量を抑制するため、自動車の修理時にリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。



(5)エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。

求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

保険金不正請求防止に向けた取組み



(1)保険金不正請求ホットラインの運営

「保険金不正請求ホットライン」を開設して、保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。



(2)保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、保険金詐欺が重罪であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

(3)保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくため、啓発動画を作成し、損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。

(4)保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請

商品・サービス について

保険の仕組み	62
個人向け保険商品	66
企業向け保険商品	68
事故時のサービス	70
個人向けサービス	72
企業向けサービス	73
新商品の開発状況および約款・料率の改定	74

保険の仕組み

保険の仕組み

❖ 保険制度

保険制度とは、偶然の事故による損害を補償するために、多数の人々が統計学に基づくリスクに応じた保険料を支払うことによって、事故発生により損害を被った際に保険金を受け取ることができる仕組みです。このように保険には、「大数の法則」に基づいて相互にリスクを分散し、経済的補償を行うことにより、個人生活と企業経営の安定を支える社会的機能があります。

❖ 損害保険契約の性格

損害保険契約とは、保険会社が一定の偶然な事故によって生ずることのある損害を補償することを約束し、保険契約者がそれに対して保険料を支払うことを約束する契約(有償・双務契約)です。なお、損害保険は無形の商品ですので、保険約款でその内容を定めています。保険約款には、当社と契約者・被保険者(保険の補償を受けられる方)の権利・義務が具体的に記されています。また、当事者の合意のみで成立する諾成契約という性格を有していますが、通常、契約引受の正確を期すために保険契約申込書を作成し、契約の証として保険証券等を発行します。保険契約申込書や保険約款に記載された事項が保険契約者と保険会社の双方を拘束するものになります。

❖ 保険料率

お支払いいただく保険料の算出根拠となる保険料率は、当社が金融庁から認可を取得した、または金融庁への届出を行ったものを適用しています。保険料は、純保険料(保険金のお支払いに充てられる部分)と付加保険料(保険会社の運営に必要な経費や代理店手数料等に充てられる部分)から成り立っています。

なお、自動車保険、火災保険、傷害保険等については純保険料率(保険料率のうち保険金のお支払いに充てられる部分)を参考純率として、また、自動車損害賠償責任保険、地震保険については営業保険料率を基準料率として損害保険料率算出機構が算出し、会員保険会社に提供しています。

契約手続きの流れ

❖ 保険の募集

損害保険の募集は、保険会社の社員または保険会社が保険契約を結ぶ権限を付与している代理店が行っています。

❖ 商品内容の提案と説明

お客さまとのご相談を通じて、お客さまの抱えるリスクやご意向などを把握し、適切な保険商品・プランを提案・説明します。また、「パンフレット」「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報等)」「ご契約のしおり」等を用いて、商品内容をわかりやすく説明します。

❖ 適切な保険金額の設定

損害保険契約は、事故や災害による損害に対して、適正な保険金で補うことが目的です。適切な保険金額で契約されてこそ、万一のときにお役に立ちます。

たとえば火災保険をご契約いただく場合、保険の目的となる建物等の評価額に応じた保険金額を設定いただきます。保険金額が評価額を超過している契約の場合は、一定の条件のもとで、保険契約者はその超過分を取り消すことができます。また、評価額を下回る契約の場合は、一部保険となり、十分な補償を受けられないことがあります。

❖ 契約内容のご確認と保険契約の申し込み

ご契約の引き受けや保険料の決定に必要な情報として、代理店や保険会社が保険契約申込書等で質問する事項(告知事項)について、ありのままにご回答いただきます。

万一告知いただいた内容が事実と異なる場合や告知いただかない場合には、保険契約を解除の上、保険金をお支払いできないことがあります。

お申し込みいただく商品やプランがお客さまのご意向に沿った内容であることや、保険契約申込書に表示・記載された内容に誤りがないことをご確認いただき、保険契約申込書にご署名または記名・捺印をいただきます。

■ 保険料のお支払い

保険料のお支払いにあたりましては、保険の種類により、金融機関での口座振替、クレジットカード、コンビニエンスストア・郵便局等での払込取扱票等、便利な方法をご利用いただけます。

保険料を現金でお支払いいただく場合には、契約と同時ににお支払いいただくことになります。その際に、当社は所定の保険料領収証を発行します。

保険のお申し込みをいただいても、それぞれの払込方法ごとに定められた期日までに保険料のお支払いがないと、保険金をお支払いできません。

なお、保険契約が失効した場合や、解除された場合には、保険約款の規定にしたがって保険料をお返しします。(ただし、お返しできない場合もあります。)

■ 保険証券等の内容の確認

通常、保険契約後、契約の証として保険証券等を作成の上、発送します。保険契約者は、お申し込み内容どおりとなっているかどうかをご確認いただくこととなります。

■ 契約後にご注意いただきたいこと

1. 契約内容に変更が生じた場合には、ご連絡ください

契約後に保険証券等に記載されている内容に変更が生じた場合には、保険契約者から当社代理店または当社にご連絡いただく必要があります。

ご連絡をいただけない場合には、変更が生じた時からご連絡いただくまでの期間の事故による損害について、保険金をお支払いできないことがあります。

2. 保険証券等を適宜ご確認ください

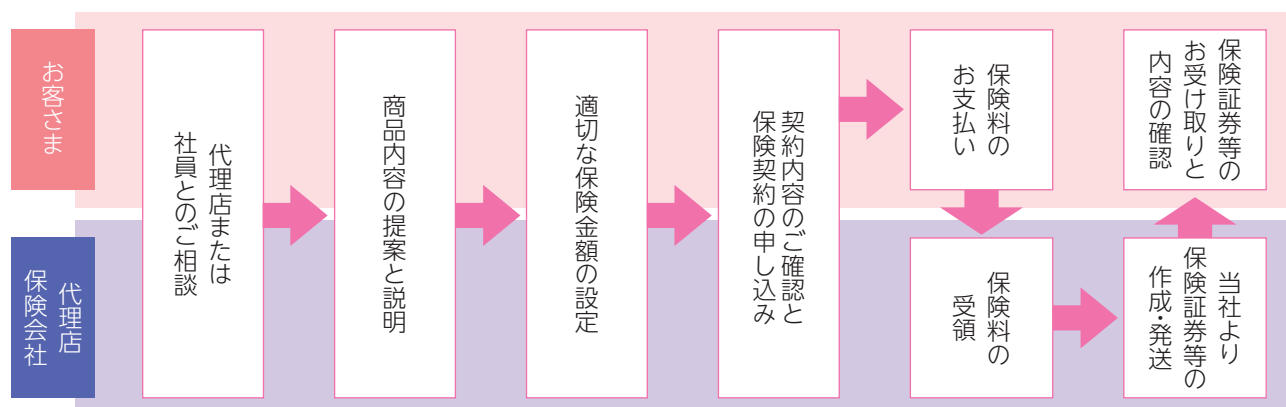
事故が起きたとき、すでに保険期間が終了していたり、契約内容の変更のご連絡を忘れていたりすることのないように、保険証券等を定期的にご覧いただき、保険期間や契約内容をご確認いただくことが重要です。

■ クーリング・オフについて

保険期間が1年を超える個人向け契約(金銭消費貸借契約その他の契約の債務の履行を担保するための保険契約や営業または事業のための保険契約等を除きます。)について、クーリング・オフ制度が適用されています。

お客さまが契約をお申し込みいただいた日またはクーリング・オフに関する説明事項記載書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、違約金等を負担することなくお申し込みの撤回または解約を行うことができます。

■ 契約手続きの流れ(例)



保険の仕組み

事故発生から保険金お受け取りまでの流れ

お客さまが万一事故に遭われた場合、お客さまの立場に立って、丁寧な事故対応のアドバイスを行い、速やかに保険金をお支払いすることが保険会社の使命です。

当社は、損害サービス業務支援システムを導入し、損害サービス業務の細部にわたる工程管理を行っています。

1. 事故の発生

事故が発生した場合、まず負傷者の救護等の緊急措置や車両の移動等二次災害の防止を行うとともに、警察署や消防署等へ通報してください。また、お相手のかたがいる場合、住所・氏名・連絡先・加入保険会社等をできるだけその場で確認してください。

2. 日新火災または日新火災代理店へのご連絡

緊急措置後は、速やかに当社または当社代理店までご連絡ください。お名前(契約者名)・証券番号・保険種目と事故の日時・場所・状況、損害の概略、届出警察署・消防署名等を伺います。

当社では、フリーダイヤル(無料)で夜間・休日を問わず、24時間体制で事故のご連絡・ご相談を受け付けています。

日新火災事故受付センター

〈自動車の事故のご連絡〉 **0120-25-7474**

〈自動車以外の事故のご連絡〉 **0120-232-233**

3. 損害状況の確認

当社のサービス支店等で、お客さまよりご連絡を受けた事故について、保険種目・証券番号をもとに補償条件・特約等の契約内容を確認します。

その後、当社の専門スタッフ、一般社団法人日本損害保険協会に登録された鑑定人等が、事故物件・罹災現場の確認や、被害者・修理業者・病院との打ち合わせ等を行います。また、お客さまには進捗状況を節目節目にご連絡します。

4. 保険金請求書類のご提出

事故の内容、お支払いする保険金の種類に応じて、必要な書類を当社へご提出いただきます。

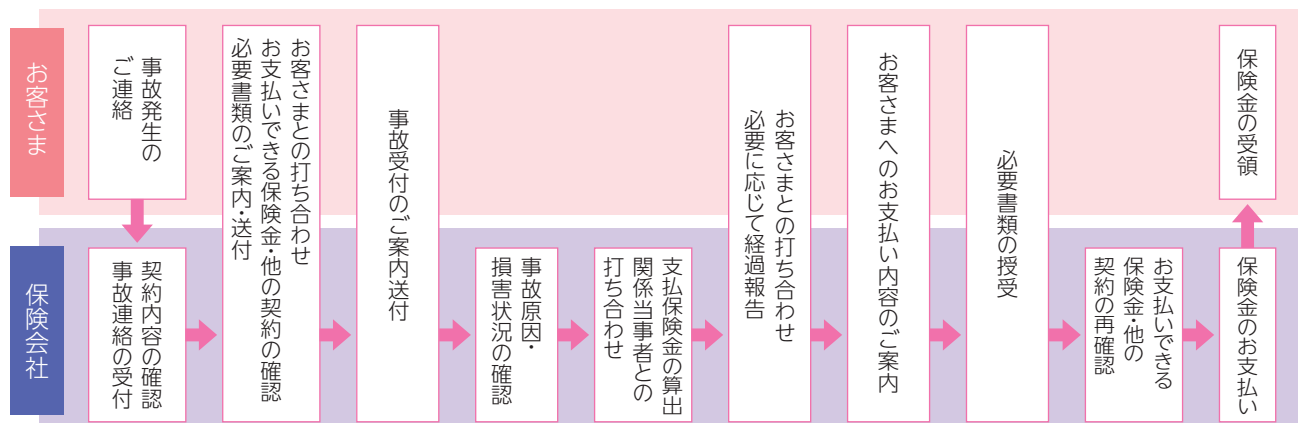
5. 保険金お支払額の決定

契約者・被害者・修理業者・病院等の関係者と打ち合わせし、修理費見積書、診療報酬明細書、領収証等の資料を確認の上、お支払いする保険金の額を決定します。

6. 保険金のお受け取り

保険金のお受け取りは、銀行等の金融機関への口座振込をご指定いただきます。

■ 事故発生から保険金お受け取りまでの流れ



再保険

当社では、経営の健全性の確保のため、引き受けた保険金支払責任の一部をほかの保険会社と契約を結び移転しています。

このような保険会社間の保険取引を「再保険」といい、ほかの保険会社に保険金支払責任を転嫁することを「出再」、引き受けることを「受再」といいます。また、再保険手配後に自ら保険金支払責任を負担することを「保有」といいます。

当社が引き受けるリスクの内容や特性、収支状況、再保険市場の動向等をふまえ、事業成績が単年度で大きく変動することがないように保有・出再方針を定めています。

その方針にしたがって適切に再保険を手配しリスク転嫁を図るよう努めています。

なお、主要な集積リスクである地震や台風リスクの再保険スキームについては、各リスクの定量評価に基づき、コストと調達可能な再保険キャパシティの額等を総合的に勘案して決定しています。

個人向け保険商品

当社は、お客さまのニーズにあったさまざまな商品をご用意しています。

商品ラインナップ(主要商品一覧)

くるまの保険

自動車保険の確かな実績と全国に張り巡らせたサービス網で、カーライフに安心をお届けします。

●ユーサイド(新総合自動車保険)

ご自身や相手の方のケガやお車への補償等、自動車保険に必要な基本補償でお客さまをお守りします。さらに充実した特約で、より安心なカーライフを提供します。



●ドライビングサポート24プラス

ユーサイド(新総合自動車保険)に「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」をセットいただいたお客さまに、通信機能付きドライブレコーダーをお貸しし、お客さまの安全、安心に資するサービスを提供します。具体的には、安全運転支援や事故時の事故受付センターへの通話、事故映像の当社へのデータ連携などを行います。



●自賠責保険(自動車損害賠償責任保険)

住宅・家財の保険

事故や災害からお客さまの財産を守り、暮らしの安心をお約束します。

●住宅安心保険

火災、風水災、盗難・水ぬれ等による建物や家財の損害を幅広く補償するほか、すまいや暮らしにまつわるさまざまなサービスを提供します。



●お家ドクター火災保険(すまいの保険)

全国の優良工務店とタッグを組み、「高品質な修理」と「保険金のお支払」をワンセットで提供する商品です。建物が損害を受けたとき、当社より信頼できる修理業者(指定工務店)をご案内しますので、お客さまが修理業者を探す必要がありません。インターネットでお申込みいただくことも可能です。



●お部屋を借りるときの保険(賃貸家財総合保険)

インターネット申込専用の賃貸入居者向け家財保険です。火災、盗難等による家財の損害のほか、家主やその他の第三者に対して賠償責任を負った場合の補償をセットしています。また、予期せぬ被害事故に遭った場合の弁護士への相談費用等も補償し、賃貸住宅での暮らしをサポートします。



●マンションドクター火災保険(マンション管理組合同約付すまいの保険)

●地震保険

からだの保険

お客さまご自身やご家族等の予測できない事故によるケガに対して、確かな補償をお届けします。
お客さまのニーズにあわせて、充実の補償をお選びいただけます。

●日常生活傷害補償保険

日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症を補償します。



●日常生活傷害補償保険 (キズいえ〜)

死亡補償が不要な方向けの傷害保険です。

●働けないときの保険 (所得補償保険)

病気やケガで働けなくなったときの所得の減少を補償する保険です。インターネットでのお申込みも可能です。



●ジョイエ傷害保険

個人のお客さま向けの積立保険 (貯蓄型保険) です。
日常生活で偶然に起きた事故によるケガ・熱中症や第三者に対する賠償責任を補償します。契約の満期時には、満期返れい金をお支払いします。



旅行・レジャーの保険

旅行やレジャーを楽しまれる方へ安心をお届けします。

●海外旅行保険

旅先でのケガや病気による治療費・入院費や第三者に対する賠償責任、身の回り品の損害、救援を要した場合の費用等、海外旅行中のさまざまなリスクを補償します。



●国内旅行傷害保険

旅先でのケガや第三者に対する賠償責任等、国内旅行中のさまざまなリスクを補償します。



●ゴルフ保険

プレー中のケガや第三者に対する賠償責任、ゴルフ用品の破損等、ゴルフ中のさまざまなリスクを補償します。



企業向け保険商品

当社は、企業を取り巻くさまざまなリスクに対応した商品をご用意しています。

リスク		対 象	主な保険商品
■火 災 ■爆 発 ■破 裂 ■機械設備の損傷 ■電気的事故 ■自然災害 落 雷 風水災 地 震 ■盗 難 ■役員・従業員の死亡・ 傷病・死亡退職金・弔 慰金等のお支払い ■賠償責任	財 物	建物 機械設備 什器・備品 原材料・仕掛品 商品・製品	ビジネスプロパティ(企業財産総合保険) Mono保険(財産補償保険)
		工事の目的物	工事の保険 (工事の保険特約付帯建設工事保険)
		自動車(車両)	ユーサイド(新総合自動車保険)
	営業利益等	生産中止・休業	ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
	役員・従業員	従業員福利厚生 経営者保障(補償)	労災あんしん保険(業務災害総合保険) 労働災害総合保険 日常生活傷害補償保険 ユーサイド(新総合自動車保険)
	損害賠償	第三者賠償(除く自動車)	ビジサポ(統合賠償責任保険) ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)
		第三者賠償(自動車)	ユーサイド(新総合自動車保険)

商品ラインナップ(事業経営に関する主要商品一覧)

自動車事故リスクをカバーする保険

●ユーサイド(新総合自動車保険)

お客さまのニーズに合わせた契約条件をご提案し、企業の自動車リスクを補償します。



労働災害リスクをカバーする保険

●労災あんしん保険(業務災害総合保険)

従業員の方の業務上のケガ・病気に備える保険です。



財産喪失リスクをカバーする保険

●ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)

事業活動を取り巻くさまざまなリスクをカバーします。選べる補償で最適な保険を設計できます。



賠償責任リスクをカバーする保険

●ビジサポ(統合賠償責任保険)

お客さまの事業活動に関わるさまざまな賠償リスクをまとめて補償します。



●Mono保険(財産補償保険)

さまざまなリスクから、お客さまの大切な財産をお守りします。



工事遂行中のリスクをカバーする保険

●工事の保険(工事の保険特約付帯建設工事保険)

工事の際に発生した事故による建築資材等の損害を補償します。



事故時のサービス

事故時のサービス

万一の事故の際、お客さまに安心と満足を実感いただける損害サービスを提供することは、保険会社のもっとも重要な責務の一つです。

当社は、全国のサービス支店・サービスセンターで専門スタッフがお客さまに寄り添い、不安を取り除き、要望・期待に応えるためきめ細やかな損害サービスの提供をしています。また、「日新火災事故受付センター」をはじめ、次のとおり多様なサービスで、お客さまに“あんしん”をお届けします。

■ 日新火災事故受付センター

24時間・365日、お客さまからの事故のご連絡の受付および事故相談等、さまざまなサービスを提供しています。

〈自動車の事故のご連絡〉

フリーダイヤル 0120-25-7474

〈自動車以外の事故のご連絡〉

フリーダイヤル 0120-232-233



■ 初期対応センター

夜間・休日等、当社の営業時間外にご連絡をいただいた自動車事故について、事故に遭われたお客さまや被害者の方へのご連絡をはじめ、事故後のアドバイスやお支払いの対象となる補償内容のご案内、修理工場や病院との打ち合わせ、代車の手配等を行います。



■ 各種サポート24

24時間・365日、以下のサポートサービスを提供しています。

フリーダイヤル 0120-097-365

■ ドライビングサポート24

自動車保険をご契約のお客さまを対象として、ロードサービス(レッカー急行、けん引、バッテリー上がり時のジャンピングサービス、高速・有料道路または一般道路上でのガス欠時給油、道路上のスタックからの脱出等)を提供しています。



ロードサービスの対象契約・車両は下記のとおりです。

※ 2019年1月1日以降の保険始期契約

- ・自動車保険に「ロードサービス費用補償特約」がセットされた契約車両

※ 2018年12月31日以前の保険始期契約

- ・人身傷害補償保険(実損払)がセットされた契約車両
- ・「アサnten」の契約車両
- ・フリートの契約車両
- ・二輪盗難危険補償特約がセットされた契約車両

■ すまいのサポート24

住宅安心保険・すまいの保険^{うち}(ペットネームが住自在またはお家ドクター火災保険)・お部屋を借りるときの保険をご契約のお客さまを対象として、トイレ・台所等の給排水管の詰まりによる応急処置や、鍵の破損・紛失等による建物の鍵開けサービスを実施しています。

※すまいの保険は2015年10月1日以降の保険始期契約が対象です。



その他のサービス

■ ご安心4コール

お客さまにご安心いただき、何でもご相談いただけるよう、事故の発生から解決に至るまでの節目節目に、お電話による経過等のご連絡を行っています。

①ご安心コール

事故受付後、直ちにお客さま(契約者・当事者)とご連絡をとり、事故状況を確認し、当面の対応から解決までの流れをご説明します。お客さまに担当者の連絡先をご案内し、事故処理に関する不明な部分をご説明することによってお客さまの不安を取り除きます。

②リターンコール

ご安心コール後の、相手の方・修理業者・病院等との打ち合わせ内容をご報告します。

③経過コール

進捗状況を節目節目にご報告します。

④解決コール

事故が解決したことを、いち早くお客さまにご報告します。

■ 事故受付通知・途中経過報告サービス

訪問・電話・はがき・メール等により、お客さまおよび関係者の方に事故解決までの進捗状況を随時お知らせしています。

■ 安心工場紹介サービス

事故によりお車の修理を希望されるお客さま等に当社が提携している優良な修理工場を紹介します。

〈主なサービス〉

- ・お車の引取・納車無料サービス
- ・お車をお預りしている期間の代車無料サービス

■ 早期災害復旧支援サービス

ビジネスプロパティ(企業財産総合保険)・Mono保険*をご契約のお客さまを対象として、提携する災害復旧専門会社により、火災等で罹災した機械、設備または装置の煙・スス等による汚染の調査、汚染除去を行います。従来は新品交換する以外に方法がなかった機械、設備または装置を罹災前の機能・状態に修復し、事業の早期復旧を支援します。

*Mono保険は被保険者が事業者(個人事業主を含みます)の契約が対象です。

個人向けサービス

医療のサポート24

医療に関するさまざまなご質問について、専門スタッフがご相談に応じ、お客さまのおからだに関わる「もしも」の時のサポートします。

- ・ 緊急医療相談サービス
- ・ 一般健康相談サービス
- ・ 予約制専門医相談サービス
- ・ 転送・患者移送サービス
- ・ 医療機関案内サービス
- ・ 介護相談サービス
- ・ お薬相談サービス
- ・ 育児・栄養相談サービス

※サービスの対象は、以下の商品をご契約のお客さまとそ
のご家族の皆さまです。

- ・ ジョイエ医療保険
- ・ ジョイエ傷害保険(スポーツ向けプラン)
- ・ ジョイエ傷害保険(NEW キッズプラン)
- ・ ジョイエ傷害保険(キッズプラン) (保険始期が2019年
10月1日以降の契約に限ります。)
- ・ 介護費用保険
- ・ 積立介護費用保険
- ・ 日常生活傷害補償保険(こどもコース)
- ・ 学生・生徒総合補償保険
- ・ 働けないときの保険(所得補償保険)
- ・ 住宅安心保険(保険始期が2023年1月1日以降の契
約に限ります。)

海外旅行サポートサービス

海外旅行保険をご契約のお客さまが、海外で病気やケガ等のトラブルに見舞われたときのために、日本語受付の日新火災海外総合サポートデスクを設置し、24時間体制でアシスタンスサービスを提供しています。

■ 病院紹介サービス

病気やケガをされた場合に、お客さまのご希望・状態に応じて最寄りの適切な病院をご紹介します。

■ キャッシュレス医療サービス

病気やケガをされ、当社提携病院で治療を受けられる場合、その費用をお客さまに代わり当社提携病院へお支払いします。

■ 保険金請求に関する相談サービス

ご加入いただいている保険の契約内容や保険金の請求方法に関するご相談に、日本語で対応します。

■ その他のアシスタンスサービス

- ・ 医療通訳の手配
- ・ 弁護士の手配
- ・ 緊急帰国のための航空券の手配 等

その他のサービス

■ My日新(お客さまマイページ)

My日新は、個人のお客さまを対象としたインターネットサービスです。契約内容の確認や住所等の変更等、便利な機能を提供しています。

企業向けサービス

企業を取りまくさまざまなリスクに対し、リスクの特性やお客さま固有のリスクを見極めた上で、適切な対策をご提案します。

リスクコンサルティング 以下のサービスは、グループ会社のユニバーサルリスクソリューション株式会社と連携し提供しています。

自動車事故防止支援サービス

■ 運転適性診断サービス

診断機器を搭載した安全サービスカーがお客さまの指定場所までお伺いします。その場で受診された方に診断結果をお伝えします。また、管理者向けに「適性診断結果報告書」をお届けします。



安全サービスカー以外にも、室内設置用の運転適性診断機器もご用意しています。

■ 安全運転講習会への講師派遣

お客さまの事故の特徴を分析した上で、事故防止のポイント、事故事例に基づいた危険予知訓練等の講習会を行っています。



建物・機械等調査サービス

■ 火災保険物件調査サービス

ビル・工場および商業施設の建物・機械等を調査・評価し、火災保険の適切な保険価額を算定しています。

神社や寺院の建築物は、「特別な技術が多用されている」「建築後の年数がかなり経過している」等の理由により、適切な評価額の算出が困難なケースがあり、経験豊富な鑑定人によるサービスも提供しています。



リスクマネジメント情報の提供

■ 「Safety Information」の発行

社会環境の変化や情報ネットワークの高度化さらに法改正や税制改正により、企業を取り巻くリスクは多種多様化しています。リスクマネジメントジャーナル「Safety Information」は、そのリスクから企業を守るために、ヒントとなる最新情報をお届けします。



建築物の防火対策支援

■ 防火管理者受託型コンサルティングサービス

安心・安全な建物の環境づくりをお手伝いするため、消防法に定められた防火管理業務を受託し、定期巡回点検や防災訓練を行うほか、防火管理者の成り手不足の問題を解決しています。

新商品の開発状況および約款・料率の改定

新商品の開発状況

2019年	10月	・日常生活傷害補償保険「キズいえ〜」プラン発売
2023年	1月	・Web完結で申込みができる所得補償保険「働けないときの保険」発売 ・「住自在」をリニューアルし、「お家ドクター火災保険」を発売

約款・料率等の改定

2019年	1月	・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(補償範囲の拡大等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(「ロードサービス費用補償特約」「レンタカー費用補償特約(15日限度)」等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等 ・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(補償範囲の拡大等) ・地震保険の改定(料率改定等)
	10月	・火災保険の改定(料率改定・補償範囲の拡大・インターネットによる販売開始等) ・普通傷害保険、家族傷害保険等の改定(日常生活傷害補償保険に統合)
2020年	1月	・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(型式別料率クラス制度の改定、対人・対物賠償の補償拡大、日常生活賠償責任補償特約の補償拡大等) ・統合賠償責任保険(ビジサポ)「セキュリティトラブル対応費用補償特約」の発売
	7月	・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(料率改定、「サイバー・情報漏えい事故補償特約」の新設等)
	10月	・統合賠償責任保険(ビジサポ)「特定感染症等事業者費用補償特約」の発売
2021年	1月	・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(料率改定、「ドライブレコーダーによる事故発生の通知等に関する特約」の新設(ドライビングサポート24プラスの運用開始)、対物超過修理費用の補償拡大等) ・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(料率改定、特約新設等) ・地震保険の改定(料率改定等) ・火災保険の改定(料率改定、すまいのサポート24のサービス拡充等) ・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(料率改定等)
	3月	・統合賠償責任保険(ビジサポ)「クレーム等対応費用補償特約」の発売
	10月	・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(「管理組合役員・行事参加者の傷害一時金補償特約」の新設)
2022年	1月	・工事の保険特約付帯建設工事保険「工事の保険」の改定(料率改定等)
	4月	・新総合自動車保険「ユーサイド」の料率改定等
	10月	・地震保険の改定(料率改定等) ・火災保険の改定(最長保険期間の短縮) ・統合賠償責任保険「ビジサポ」の改定(「サイバー・情報漏えい事故」単独補償の新設等) ・「分譲マンション大規模修繕工事向け履行保証保険」の発売
2023年	1月	・火災保険の改定(料率改定、「指定工務店特約」の新設、付帯サービスの改定等) ・企業財産総合保険「ビジネスプロパティ」の改定(料率改定、特約新設等) ・マンション共用部分用火災保険「マンションドクター火災保険」の改定(料率改定、特約新設等) ・新総合自動車保険「ユーサイド」の改定(被害者救済費用等補償特約の新設、レンタカー費用特約の改定等)

業績データ

事業の状況	76
経理の状況	88

事業の状況

主要な経営指標等の推移

(単位:百万円)

項目 \ 年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)	143,798 (1.39%)	148,850 (3.51%)	147,750 (△0.74%)	145,444 (△1.56%)	145,031 (△0.28%)
経常収益 (対前期増減(△)率)	161,189 (7.85%)	161,323 (0.08%)	169,020 (4.77%)	163,053 (△3.53%)	161,281 (△1.09%)
保険引受利益 (対前期増減(△)率)	1,509 (△71.60%)	2,789 (84.81%)	6,811 (144.17%)	15,647 (129.72%)	6,793 (△56.58%)
経常利益 (対前期増減(△)率)	5,069 (△33.07%)	5,785 (14.14%)	23,557 (307.14%)	20,467 (△13.12%)	8,447 (△58.73%)
当期純利益 (対前期増減(△)率)	4,403 (△17.64%)	3,757 (△14.66%)	17,077 (354.48%)	12,532 (△26.62%)	7,092 (△43.41%)
正味損害率	69.54%	64.82%	57.90%	59.88%	63.76%
正味事業費率	34.15%	33.41%	33.15%	33.56%	34.97%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)	4,466 (△1.34%)	4,701 (5.26%)	4,075 (△13.31%)	4,052 (△0.57%)	4,542 (12.08%)
運用資産利回り (インカム利回り)	1.48%	1.57%	1.32%	1.29%	1.57%
資産運用利回り (実現利回り)	2.02%	1.89%	6.17%	2.26%	1.26%
時価総合利回り	△0.09%	△2.81%	3.20%	△0.35%	△2.05%
資本金の額 (発行済株式総数)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (210,320千株)	20,389 (187,410千株)	20,389 (172,960千株)
純資産額	90,517	74,362	85,514	80,916	63,870
総資産額	396,474	381,758	403,135	392,556	366,535
積立勘定として経理された資産額	11,868	9,208	6,770	3,854	2,496
責任準備金残高	236,398	238,541	242,408	233,604	224,594
貸付金残高	213	179	155	116	99
有価証券残高	275,440	248,914	220,636	216,208	206,595
単体ソルベンシー・マージン比率	1,219.9%	1,115.3%	1,279.4%	1,245.2%	1,187.6%
連結ソルベンシー・マージン比率	1,209.7%	1,102.5%	1,293.7%	1,254.8%	1,199.4%
自己資本比率	22.83%	19.48%	21.21%	20.61%	17.43%
配当性向	197.42%	—	—	82.11%	—
従業員数	2,223名	2,215名	2,180名	2,162名	2,092名

(注) 1. 正味損害率 = (正味支払保険金 + 損害調査費) ÷ 正味収入保険料

2. 正味事業費率 = (諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 正味収入保険料

3. 単体ソルベンシー・マージン比率および連結ソルベンシー・マージン比率の算出方法については、P.86「単体ソルベンシー・マージン比率」およびP.87「連結ソルベンシー・マージン比率」をご参照ください。

保険事業の状況

元受正味保険料(含む収入積立保険料)及び従業員1人当たり保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2020年度			2021年度			2022年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	34,073	21.2%	1.4%	33,474	21.0%	△1.8%	39,562	24.1%	18.2%
海上	—	—	—	—	—	—	—	—	—
傷害	7,257	4.5	△10.1	7,017	4.4	△3.3	7,003	4.3	△0.2
自動車	88,581	55.1	2.5	88,160	55.4	△0.5	86,085	52.4	△2.4
自動車損害賠償責任	14,004	8.7	△19.0	12,385	7.8	△11.6	12,129	7.4	△2.1
その他	16,792	10.4	8.6	17,993	11.3	7.2	19,416	11.8	7.9
(うち賠償責任)	(8,499)	(5.3)	(7.5)	(9,030)	(5.7)	(6.2)	(9,611)	(5.9)	(6.4)
合計	160,708	100.0	△0.1	159,031	100.0	△1.0	164,196	100.0	3.2
従業員1人当たり 元受正味保険料(含む収入積立保険料)	73		1.5	73		△0.2	78		6.7

(注) 1. 元受正味保険料(含む収入積立保険料)とは、元受保険料から元受解約返戻金および元受その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 従業員1人当たり元受正味保険料(含む収入積立保険料) = 元受正味保険料(含む収入積立保険料) ÷ 従業員数

3. 海上保険は2009年度より販売を行っていません。

正味収入保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2020年度			2021年度			2022年度		
	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率	金 額	構成比	増収率
火災	23,254	15.7%	△3.2%	21,940	15.1%	△5.7%	23,715	16.4%	8.1%
海上	0	0.0	△77.0	0	0.0	△1,523.8	0	0.0	—
傷害	5,770	3.9	△11.5	5,701	3.9	△1.2	5,775	4.0	1.3
自動車	88,278	59.7	2.5	87,837	60.4	△0.5	85,546	59.0	△2.6
自動車損害賠償責任	14,170	9.6	△16.9	12,574	8.6	△11.3	11,756	8.1	△6.5
その他	16,276	11.0	7.8	17,390	12.0	6.8	18,236	12.6	4.9
(うち賠償責任)	(8,429)	(5.7)	(7.5)	(8,953)	(6.2)	(6.2)	(9,533)	(6.6)	(6.5)
合計	147,750	100.0	△0.7	145,444	100.0	△1.6	145,031	100.0	△0.3

(注)正味収入保険料とは、元受および受再契約の収入保険料から出再契約の再保険料を控除したものをいいます。

受再正味保険料及び支払再保険料

(単位:百万円)

年度 種目	2020年度		2021年度		2022年度	
	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料	受再正味保険料	支払再保険料
火災	44	10,863	28	11,562	17	15,863
海上	0	0	0	0	0	0
傷害	—	57	—	57	—	58
自動車	2	305	3	326	2	542
自動車損害賠償責任	9,366	9,200	8,033	7,844	7,316	7,688
その他	133	646	113	714	173	1,357
(うち賠償責任)	(0)	(70)	(0)	(77)	(0)	(78)
合計	9,548	21,073	8,177	20,503	7,510	25,510

(注) 1. 受再正味保険料とは、受再契約に係る収入保険料から受再解約返戻金および受再その他返戻金を控除したものをいいます。

2. 支払再保険料とは、出再契約に係る支払保険料から出再保険返戻金およびその他の再保険収入を控除したものをいいます。

事業の状況

解約返戻金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
火災	1,322	972	1,651
海上	0	0	0
傷害	190	232	202
自動車	1,311	1,257	1,177
自動車損害賠償責任	684	538	454
その他	182	182	187
(うち賠償責任)	(52)	(50)	(43)
合計	3,692	3,183	3,672

(注)解約返戻金とは、元受解約返戻金、受再解約返戻金および積立解約返戻金の合計額をいいます。

保険引受利益

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
火災	△18,579	1,097	△9,168
海上	△2	0	0
傷害	1,290	204	△367
自動車	24,267	14,138	19,170
自動車損害賠償責任	—	—	—
その他	△164	207	△2,840
(うち賠償責任)	(368)	(417)	(427)
合計	6,811	15,647	6,793

(注)上記の金額は、平成10年大蔵省告示第232号第3条に基づく異常危険準備金の取崩しおよび繰入れの影響を含んでいます。

元受正味保険金

(単位:百万円)

種目 \ 年度	2020年度		2021年度		2022年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
火災	26,784	30.5 %	24,776	28.6 %	31,168	33.0 %
海上	—	—	0	0.0	—	—
傷害	2,591	2.9	2,378	2.7	2,703	2.9
自動車	38,635	44.0	39,631	45.8	42,164	44.6
自動車損害賠償責任	12,034	13.7	11,115	12.9	9,421	10.0
その他	7,821	8.9	8,593	9.9	9,115	9.6
(うち賠償責任)	(3,932)	(4.5)	(4,307)	(5.0)	(4,475)	(4.7)
合計	87,866	100.0	86,495	100.0	94,573	100.0

(注)元受正味保険金とは、元受契約に係る支払保険金から元受契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

正味支払保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
			構成比	正味損害率		構成比	正味損害率		構成比	正味損害率
火災		16,114	21.2%	71.9%	17,312	22.3%	82.1%	20,309	24.7%	89.2%
海上		0	0.0	5,725.5	0	0.0	—	0	0.0	2,189.6
傷害		2,588	3.4	51.4	2,375	3.1	46.7	2,700	3.3	52.5
自動車		38,590	50.8	51.3	39,633	51.1	52.6	41,488	50.5	56.7
自動車損害賠償責任		10,906	14.4	84.1	9,646	12.4	84.2	8,590	10.4	80.8
その他		7,768	10.2	53.2	8,596	11.1	55.6	9,119	11.1	56.6
(うち賠償責任)		(3,932)	(5.2)	(52.5)	(4,307)	(5.6)	(54.9)	(4,475)	(5.4)	(54.0)
合計		75,971	100.0	57.9	77,564	100.0	59.9	82,208	100.0	63.8

(注) 1. 正味支払保険金とは、元受および受再契約の支払保険金から出再契約に係る回収再保険金を控除したものをいいます。

2. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

受再正味保険金及び回収再保険金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度		2021年度		2022年度	
		受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金	受再正味保険金	回収再保険金
火災		0	10,669	293	7,757	201	11,059
海上		0	0	0	0	0	0
傷害		—	2	—	2	—	2
自動車		68	112	3	1	0	676
自動車損害賠償責任		10,906	12,034	9,646	11,115	8,590	9,421
その他		62	115	40	38	31	26
(うち賠償責任)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
合計		11,038	22,934	9,984	18,916	8,822	21,187

(注) 1. 受再正味保険金とは、受再契約に係る支払保険金から受再契約に係る求償等による回収金を控除したものをいいます。

2. 回収再保険金とは、出再契約に係る回収保険金から出再契約に係る返還金を控除したものをいいます。

正味損害率、正味事業費率及びその合算率

(単位:%)

種目	年度	2020年度			2021年度			2022年度		
		正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率	正味損害率	正味事業費率	合算率
火災		71.9	39.1	111.1	82.1	38.9	120.9	89.2	42.6	131.8
海上		5,725.5	871.2	6,596.7	—	—	—	2,189.6	△0.5	2,189.1
傷害		51.4	45.9	97.3	46.7	46.8	93.6	52.5	46.5	99.0
自動車		51.3	30.6	81.9	52.6	30.9	83.4	56.7	31.4	88.1
自動車損害賠償責任		84.1	29.1	113.2	84.2	29.9	114.2	80.8	32.2	113.0
その他		53.2	37.5	90.7	55.6	38.6	94.2	56.6	39.8	96.3
(うち賠償責任)		(52.5)	(35.5)	(88.0)	(54.9)	(37.8)	(92.7)	(54.0)	(38.3)	(92.2)
合計		57.9	33.1	91.0	59.9	33.6	93.4	63.8	35.0	98.7

(注) 1. 正味損害率=(正味支払保険金+損害調査費)÷正味収入保険料

2. 正味事業費率=(諸手数料及び集金費+保険引受に係る営業費及び一般管理費)÷正味収入保険料

3. 合算率=正味損害率+正味事業費率

事業の状況

出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

(単位: %)

種目	2020年度			2021年度			2022年度		
	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率	発生損害率	事業費率	合算率
火災	84.0	33.5	117.5	64.1	28.9	93.0	80.1	31.9	112.0
海上	2,916.3	642.2	3,558.5	7.8	0.0	7.8	438.8	0.0	438.8
傷害	46.1	44.1	90.2	46.5	45.9	92.4	55.8	46.4	102.2
(医療)	(29.8)			(29.0)			(40.8)		
(がん)	(59.8)			(73.8)			(67.1)		
自動車	49.4	30.5	79.9	51.1	30.5	81.6	59.0	31.0	90.0
その他	59.6	36.5	96.1	57.1	37.7	94.8	58.1	37.9	96.0
(うち賠償責任)	(60.4)	(35.6)	(96.0)	(54.5)	(37.9)	(92.4)	(53.8)	(38.8)	(92.6)
合計	57.2	32.4	89.6	54.3	31.7	86.0	63.4	32.7	96.1

- (注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。
 2. 発生損害率 = (出再控除前の発生損害額 + 損害調査費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 3. 事業費率 = (支払諸手数料及び集金費 + 保険引受に係る営業費及び一般管理費) ÷ 出再控除前の既経過保険料
 4. 合算率 = 発生損害率 + 事業費率
 5. 出再控除前の発生損害額 = 支払保険金 + 出再控除前の支払備金積増額
 6. 出再控除前の既経過保険料 = 収入保険料 - 出再控除前の未経過保険料積増額
 7. 傷害保険のうち介護保険は取り扱いがないため記載を省略しています。
 8. 介護費用保険は新規の販売を行っていないため「その他」に含めています。

国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

(単位: %)

区分	2020年度	2021年度	2022年度
国内契約	100.0	100.0	100.0
海外契約	—	—	—

(注) 収入保険料 (元受正味保険料 (除く収入積立保険料) と受再正味保険料の合計) について国内契約および海外契約の割合を記載しています。

出再先保険会社数と出再保険料上位5社の割合

	出再先保険会社の数	出再保険料のうち上位5社の出再先に集中している割合
2021年度	3 (—)	99.92% (—)
2022年度	3 (—)	99.96% (—)

- (注) 1. 出再先保険会社数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者 (プール出再を含む) を対象としています。
 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

出再保険料の格付区分別構成割合

格付区分	A-以上	BBB+~BBB-	その他 (BB+以下・格付無)	合計
2021年度	100.0% (—%)	0.0% (—%)	0.0% (—%)	100.0% (—%)
2022年度	100.0% (—%)	0.0% (—%)	0.0% (—%)	100.0% (—%)

- (注) 1. 特約再保険を出再している再保険者を対象としています。ただし、再保険プールを含んでいません。
 格付区分は、スタンダード・アンド・プアーズ社の格付を使用しています。
 2. () 内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限りです。)

未収再保険金の推移

(単位:百万円)

区分		年度	2020年度	2021年度	2022年度
1	年度開始時の未収再保険金		4,591 (—)	854 (—)	313 (—)
2	当該年度に回収できる事由が発生した額		6,620 (—)	1,523 (—)	2,622 (—)
3	当該年度回収等		10,357 (—)	2,064 (—)	2,259 (—)
4	1+2-3=年度末の未収再保険金		854 (—)	313 (—)	676 (—)

(注) 1. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

2. ()内は、第三分野保険に関する数値を表しています。(ただし、保険業法施行規則第71条に基づいて、保険料積立金を積み立てないとした保険契約に限ります。)

契約者配当金

積立保険(貯蓄型保険)では、満期を迎えた契約者に対し、契約時に定めた満期返戻金をお支払いするとともに、保険期間中の運用利回りが予定の利回りを上回った場合には、毎月の満期契約ごとに契約者配当金を計算してお支払いしています。(運用利回りが予定の利回りを下回った場合には0円となります。)

したがって、契約者配当金は毎月変動しますが、昨年6月および本年6月に満期を迎えた契約の契約者配当金は以下のとおりです。

* 2022年6月および2023年6月に満期を迎えた契約の契約者配当金の例

(積立普通傷害保険、満期返戻金100万円、一時払の場合)

	保険期間	契約者配当金の額	予定の利回り
2022年 6月満期	3年	0円	0.1%
2023年 6月満期	3年	0円	0.1%

事業の状況

資産運用等の状況

運用資産の推移

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率
総資産		403,135	100.0 %	392,556	100.0 %	366,535	100.0 %
運用資産		344,817	85.5 %	333,560	85.0 %	301,666	82.3 %
運用資産内訳							
預貯金		96,445	23.9 %	89,654	22.8 %	69,130	18.9 %
有価証券		220,636	54.7 %	216,208	55.1 %	206,595	56.4 %
(うち株式)		(17,383)	(4.3) (△53.2)	(12,032)	(3.1) (△30.8)	(10,273)	(2.8) (△14.6)
貸付金		155	0.0 %	116	0.0 %	99	0.0 %
土地・建物		27,579	6.8 %	27,581	7.0 %	25,840	7.1 %

利息及び配当金収入・運用資産利回り(インカム利回り)

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度		2021年度		2022年度	
			利回り		利回り		利回り
預貯金		0	0.00 %	0	0.00 %	0	0.00 %
有価証券		3,821	1.87	3,796	1.95	4,334	2.23
(公社債)		(1,983)	(1.44)	(1,835)	(1.39)	(1,700)	(1.37)
(株式)		(541)	(2.77)	(374)	(4.39)	(264)	(3.56)
(外国証券)		(1,296)	(2.75)	(1,585)	(2.89)	(2,369)	(3.76)
貸付金		7	4.19	5	4.20	4	4.01
土地・建物		246	0.89	249	0.90	203	0.75
小計		4,075	1.32	4,051	1.29	4,542	1.57
その他		0		1		0	
合計		4,075		4,052		4,542	

(注) 運用資産利回り(インカム利回り)は、運用資産に係る成果を、インカム収入(利息及び配当金収入)の観点から示す指標です。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価または償却原価による平均残高をベースとした利回りです。

運用資産利回り(インカム利回り)のみでは、運用の実態を必ずしも適切に反映できないため、以下二つの利回りを開示しています。

資産運用利回り(実現利回り)

(単位:百万円)

区分	2020年度			2021年度			2022年度		
	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り	資産運用損益 (実現ベース)	平均運用額 (取得原価ベース)	利回り
預貯金	0	75,970	0.00%	0	90,716	0.00%	0	67,098	0.00%
有価証券 (公社債)	19,109	204,137	9.36	6,976	195,127	3.58	5,313	194,613	2.73
(株式)	(2,079)	(137,400)	(1.51)	(2,044)	(131,779)	(1.55)	(2,138)	(124,138)	(1.72)
(外国証券)	(15,081)	(19,572)	(77.06)	(3,358)	(8,545)	(39.30)	(747)	(7,435)	(10.05)
貸付金	(1,947)	(47,164)	(4.13)	(1,573)	(54,802)	(2.87)	(2,426)	(63,039)	(3.85)
土地・建物	7	170	4.19	5	124	4.20	4	103	4.01
金融派生商品	246	27,638	0.89	249	27,579	0.90	203	27,147	0.75
その他	△364	—	—	△155	—	—	△1,881	—	—
合計	△5	—	—	△4	—	—	△6	—	—
合計	18,992	307,916	6.17	7,071	313,546	2.26	3,633	288,963	1.26

(注)資産運用利回り(実現利回り)は、資産運用に係る成果を、当期の期間損益への寄与の観点から示す指標です。

・資産運用損益(実現ベース)＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用

・平均運用額(取得原価ベース)＝取得原価または償却原価による平均残高(原則として各月末残高の平均に基づいて算出しています。)

(参考)時価総合利回り

(単位:百万円)

区分	2020年度			2021年度			2022年度		
	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り	資産運用損益等 (時価ベース)	平均運用額 (時価ベース)	利回り
預貯金	0	75,970	0.00%	0	90,716	0.00%	0	67,098	0.00%
有価証券 (公社債)	10,961	234,809	4.67	△1,254	217,651	△0.58	△4,524	208,906	△2.17
(株式)	(△362)	(153,827)	(△0.24)	(△818)	(145,764)	(△0.56)	(△1,152)	(135,260)	(△0.85)
(外国証券)	(6,458)	(34,986)	(18.46)	(528)	(15,335)	(3.45)	(△62)	(11,395)	(△0.55)
貸付金	(4,865)	(45,995)	(10.58)	(△964)	(56,551)	(△1.70)	(△3,309)	(62,250)	(△5.32)
土地・建物	7	170	4.19	5	124	4.20	4	103	4.01
金融派生商品	246	27,638	0.89	249	27,579	0.90	203	27,147	0.75
その他	△364	—	—	△155	—	—	△1,881	—	—
合計	△5	—	—	△4	—	—	△6	—	—
合計	10,844	338,588	3.20	△1,160	336,070	△0.35	△6,204	303,255	△2.05

(注)時価総合利回りは、時価ベースでの運用効率を示す指標です。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回りです。

・資産運用損益等(時価ベース)＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額(*)－前期末評価差額(*)＋繰延ヘッジ損益増減(*)

・平均運用額(時価ベース)＝取得原価または償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額(*)＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

(*)税効果控除前の金額によっています。

事業の状況

海外投融資

(単位:百万円)

区分		2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比		構成比		構成比
外 貨 建	外国公社債	8,115	14.3 %	11,052	17.7 %	6,643	9.6 %
	その他	47,603	83.6	50,268	80.4	61,369	88.7
	計	55,719	97.8	61,321	98.1	68,013	98.3
円 貨 建	外国公社債	1,236	2.2	1,200	1.9	1,176	1.7
	その他	—	—	—	—	—	—
	計	1,236	2.2	1,200	1.9	1,176	1.7
合計		56,955	100.0	62,522	100.0	69,190	100.0
インカム利回り		2.75%		2.89%		3.71%	
実現利回り		4.13%		2.87%		3.85%	
(参考)時価総合利回り		10.58%		△1.70%		△5.32%	

(注) 1. 外貨建および円貨建の「その他」には外国投資信託を含みます。

2. 「インカム利回り」は、海外投融資に係る利息及び配当金収入を当該資産の平均運用額(取得原価ベース)で除した比率です。

3. 「実現利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.83「資産運用利回り(実現利回り)」と同様の方法により算出したものです。

4. 「(参考)時価総合利回り」は、海外投融資に係る資産についてP.83「(参考)時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

公共関係投融資の推移(新規引受ベース)

(単位:百万円)

区分		2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比		構成比		構成比
公 社 債	国債	—	— %	—	— %	—	— %
	地方債	—	—	—	—	—	—
	公社・公団債	0	100.0	0	100.0	0	100.0
	計	0	100.0	0	100.0	0	100.0
貸 付	公共団体	—	—	—	—	—	—
	公社・公団	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—
合計		0	100.0	0	100.0	0	100.0

事業の状況

単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
(A) 単体ソルベンシー・マージン総額		145,459	133,868
資本金等		60,483	60,574
価格変動準備金		4,896	5,048
危険準備金		—	—
異常危険準備金		56,981	53,926
一般貸倒引当金		42	20
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		12,863	4,009
土地の含み損益		2,402	2,461
払戻積立金超過額		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、 マージンに算入されない額		—	—
控除項目		—	—
その他		7,789	7,826
(B) 単体リスクの合計額 $\sqrt{(R_1+R_2)^2+(R_3+R_4)^2+R_5+R_6}$		23,361	22,542
一般保険リスク(R_1)		14,614	14,448
第三分野保険の保険リスク(R_2)		—	—
予定利率リスク(R_3)		719	639
資産運用リスク(R_4)		6,572	5,972
経営管理リスク(R_5)		567	543
巨大災害リスク(R_6)		6,461	6,110
(C) 単体ソルベンシー・マージン比率 $[(A)/(B) \times 1/2] \times 100$		1,245.2%	1,187.6%

(注) 上記の金額および数値は、保険業法施行規則第86条および第87条ならびに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出しています。

〈単体ソルベンシー・マージン比率〉

- 損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、「通常の予測を超える危険」が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(一般保険リスク・第三分野保険の保険リスク):
保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク):
実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③資産運用上の危険(資産運用リスク):
保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ④経営管理上の危険(経営管理リスク):
業務の運営上、通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③および⑤以外のもの
 - ⑤巨大災害に係る危険(巨大災害リスク):
通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険
- 「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み損益の一部等の総額です。
- 単体ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

連結ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分	年度	2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
(A)連結ソルベンシー・マージン総額		146,588	135,194
資本金等		60,985	61,043
価格変動準備金		4,896	5,048
危険準備金		—	—
異常危険準備金		56,981	53,926
一般貸倒引当金		42	20
その他有価証券評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)		12,863	4,009
土地の含み損益		2,402	2,461
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の 合計額(税効果控除前)		626	857
保険料積立金等余剰部分		—	—
負債性資本調達手段等		—	—
保険料積立金等余剰部分及び負債性資本調達手段等の うち、マージンに算入されない額		—	—
少額短期保険業者に係るマージン総額		—	—
控除項目		—	—
その他		7,790	7,826
(B)連結リスクの合計額		23,362	22,542
$\sqrt{(\sqrt{(R_1^2+R_2^2)+R_3+R_4})^2+(R_5+R_6+R_7)^2+R_8+R_9}$			
損害保険契約の一般保険リスク(R ₁)		14,614	14,448
生命保険契約の保険リスク(R ₂)		—	—
第三分野保険の保険リスク(R ₃)		—	—
少額短期保険業者の保険リスク(R ₄)		—	—
予定利率リスク(R ₅)		719	639
生命保険契約の最低保証リスク(R ₆)		—	—
資産運用リスク(R ₇)		6,575	5,971
経営管理リスク(R ₈)		567	543
損害保険契約の巨大災害リスク(R ₉)		6,461	6,110
(C)連結ソルベンシー・マージン比率 [(A)/{(B)×1/2}]×100		1,254.8%	1,199.4%

(注)「連結ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条の2および第88条ならびに平成23年金融庁告示第23号の規定に基づいて算出された比率です。

〈連結ソルベンシー・マージン比率〉

- 当社は損害保険事業を営むとともに、子会社において保険代理業等を営んでいます。
- 損害保険会社グループは、保険事故発生の際の保険金支払や積立保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てていますが、巨大災害の発生や、保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。
- こうした「通常の予測を超える危険」を示す「連結リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち連結ソルベンシー・マージン総額:上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが「連結ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。
- 「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額をいいます。
 - ①保険引受上の危険(損害保険契約の一般保険リスク・生命保険契約の保険リスク・第三分野保険の保険リスク・少額短期保険業者の保険リスク): 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険(巨大災害に係る危険を除く)
 - ②予定利率上の危険(予定利率リスク): 実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
 - ③最低保証上の危険(生命保険契約の最低保証リスク): 変額保険、変額年金保険の保険金等の最低保証に関する危険
 - ④資産運用上の危険(資産運用リスク): 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
 - ⑤経営管理上の危険(経営管理リスク): 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～④および⑥以外のもの
 - ⑥巨大災害に係る危険(損害保険契約の巨大災害リスク): 通常の予測を超える損害保険契約の巨大災害(関東大震災、伊勢湾台風相当や外国で発生する巨大災害)により発生し得る危険
- 連結ソルベンシー・マージン比率の計算対象となる範囲は、保険業法上の子会社(議決権が50%超の子会社)について計算対象に含めています。
- 「損害保険会社グループが保有している資本金・準備金等の支払余力」(連結ソルベンシー・マージン総額)とは、当社およびその子会社等の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額です。
- 連結ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社グループを監督する際に活用する客観的な判断指標のひとつですが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

経理の状況

当社は、保険業法第111条第1項の規定により公衆の縦覧に供する書類のうち、貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書等について、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受け、監査報告書を受領しています。

計算書類

貸借対照表

(単位:百万円)

科目	年度	2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
		金 額	金 額
(資産の部)			
現金及び預貯金		89,654	69,130
預貯金		89,654	69,130
有価証券		216,208	206,595
国債		93,791	84,866
地方債		1,969	1,903
社債		45,892	40,362
株式		12,032	10,273
外国証券		62,522	69,190
貸付金		116	99
保険約款貸付		116	99
有形固定資産		28,709	27,211
土地		18,098	17,006
建物		9,482	8,834
その他の有形固定資産		1,128	1,370
無形固定資産		3,624	5,327
ソフトウェア		3,533	5,235
その他の無形固定資産		91	91
その他資産		30,500	33,335
未収保険料		76	91
代理店貸		15,225	15,837
共同保険貸		163	205
再保険貸		4,392	4,204
外国再保険貸		34	17
未収金		4,252	6,563
未収収益		365	303
預託金		944	849
地震保険預託金		450	274
仮払金		4,594	4,724
金融派生商品		—	263
前払年金費用		1,870	2,120
繰延税金資産		22,144	22,916
貸倒引当金		△271	△200
資産の部合計		392,556	366,535

(単位：百万円)

科目	年度	2021年度 (2022年3月31日現在)	2022年度 (2023年3月31日現在)
		金 額	金 額
(負債の部)			
保険契約準備金		283,046	277,442
支払備金		49,442	52,848
責任準備金		233,604	224,594
その他負債		18,717	15,153
共同保険借		336	347
再保険借		3,428	3,546
外国再保険借		6	2
未払法人税等		2,370	423
預り金		226	1,132
前受収益		6	2
未払金		2,137	2,184
仮受金		6,696	6,986
金融派生商品		3,496	515
資産除去債務		11	8
その他の負債		2	2
退職給付引当金		4,388	4,523
賞与引当金		592	496
特別法上の準備金		4,896	5,048
価格変動準備金		4,896	5,048
負債の部合計		311,640	302,665
(純資産の部)			
資本金		20,389	20,389
資本剰余金		12,620	12,620
資本準備金		12,620	12,620
利益剰余金		37,499	27,564
利益準備金		7,769	7,769
その他利益剰余金		29,730	19,794
不動産圧縮積立金		1,657	1,644
繰越利益剰余金		28,073	18,150
株主資本合計		70,509	60,574
其他有価証券評価差額金		10,406	3,295
評価・換算差額等合計		10,406	3,295
純資産の部合計		80,916	63,870
負債及び純資産の部合計		392,556	366,535

東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

経理の状況

〈2022年度の注記事項〉

- 保険料、支払備金及び責任準備金等の保険契約に関する会計処理については、保険業法等の法令等の定めによっています。
- 有価証券の評価基準及び評価方法は次のとおりとしています。
 - 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっています。
 - 子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
 - その他有価証券のうち市場価格のない株式等以外のものの評価は、時価法によっています。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいています。
 - その他有価証券のうち市場価格のない株式等の評価は、移動平均法に基づく原価法によっています。
- デリバティブ取引の評価は、時価法によっています。
- 固定資産の減価償却方法は次のとおりとしています。
 - 有形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。
 - 無形固定資産の減価償却は、定額法により行っています。
なお、自社利用のソフトウェアの減価償却は、利用可能期間に基づく定額法により行っています。
- 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算は外貨建取引等会計処理基準に基づき行っています。
- 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しています。
破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しています。
今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。
上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乘じた額を計上しています。
また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、各資産の主管部及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っています。
- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しています。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっています。
過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理しています。
数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により、発生の翌期から費用処理しています。
- 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しています。
- 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しています。
- 外貨建債券等に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している為替予約取引については、時価ヘッジを適用しています。
なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しています。
- 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当期の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いにしたがって、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしました。これによる計算書類等に与える影響は軽微です。
- 消費税等の会計処理は税抜方式によっています。ただし、損害調査費、営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっています。
なお、資産に係る控除対象外消費税等は仮払金に計上し、5年間で均等償却を行っています。
- 当社の財政状態または経営成績に対して重大な影響を与え得る会計上の見積りを含む項目は、支払備金です。支払備金の当期の計算書類に計上した金額及び会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報は、次のとおりです。
 - 当期の計算書類に計上した金額
支払備金 52,848百万円
 - 会計上の見積りの内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報
 - ①算出方法
保険契約に基づいて支払義務が発生したと認められる保険金、返戻金その他の給付金(以下「保険金等」という。)のうち、未だ支払っていない金額を見積り、支払備金として計上しています。
 - ②算出に用いた主要な仮定
支払備金の計上にあたっては、主として過去の支払実績等から算出した仮定を用いて見積った最終的に支払う保険金等の見込額を使用しています。
 - ③翌期の計算書類に与える影響
法令等の改正や裁判等の結果などにより、最終的に支払う保険金等の額が当初の見積りから変動し、支払備金の計上額が増減する可能性があります。

14. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項については次のとおりです。

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の資産運用は、安全性、収益性及び保険金等のお支払いに備えた流動性のみならず、社会・公共性に資するような資産運用を行っています。

そのため、資産・負債総合管理(ALM: Asset Liability Management)を軸として、保険商品の特性を踏まえた適切なリスクコントロールのもとで、長期・安定的な収益確保及び効率的な流動性管理を目指した取り組みを行っています。

お客さまに保険金をお支払いする商品の運用については、保険負債対応資産として、保険商品の持つ負債特性や、将来の保険金を確実にお支払いするための収益性・流動性などを踏まえ、中長期的に目指すポートフォリオを軸とした運用を行っています。具体的には、高格付債券を中心とした金利資産を保有することで、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、一定の信用リスクをとる運用を行っています。また、外国証券投資等も活用しながら、国内外でのリスク分散と運用手法の多様化を図ることで、中長期的な収益確保を目指しています。

満期返れい金という形でお客さまにお支払いする商品については、その積立資産を積立勘定資産として他の資産と区分し、厳格なALM運用により金利リスクを円金利資産で適切にコントロールし、安定的な剰余の価値(運用資産価値－保険負債価値)の拡大を目指しています。

その他の資産の運用については、運用収益を安定的に拡大し、財務基盤の健全性確保を図りつつ、総合的に当社の企業価値の向上に資することを旨としています。特に、取引関係の強化を図る目的で保有している政策株式については、保険取引面も含めた経済合理性及びグループ資本への影響などを踏まえ、総量削減に努めています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2023年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額、レベルごとの時価については、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等及び組合出資金等は、次表には含めていません(P.92(注2)参照)。

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

①時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	88,801	113,781	—	202,582
デリバティブ取引	—	263	—	263
資産計	88,801	114,044	—	202,846
デリバティブ取引	—	515	—	515
負債計	—	515	—	515

②時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預貯金は、主に短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。(単位:百万円)

区分	時価				貸借対照表計上額	差額
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
有価証券						
満期保有目的の債券	1,076	205	—	1,281	1,209	72
貸付金	—	—	99	99	99	—
資産計	1,076	205	99	1,381	1,308	72

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

活発な市場における相場価格を使用できるものはレベル1の時価に分類しています。公表された相場価格を入手できたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しています。

相場価格が入手できない場合には、割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しています。当該時価は、その算定にあたり観察できないインプットを使用していないまたはその影響が重要でないため、レベル2の時価に分類しています。なお、市場における相場価額が入手できない投資信託のうち主なもの、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額等を時価とし、レベル2の時価に分類しています。

貸付金

割引現在価値法等のモデルで算定された価格を時価としています。これらの評価技法には、イールドカーブ、クレジットスプレッド等のインプットを使用しており、レベル3の時価に分類しています。

なお、当社が保有する貸付金はすべて保険約款貸付であり、上記のモデルで算出した額が帳簿価額と近似しているため、当該事業年度は帳簿価額を時価としています。

デリバティブ取引

当社が保有するデリバティブ取引はすべて為替予約であり、フォワードレートと予約レートの差分に外貨契約額を乗じて算定された価格を時価としています。当該時価は、その算定にあたり観察できないインプットを使用していないため、レベル2の時価に分類しています。

経理の状況

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	当期
市場価格のない株式等(*1)	2,750
組合出資金等(*2)	53
合計	2,803

(*1) 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれ、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項にしたがい、時価開示の対象としていません。

(*2) 組合出資金等は、時価算定会計基準適用指針第24-16項にしたがい、時価開示の対象としていません。

15. 保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。
- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2) 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しない債権です。
- (3) 三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。
- (4) 貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。
- (表示方法の変更)
「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(令和2年1月24日内閣府令第3号)が2022年3月31日から施行されたことに伴い、保険業法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等に合わせて表示しています。
16. 有形固定資産の減価償却累計額は22,128百万円、圧縮記帳額は3,669百万円です。
17. 関係会社に対する金銭債権総額は0百万円、金銭債務総額は358百万円です。
18. 繰延税金資産の総額は27,512百万円、繰延税金負債の総額は4,069百万円です。また、評価性引当額として繰延税金資産から控除した額は526百万円です。
繰延税金資産の発生の主原因別の内訳は、責任準備金20,844百万円、退職給付引当金2,641百万円、価格変動準備金1,413百万円及び支払備金1,298百万円です。
繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、完全支配関係がある法人間の株式譲渡損益の調整2,270百万円及びその他有価証券に係る評価差額金1,159百万円です。
なお、当社は、当期からグループ通算制度を適用しているため、法人税及び地方法人税の会計処理またはこれらに関する税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を当期の期首から適用しています。
19. 関係会社株式の額は41百万円です。
20. 支払備金の内訳は次のとおりです。
- | | |
|------------------------------|-----------|
| 支払備金(出再支払備金控除前、(口)に掲げる保険を除く) | 51,675百万円 |
| 同上に係る出再支払備金 | 2,509百万円 |
| 差 引 (イ) | 49,166百万円 |
| 地震保険及び自動車損害賠償責任保険に係る支払備金(口) | 3,681百万円 |
| 計 (イ+口) | 52,848百万円 |
21. 責任準備金の内訳は次のとおりです。
- | | |
|---------------------|------------|
| 普通責任準備金(出再責任準備金控除前) | 121,444百万円 |
| 同上に係る出再責任準備金 | 1,762百万円 |
| 差 引 (イ) | 119,682百万円 |
| その他の責任準備金(口) | 104,912百万円 |
| 計 (イ+口) | 224,594百万円 |
22. 1株当たりの純資産額は369円27銭です。
算定上の基礎である純資産額は63,870百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の当期末発行済株式数は172,960千株です。

23. 退職給付に関する事項は次のとおりです。

(1) 退職給付債務及びその内訳

イ.退職給付債務	△17,905百万円
ロ.年金資産	11,100百万円
ハ.退職給付信託	5,259百万円
ニ.未積立退職給付債務(イ+ロ+ハ)	△1,546百万円
ホ.未認識数理計算上の差異	△857百万円
ヘ.未認識過去勤務費用	—
ト.貸借対照表計上額の純額(ニ+ホ+ヘ)	△2,403百万円
チ.前払年金費用	2,120百万円
リ.退職給付引当金(ト+チ)	△4,523百万円

(2) 退職給付債務等の計算基礎

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.4 %
長期期待運用収益率	1.4 %
過去勤務費用の額の処理年数	12年
数理計算上の差異の処理年数	12年

(3) 退職一時金制度、確定給付企業年金制度及び自社年金制度に基づく退職給付引当金の当期末残高(年金資産のうち、退職給付信託に係る退職給付引当金に相当する金額を含む。)の内訳は、次のとおりです。

	退職一時金	確定給付企業年金	自社年金	合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
退職給付引当金(年金資産控除前)	△3,210	2,120	△5,645	△6,735
退職給付信託の年金資産	△147	—	4,478	4,331
退職給付引当金(純額)	△3,357	—	△1,166	△4,523
前払年金費用(純額)	—	2,120	—	2,120

24. 上記における子会社及び関係会社の定義は、会社計算規則第2条に基づいています。

25. 重要な後発事象は生じていません。

26. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

経理の状況

損益計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
		金 額	金 額
経常収益		163,053	161,281
保険引受収益		157,123	156,788
正味収入保険料		145,444	145,031
収入積立保険料		1,260	1,165
積立保険料等運用益		1,487	1,537
責任準備金戻入額		8,804	9,009
為替差益		4	5
その他保険引受収益		122	39
資産運用収益		5,824	4,300
利息及び配当金収入		4,052	4,542
有価証券売却益		3,258	1,295
その他運用収益		1	0
積立保険料等運用益振替		△1,487	△1,537
その他経常収益		104	192
経常費用		142,585	152,833
保険引受費用		119,197	126,600
正味支払保険金		77,564	82,208
損害調査費		9,528	10,267
諸手数料及び集金費		26,172	27,128
満期返戻金		4,242	3,444
契約者配当金		0	0
支払備金繰入額		1,532	3,406
その他保険引受費用		157	147
資産運用費用		241	2,205
有価証券売却損		34	294
有価証券評価損		31	—
金融派生商品費用		155	1,881
為替差損		12	21
その他運用費用		6	7
営業費及び一般管理費		22,899	23,837
その他経常費用		247	190
貸倒引当金繰入額		5	—
貸倒損失		0	—
株式報酬制度移行費用		44	—
その他の経常費用		196	190
経常利益		20,467	8,447
特別利益		7	2,047
固定資産処分益		7	2,047
特別損失		3,219	884
固定資産処分損		4	120
減損損失		241	612
特別法上の準備金繰入額		2,972	151
価格変動準備金		2,972	151
税引前当期純利益		17,255	9,610
法人税及び住民税		5,027	378
過年度法人税等		—	185
法人税等調整額		△304	1,955
法人税等合計		4,723	2,518
当期純利益		12,532	7,092

〈2022年度の注記事項〉

1. 関係会社との取引による収益総額は134百万円、費用総額は3,179百万円です。

2. (1) 正味収入保険料の内訳は次のとおりです。

収入保険料	170,541百万円
支払再保険料	25,510百万円
差 引	145,031百万円

(2) 正味支払保険金の内訳は次のとおりです。

支払保険金	103,396百万円
回収再保険金	21,187百万円
差 引	82,208百万円

(3) 諸手数料及び集金費の内訳は次のとおりです。

支払諸手数料及び集金費	28,412百万円
出再保険手数料	1,284百万円
差 引	27,128百万円

(4) 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前、(□)に掲げる保険を除く)	5,412百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	1,862百万円
差 引 (イ)	3,549百万円
地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る支払備金繰入額(□)	△143百万円
計 (イ+□)	3,406百万円

(5) 責任準備金繰入額(△は責任準備金戻入額)の内訳は次のとおりです。

普通責任準備金繰入額(出再責任準備金控除前)	△4,026百万円
同上に係る出再責任準備金繰入額	△113百万円
差 引 (イ)	△3,912百万円
その他の責任準備金繰入額(□)	△5,096百万円
計 (イ+□)	△9,009百万円

(6) 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりです。

預貯金利息	0百万円
有価証券利息・配当金	4,334百万円
貸付金利息	4百万円
不動産賃貸料	203百万円
その他利息・配当金	0百万円
計	4,542百万円

3. 金融派生商品費用中の評価損益は8,466百万円の益です。

4. 1株当たりの当期純利益金額は37円96銭です。算定上の基礎である当期純利益は7,092百万円、このうち普通株主に帰属しないものはありません。また、普通株式の期中平均株式数は186,816千株です。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

5. 損害調査費、営業費及び一般管理費に計上した退職給付費用は727百万円であり、その内訳は次のとおりです。

勤務費用	766百万円
利息費用	37百万円
期待運用収益	△156百万円
数理計算上の差異の費用処理額	80百万円
過去勤務費用の費用処理額	—
計	727百万円

6. 当期における法定実効税率は28.0%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は26.2%であり、この差異の主要な内訳は、評価性引当額△2.7%、住民税均等割1.0%です。

7. 関連当事者との取引については次のとおりです。

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)の割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	東京海上ホールディングス株式会社	被所有直接100%	株主	自己株式の取得	7,000	自己株式	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)上記取引は、第三者機関の算定結果に照らし妥当な水準であることを確認しています。

経理の状況

8. 当期において、以下の資産について減損損失を計上しています。

(単位:百万円)

用途	種類	場所等	減損損失		
			土地	建物	合計
売却不動産	土地及び建物	新潟県長岡市に保有するビル	103	28	131
売却不動産	土地及び建物	群馬県前橋市に保有するビル	225	5	230
売却不動産	土地及び建物	岐阜県多治見市に保有するビル	22	33	55
売却不動産	土地及び建物	兵庫県尼崎市に保有する社宅	54	27	82
売却不動産	土地及び建物	福岡県北九州市に保有するビル	89	22	111
合計			494	118	612

保険事業等の用に供している不動産については、保険事業等全体で1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等及び売却予定不動産等については主たる用途に基づき個別の物件ごとにグルーピングしています。

売却不動産について、売却方針の決定に伴い、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しています。なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額とし、売却価額から処分費用見込額を減じた額として算定しています。

9. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

科目	年度	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益		17,255	9,610
減価償却費		1,060	1,473
減損損失		241	612
支払備金の増減額(△は減少)		1,532	3,406
責任準備金の増減額(△は減少)		△8,804	△9,009
貸倒引当金の増減額(△は減少)		△2	△71
退職給付引当金の増減額(△は減少)		82	135
賞与引当金の増減額(△は減少)		73	△95
価格変動準備金の増減額(△は減少)		2,972	151
利息及び配当金収入		△4,052	△4,542
有価証券関係損益(△は益)		△3,192	△1,040
為替差損益(△は益)		13	21
有形固定資産関係損益(△は益)		△2	△1,927
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は増加)		3,750	△465
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額(△は減少)		△4,729	△6,841
その他		2	2
小計		6,201	△8,579
利息及び配当金の受取額		4,098	4,496
法人税等の支払額		△7,739	△4,672
営業活動によるキャッシュ・フロー		2,560	△8,755
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額(△は増加)		290	1,660
有価証券の取得による支出		△12,403	△16,243
有価証券の売却・償還による収入		17,256	22,032
貸付けによる支出		△77	△73
貸付金の回収による収入		116	90
資産運用活動計		5,182	7,466
営業活動及び資産運用活動計		7,742	△1,289
有形固定資産の取得による支出		△1,107	△869
有形固定資産の売却による収入		67	2,832
その他		△2,103	△2,509
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,038	6,918
財務活動によるキャッシュ・フロー			
自己株式の取得による支出		△11,099	△7,000
配当金の支払額		—	△10,026
財務活動によるキャッシュ・フロー		△11,099	△17,027
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)		△6,501	△18,864
現金及び現金同等物期首残高		92,940	86,439
現金及び現金同等物期末残高		86,439	67,575

〈2022年度の注記事項〉

- キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、要求払預金および取得日から満期日または償還日までの期間が3か月以内の定期預金等の短期投資から構成されています。
- 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
(2023年3月31日現在)
現金及び預貯金 69,130百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 △1,555百万円
現金及び現金同等物 67,575百万円
- 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでいます。

経理の状況

株主資本等変動計算書

2021年度(2021年4月1日から2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	20,389	12,620	2,898	7,769	1,663	23,735	—	69,076
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩					△6	6		—
剰余金の配当								—
当期純利益						12,532		12,532
自己株式の取得							△11,099	△11,099
自己株式の消却			△2,898			△8,201	11,099	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	△2,898	—	△6	4,337	—	1,432
当期末残高	20,389	12,620	—	7,769	1,657	28,073	—	70,509

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	16,437	85,514
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		—
当期純利益		12,532
自己株式の取得		△11,099
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△6,031	△6,031
当期変動額合計	△6,031	△4,598
当期末残高	10,406	80,916

2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金			
					不動産 圧縮 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	20,389	12,620	—	7,769	1,657	28,073	—	70,509
当期変動額								
不動産圧縮積立金の取崩					△12	12		—
剰余金の配当						△10,026		△10,026
当期純利益						7,092		7,092
自己株式の取得							△7,000	△7,000
自己株式の消却						△7,000	7,000	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	△12	△9,922	—	△9,935
当期末残高	20,389	12,620	—	7,769	1,644	18,150	—	60,574

(単位：百万円)

	評価・ 換算 差額等	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	
当期首残高	10,406	80,916
当期変動額		
不動産圧縮積立金の取崩		—
剰余金の配当		△10,026
当期純利益		7,092
自己株式の取得		△7,000
自己株式の消却		—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△7,110	△7,110
当期変動額合計	△7,110	△17,045
当期末残高	3,295	63,870

経理の状況

〈2022年度の注記事項〉

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首 株式数(千株)	当期 増加株式数(千株)	当期 減少株式数(千株)	当度末 株式数(千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	187,410	—	14,450	172,960	注1
合計	187,410	—	14,450	172,960	
自己株式					
普通株式	—	14,450	14,450	—	注2
合計	—	14,450	14,450	—	

注1: 普通株式の発行済株式総数の減少14,450千株は、自己株式の消却による減少となります。

注2: 普通株式の自己株式の増加14,450千株は、取締役会決議に基づく取得による増加となります。

普通株式の自己株式の減少14,450千株は、消却による減少となります。

2. 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月18日 取締役会	普通株式	10,026百万円	利益剰余金	53円50銭	2022年 3月31日	2022年 5月18日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

4. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目	年度	2020年度	2021年度	2022年度
(資産の部)				
現金及び預貯金		96,445	89,654	69,130
有価証券		220,636	216,208	206,595
貸付金		155	116	99
有形固定資産		28,730	28,709	27,211
無形固定資産		1,853	3,624	5,327
その他資産		34,327	30,500	33,335
前払年金費用		1,621	1,870	2,120
繰延税金資産		19,639	22,144	22,916
貸倒引当金		△274	△271	△200
資産の部合計		403,135	392,556	366,535
(負債の部)				
保険契約準備金		290,317	283,046	277,442
その他負債		20,554	18,717	15,153
退職給付引当金		4,305	4,388	4,523
賞与引当金		518	592	496
特別法上の準備金		1,924	4,896	5,048
価格変動準備金		(1,924)	(4,896)	(5,048)
負債の部合計		317,621	311,640	302,665
(純資産の部)				
資本金		20,389	20,389	20,389
資本剰余金		15,518	12,620	12,620
利益剰余金		33,168	37,499	27,564
株主資本合計		69,076	70,509	60,574
その他有価証券評価差額金		16,437	10,406	3,295
評価・換算差額等合計		16,437	10,406	3,295
純資産の部合計		85,514	80,916	63,870
負債及び純資産の部合計		403,135	392,556	366,535

経理の状況

損益計算書(主要項目)の推移

(単位：百万円)

科目 \ 年度	2020年度 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	2021年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	2022年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)
経常収益	169,020	163,053	161,281
保険引受収益	150,750	157,123	156,788
正味収入保険料	147,750	145,444	145,031
収入積立保険料	1,433	1,260	1,165
積立保険料等運用益	1,490	1,487	1,537
責任準備金戻入額	—	8,804	9,009
その他の保険引受収益	75	127	44
資産運用収益	18,128	5,824	4,300
利息及び配当金収入	4,075	4,052	4,542
有価証券売却益等	15,441	3,258	1,295
その他の運用収益	102	1	0
積立保険料等運用益振替	△1,490	△1,487	△1,537
その他経常収益	141	104	192
経常費用	145,463	142,585	152,833
保険引受費用	122,384	119,197	126,600
正味支払保険金	75,971	77,564	82,208
損害調査費	9,569	9,528	10,267
諸手数料及び集金費	26,912	26,172	27,128
満期返戻金	4,039	4,242	3,444
契約者配当金	0	0	0
支払備金繰入額	1,861	1,532	3,406
責任準備金繰入額	3,866	—	—
その他の保険引受費用	164	157	147
資産運用費用	626	241	2,205
有価証券売却損等	450	190	2,176
有価証券評価損	148	31	—
その他の運用費用	27	19	28
営業費及び一般管理費	22,292	22,899	23,837
その他経常費用	159	247	190
経常利益	23,557	20,467	8,447
特別利益	55	7	2,047
固定資産処分益	55	7	2,047
特別損失	670	3,219	884
固定資産処分損	21	4	120
減損損失	457	241	612
特別法上の準備金繰入額	191	2,972	151
価格変動準備金	(191)	(2,972)	(151)
税引前当期純利益	22,941	17,255	9,610
法人税及び住民税	5,696	5,027	563
法人税等調整額	167	△304	1,955
法人税等合計	5,864	4,723	2,518
当期純利益	17,077	12,532	7,092

1株当たり配当等の推移

項目 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
1株当たり配当額	—	53円50銭	—
1株当たり当期純利益金額	81円19銭	65円16銭	37円96銭
配当性向	—	82.11%	—
1株当たり純資産額	406円59銭	431円75銭	369円27銭
従業員1人当たり総資産	184百万円	181百万円	175百万円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目 \ 年度	2020年度	2021年度	2022年度
当期純利益(百万円)	17,077	12,532	7,092
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	17,077	12,532	7,092
普通株式の期中平均株式(千株)	210,320	192,305	186,816

経理の状況

資産・負債の明細

現金及び預貯金

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
現金	—	—	—
預貯金	96,445	89,654	69,130
（郵便振替・郵便貯金）	(853)	(728)	(776)
（当座預金）	(2)	(5)	(11)
（普通預金）	(92,083)	(85,704)	(66,786)
（通知預金）	(—)	(—)	(—)
（定期預金）	(3,505)	(3,215)	(1,555)
合計	96,445	89,654	69,130

商品有価証券・同平均残高・同売買高

該当ありません。

保有有価証券の内訳と推移

(単位：百万円)

区分 \ 年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		構成比 %		構成比 %		構成比 %
国債	106,282	48.2	93,791	43.4	84,866	41.1
地方債	1,922	0.9	1,969	0.9	1,903	0.9
社債	38,092	17.3	45,892	21.2	40,362	19.5
株式	17,383	7.9	12,032	5.6	10,273	5.0
外国証券	56,955	25.8	62,522	28.9	69,190	33.5
合計	220,636	100.0	216,208	100.0	206,595	100.0

有価証券残存期間別残高

(単位:百万円)

区分 \ 残存期間		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合計
2021年度末	国債	6,000	16,100	13,850	12,800	13,600	21,100	83,450
	地方債	—	—	200	1,000	—	500	1,700
	社債	5,400	13,984	10,300	2,100	7,200	5,000	43,984
	株式	—	—	—	—	—	12,032	12,032
	外国証券	1,318	7,282	2,020	—	—	51,815	62,435
	合計	12,718	37,366	26,370	15,900	20,800	90,447	203,601
2022年度末	国債	9,400	16,150	10,900	10,600	13,000	17,200	77,250
	地方債	—	—	200	1,000	—	500	1,700
	社債	5,684	13,100	6,700	3,300	5,900	4,500	39,184
	株式	—	—	—	—	—	10,273	10,273
	外国証券	5,327	1,396	600	—	728	61,316	69,369
	合計	20,411	30,646	18,400	14,900	19,628	93,790	197,777

(注)「元本額(額面金額)」を表示しています。

経理の状況

業種別保有株式

(単位:千株、百万円)

区分	2020年度末			2021年度末			2022年度末		
	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比	株 数	金 額	構成比
金融保険業	9,290	5,445	31.3%	8,926	5,168	43.0%	8,033	4,858	47.3%
その他製品	591	1,374	7.9	591	2,004	16.7	433	1,604	15.6
機械	1,200	3,148	18.1	659	1,573	13.1	351	1,177	11.5
商業	1,138	857	4.9	1,052	612	5.1	966	557	5.4
サービス業	247	567	3.3	247	437	3.6	254	534	5.2
電気機器	1,393	1,219	7.0	672	385	3.2	672	280	2.7
不動産業	436	280	1.6	436	252	2.1	431	268	2.6
電気ガス業	61	217	1.3	61	217	1.8	61	217	2.1
輸送用機器	350	200	1.2	350	207	1.7	350	182	1.8
繊維製品	226	137	0.8	226	137	1.1	226	137	1.3
その他	3,130	3,933	22.6	1,796	1,033	8.6	1,202	455	4.4
合計	18,067	17,383	100.0	15,022	12,032	100.0	12,955	10,273	100.0

(注) 1. 業種区分は証券取引所の業種分類に準じています。

2. 銀行業、保険業およびその他金融業は金融保険業として、卸売業および小売業は商業として記載しています。

貸付金の残存期間別残高

2021年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 約款貸付は、含みません。

2022年度末

(単位:百万円)

区 分		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定めのないものを含む)	合 計
国内企業向け	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—
合 計	固定金利	—	—	—	—	—	—	—
	変動金利	—	—	—	—	—	—	—
	計	—	—	—	—	—	—	—

(注) 約款貸付は、含みません。

貸付金担保別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比		構成比		構成比
担保貸付		—	— %	—	— %	—	— %
保証貸付		—	—	—	—	—	—
信用貸付		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	—	—
約款貸付		155	100.0	116	100.0	99	100.0
合計		155	100.0	116	100.0	99	100.0
(うち劣後特約貸付)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

貸付金使途別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比		構成比		構成比
設備資金		—	— %	—	— %	—	— %
運転資金		155	100.0	116	100.0	99	100.0
合計		155	100.0	116	100.0	99	100.0

貸付金の業種別内訳と推移

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比		構成比		構成比
農林・水産業		—	— %	—	— %	—	— %
鉱業・採石業・砂利採取業		—	—	—	—	—	—
建設業		—	—	—	—	—	—
製造業		—	—	—	—	—	—
卸売業・小売業		—	—	—	—	—	—
金融業・保険業		—	—	—	—	—	—
不動産業・物品賃貸業		—	—	—	—	—	—
情報通信業		—	—	—	—	—	—
運輸業・郵便業		—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		—	—	—	—	—	—
サービス業等		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
(うち個人住宅・消費者ローン)		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
計		—	—	—	—	—	—
公共団体		—	—	—	—	—	—
公社・公団		—	—	—	—	—	—
約款貸付		155	100.0	116	100.0	99	100.0
合計		155	100.0	116	100.0	99	100.0

(注) 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じています。

経理の状況

貸付金企業規模別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比		構成比		構成比
大企業		—	— %	—	— %	—	— %
中堅企業		—	—	—	—	—	—
中小企業		—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—
一般貸付計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 大企業とは資本金10億円以上の企業をいいます。

2. 中堅企業とは(注)1の「大企業」および(注)3の「中小企業」以外の企業をいいます。

3. 中小企業とは資本金3億円以下の企業をいいます。(ただし、卸売業は資本金1億円以下、小売業、飲食業、サービス業は資本金5千万円以下の企業をいいます。)

4. その他とは個人ローン等です。

貸付金地域別内訳

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
			構成比		構成比		構成比
国内	首都圏	—	— %	—	— %	—	— %
	その他の地域	—	—	—	—	—	—
	国内計	—	—	—	—	—	—
海外計		—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	—

(注) 1. 個人ローン・約款貸付等は含みません。

2. 国内の区分は、当社取扱部店所在地による分類です。

有形固定資産及び有形固定資産合計の残高

(単位:百万円)

区分	年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
土地		18,283	18,098	17,006
営業用		17,386	17,176	16,531
賃貸用		897	922	474
建物		9,296	9,482	8,834
営業用		8,433	8,505	8,176
賃貸用		863	976	658
土地・建物合計		27,579	27,581	25,840
営業用		25,819	25,682	24,708
賃貸用		1,760	1,898	1,132
建設仮勘定		—	—	—
営業用		—	—	—
賃貸用		—	—	—
合計		27,579	27,581	25,840
営業用		25,819	25,682	24,708
賃貸用		1,760	1,898	1,132
リース資産		—	—	—
その他の有形固定資産		1,150	1,128	1,370
有形固定資産合計		28,730	28,709	27,211

支払承諾の残高内訳

該当ありません。

支払承諾見返の担保別内訳

該当ありません。

長期性資産

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
長期性資産	19,624	17,330	15,569

(注)長期性資産は、積立保険の払戻積立金・契約者配当準備金の合計額を表示しています。

住宅関連融資

(単位:百万円)

区分 \ 年度	2020年度末		2021年度末		2022年度末	
		構成比		構成比		構成比
個人向けローン	—	— %	—	— %	—	— %
住宅金融会社貸付	—	—	—	—	—	—
地方住宅供給公社貸付	—	—	—	—	—	—
合計	(—)	—	(—)	—	(—)	—
総貸付残高	155		116		99	

(注)合計欄の()内は総貸付残高に対する比率です。

経理の状況

保険業法に基づく債権

(単位：百万円)

区分	年度	2021年度	2022年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	(A)	—	—
危険債権額	(B)	—	—
三月以上延滞債権額	(C)	—	—
貸付条件緩和債権額	(D)	—	—
小計	(E) = (A) + (B) + (C) + (D)	—	—
正常債権額	(F)	118	101
保険業法に基づく債権合計	(G) = (E) + (F)	118	101

(注) 各債権の意義は以下のとおりです。

(1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始または再生手続開始の申立て等により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

(2) 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約にしたがった債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

(3) 三月以上延滞債権

三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

(4) 貸付条件緩和債権

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

(5) 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権および貸付条件緩和債権以外に区分される債権です。

元本補填契約のある信託に係る貸出金の状況

該当ありません。

自己査定結果

2021年度

(単位：百万円)

区 分	I分類資産	II分類資産	III分類資産	IV分類資産	合 計
貸付金	116	—	—	—	116
有価証券	216,015	192	—	2	216,210
有形固定資産	28,709	—	—	—	28,709
その他	147,523	41	228	0	147,794
合計	392,364	234	228	2	392,830

2022年度

(単位：百万円)

区 分	I分類資産	II分類資産	III分類資産	IV分類資産	合 計
貸付金	99	—	—	—	99
有価証券	206,401	194	—	—	206,595
有形固定資産	27,169	41	—	—	27,211
その他	132,620	28	180	0	132,829
合計	366,291	263	180	0	366,736

(注) その他とは、預貯金、保険料債権等です。

資産査定における分類区分

IV分類…査定基準日において、「回収不可能または無価値と判定される資産」を指します。

III分類…査定基準日において、「最終の回収または価値について重大な懸念が存し、したがって損失の発生の可能性が高いが、その損失額について合理的な推計が困難な資産」を指します。

II分類…査定基準日において、「債権確保上の諸条件が満足に充たされないため、あるいは、信用上疑義が存するなどの理由により、その回収について通常の度合を超える危険を含むと認められる債権等の資産」を指します。

I分類…査定基準日において、「II分類、III分類及びIV分類としない資産」で、回収の危険性または価値の毀損の可能性について問題のない資産」を指します。

なお、上記の金額は自己査定による評価損計上前のものであり、合計は貸借対照表計上額よりも大きくなっています。

経理の状況

支払備金

(単位：百万円)

種目 \ 年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
火災	7,802	9,655	10,455
海上	1	0	0
傷害	1,887	1,929	2,131
自動車	27,147	26,394	28,132
自動車損害賠償責任	3,904	3,825	3,681
その他	7,165	7,636	8,446
(うち賠償責任)	(3,208)	(3,156)	(3,075)
合計	47,909	49,442	52,848

期首時点支払備金(見積り額)の当期末状況(ラン・オフ・リザルト)

(単位：百万円)

会 計 年 度	期 首 支 払 備 金	前期以前発生事故に係る 当期支払保険金	前期以前発生事故に係る 当期末支払備金	当期把握 見積り差額
2018年度	43,843	25,131	20,145	△ 1,433
2019年度	53,494	30,208	21,045	2,240
2020年度	47,472	28,707	22,699	△ 3,933
2021年度	46,688	27,165	19,090	433
2022年度	46,132	27,451	20,776	△ 2,095

(注)1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 地震保険および自動車損害賠償責任保険に係る金額を除いて記載しています。

3. 当期把握見積り差額=期首支払備金-(前期以前発生事故に係る当期支払保険金+前期以前発生事故に係る当期末支払備金)

事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移表

自動車保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	44,585			42,603			37,707			38,965			43,895		
	1年後	44,152	0.990	△433	42,124	0.989	△479	37,794	1.002	87	39,245	1.007	280			
	2年後	43,923	0.995	△229	42,177	1.001	53	37,701	0.998	△93						
	3年後	43,922	1.000	△1	42,122	0.999	△55									
	4年後	43,849	0.998	△73												
最終損害見積り額		43,849			42,122			37,701			39,245			43,895		
累計保険金		42,279			39,993			34,671			33,806			29,283		
支払備金		1,570			2,129			3,030			5,439			14,612		

傷害保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	2,841			2,747			2,177			2,239			2,797		
	1年後	3,075	1.082	234	2,837	1.033	90	2,188	1.005	11	2,289	1.022	50			
	2年後	3,122	1.015	47	2,872	1.012	35	2,191	1.001	3						
	3年後	3,131	1.003	9	2,901	1.010	29									
	4年後	3,131	1.000	0												
最終損害見積り額		3,131			2,901			2,191			2,289			2,797		
累計保険金		3,067			2,786			2,069			2,051			1,366		
支払備金		64			115			122			238			1,431		

賠償責任保険

(単位:百万円)

事故発生年度		2018年度			2019年度			2020年度			2021年度			2022年度		
		金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動	金額	比率	変動
累計 保険金 + 支払 備金	事故発生年度末	3,693			3,699			4,334			4,563			4,675		
	1年後	3,828	1.037	135	3,913	1.058	214	4,136	0.954	△198	4,370	0.958	△193			
	2年後	3,775	0.986	△53	3,854	0.985	△59	4,055	0.980	△81						
	3年後	3,724	0.986	△51	3,821	0.991	△33									
	4年後	3,783	1.016	59												
最終損害見積り額		3,783			3,821			4,055			4,370			4,675		
累計保険金		3,620			3,760			3,799			3,938			2,618		
支払備金		163			61			256			432			2,057		

(注) 1. 国内元受契約に係る出再控除前の金額です。

2. 「比率」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した倍率を記載しています。

3. 「変動」欄には、前年度末における累計保険金と支払備金の合計額が、当該年度1年間で変動した額を記載しています。

経理の状況

責任準備金

(単位:百万円)

種目	年度	2020年度末	2021年度末	2022年度末
火災		103,657	96,117	96,950
海上		0	0	0
傷害		26,630	25,106	23,796
自動車		48,733	49,887	39,156
自動車損害賠償責任		36,226	35,648	35,368
その他		27,159	26,843	29,322
(うち賠償責任)		(8,011)	(8,300)	(8,695)
合計		242,408	233,604	224,594

責任準備金積立水準

区分	年度	2021年度末	2022年度末
積立方式	標準責任準備金対象契約	標準責任準備金	標準責任準備金
	標準責任準備金対象外契約	平準純保険料式又は全期チルメル式	平準純保険料式又は全期チルメル式
積立率		100.0%	100.0%

- (注) 1. 積立方式および積立率は、保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約および保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険を主たる保険としている保険契約を除いています。
2. 保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金以外について積立方式という概念がないため、積立方式は保険料積立金および積立保険に係る払戻積立金について記載しています。
3. 積立率=(実際に積み立てている普通責任準備金+払戻積立金)÷(下記(1)～(3)の合計額)
- (1)標準責任準備金対象契約に係る、平成8年大蔵省告示第48号に定める方式により計算した保険料積立金および払戻積立金(保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約に限る)
- (2)標準責任準備金対象外契約に係る、平準純保険料式により計算した2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る保険料積立金、保険業法施行規則第68条第2項に定める保険契約以外の保険契約で2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る払戻積立金ならびに2001年7月1日前に保険期間が開始する保険契約に係る普通責任準備金および払戻積立金
- (3)2001年7月1日以降に保険期間が開始する保険契約に係る未経過保険料

責任準備金の残高内訳

(単位:百万円)

区分	普通責任準備金	異常危険準備金	危険準備金	払戻積立金	契約者配当準備金	合計
2021年度末	火災	77,163	18,954	—	—	96,117
	海上	—	0	—	—	0
	傷害	2,227	6,113	—	122	25,106
	自動車	31,073	18,814	—	—	49,887
	自動車損害賠償責任	35,648	—	—	—	35,648
	その他	13,688	12,541	—	607	26,843
	(うち賠償責任)	(2,507)	(5,793)	(—)	(—)	(8,300)
	合計	159,801	56,422	—	17,250	233,604
2022年度末	火災	77,309	19,641	—	—	96,950
	海上	0	0	—	—	0
	傷害	2,270	6,297	—	125	23,796
	自動車	26,156	13,000	—	—	39,156
	自動車損害賠償責任	35,368	—	—	—	35,368
	その他	14,265	14,668	—	385	29,322
	(うち賠償責任)	(2,711)	(5,984)	(—)	(—)	(8,695)
	合計	155,370	53,607	—	15,487	224,594

(注)地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金については、普通責任準備金として記載しています。

引当金明細表

2021年度

(単位：百万円)

区 分		2020年度末 残高	2021年度 増加額	2021年度減少額		2021年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	59	42	—	59※	42	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	215	35	8	12※	229	※回収等による取崩額
	計	274	77	8	71	271	
賞与引当金		518	592	518	—	592	
価格変動準備金		1,924	2,972	—	—	4,896	

2022年度

(単位：百万円)

区 分		2021年度末 残高	2022年度 増加額	2022年度減少額		2022年度末 残高	摘要
				目的使用	その他		
貸倒引当金	一般貸倒引当金	42	20	—	42※	20	※洗替による取崩額
	個別貸倒引当金	229	—	45	2※	180	※回収等による取崩額
	計	271	20	45	45	200	
賞与引当金		592	496	592	—	496	
価格変動準備金		4,896	151	—	—	5,048	

(注)退職給付引当金に関する事項はP.93に記載しています。

貸付金償却の額

該当ありません。

資本金等明細表

純資産の変動については、P.98、99「株主資本等変動計算書」をご参照ください。

特別勘定資産・同残高・同運用収支

該当ありません。

経理の状況

損益の明細

有価証券売却損益および評価損明細表

(単位：百万円)

区分	2020年度			2021年度			2022年度		
	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損	売却益	売却損	評価損
国債等	32	0	—	208	0	—	438	0	—
株式	14,796	86	148	3,049	34	31	626	143	—
外国証券	180	—	—	—	—	—	230	151	—
合計	15,009	86	148	3,258	34	31	1,295	294	—

(注)国債等には、国内公社債を含みます。

固定資産処分損益明細表

(単位：百万円)

区分	2020年度		2021年度		2022年度	
	処分益	処分損	処分益	処分損	処分益	処分損
土地・建物	53	13	2	0	2,041	96
その他の有形固定資産	1	8	4	4	5	23
小計	55	21	7	4	2,047	120
無形固定資産	—	—	—	0	—	—
合計	55	21	7	4	2,047	120

事業費(含む損害調査費)

(単位：百万円)

区分	2020年度	2021年度	2022年度
人件費	18,262	17,577	17,712
物件費	12,245	13,393	14,949
税金	1,353	1,455	1,441
拠出金	1	1	0
負担金	—	—	—
諸手数料及び集金費	26,912	26,172	27,128
合計	58,774	58,600	61,232

(注)1.金額は、損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。

2.拠出金は、火災予防拠出金および交通事故予防拠出金です。

3.負担金は、保険業法第265条の33の規定に基づく保険契約者保護機構負担金です。

減価償却費及び賃貸用不動産等減価償却明細表

2021年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2021年度償却額	償却累計額	2021年度末残高	償却累計率
建物	28,229	449	18,747	9,482	66.41%
営業用	25,324	405	16,819	8,505	66.41%
賃貸用	2,904	44	1,928	976	66.39%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,059	370	3,931	1,128	77.71%
無形固定資産	3,789	240	256	3,533	15.45%
合計	37,078	1,060	22,935	14,143	

2022年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2022年度償却額	償却累計額	2022年度末残高	償却累計率
建物	27,063	471	18,228	8,834	67.36%
営業用	24,875	434	16,699	8,176	67.13%
賃貸用	2,188	37	1,529	658	69.91%
リース資産	—	—	—	—	—%
その他の有形固定資産	5,269	379	3,899	1,370	74.00%
無形固定資産	4,159	624	880	5,235	21.16%
合計	36,493	1,475	23,008	15,440	

(注)1.取得原価は、減損評価損控除後としています。

2.社宅用・厚生用の建物は、営業用を含めて表示しています。

3.賃貸割合に応じて営業用・賃貸用に区分し表示しています。

4.無形固定資産は、ソフトウェアです。償却累計率は、ソフトウェアに含まれるソフトウェア仮勘定を除いて算出しています。

売買目的有価証券運用損益明細表

該当ありません。

リース取引

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度	2022年度
(借手側)			
1年内	0	18	35
1年超	—	73	106
合計	0	91	141
(貸手側)			
1年内	—	—	—
1年超	—	—	—
合計	—	—	—

経理の状況

損害率感応度

損害率の上昇に対する経常利益又は経常損失の変動

損害率の上昇シナリオ	地震保険と自動車損害賠償責任保険を除く、すべての保険種目について、均等に発生損害率が1%上昇すると仮定します。
計 算 方 法	● 増加する発生損害額＝既経過保険料×1% ● 増加する発生損害額のうち、正味支払保険金、支払備金積増額の内訳については、当年度発生事故におけるそれぞれの割合により按分しています。 ● 増加する異常危険準備金取崩額＝正味支払保険金の増加を考慮した取崩額－決算時取崩額 ● 経常利益の減少額＝増加する発生損害額－増加する異常危険準備金取崩額－増加する初年度収支残負担取崩額
経 常 利 益 の 減 少 額	2022年度： 608百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 168百万円 2021年度： 548百万円 (注)異常危険準備金残高の取崩額 237百万円

経理の状況

有価証券関係

2021年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2021年度末		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1,209	1,380	171
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	—	—	—
合 計		1,209	1,380	171

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式43百万円)は、市場価格がないことから、時価及び時価と貸借対照表計上額との差額を記載しておりません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2021年度末		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	104,705	115,951	11,245
	株 式	4,242	8,417	4,174
	外国証券	55,517	61,463	5,945
	小 計	164,466	185,831	21,364
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	24,616	24,493	△123
	株 式	1,197	983	△214
	外国証券	1,023	965	△58
	小 計	26,837	26,441	△395
合 計		191,304	212,273	20,969

(注) 市場価格のない株式等および組合出資金等は上表に含めておりません。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2021年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債 株 式 外 国 証 券	公 社 債	2,156	208	0
	株 式	5,506	3,049	34
	外 国 証 券	—	—	—
合 計		7,662	3,258	34

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

その他有価証券について31百万円の減損処理を行っています。

2022年度

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

種 類		2022年度末		
		貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	公 社 債	1,209	1,281	72
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	公 社 債	—	—	—
合 計		1,209	1,281	72

③子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式41百万円)は、市場価格がないことから、時価及び時価と貸借対照表計上額との差額を記載しておりません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2022年度末		
		取得原価	貸借対照表 計 上 額	差 額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	公 社 債	89,288	97,371	8,083
	株 式	3,813	6,997	3,183
	外国証券	63,117	68,569	5,452
	小 計	156,218	172,938	16,720
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	公 社 債	28,804	28,551	△253
	株 式	559	525	△33
	外国証券	608	566	△41
	小 計	29,972	29,644	△328
合 計		186,191	202,582	16,391

(注) 市場価格のない株式等および組合出資金等は上表に含めておりません。

⑤売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類		2022年度		
		売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
公 社 債		5,537	438	0
株 式		1,569	626	143
外 国 証 券		4,876	230	151
合 計		11,984	1,295	294

⑥保有目的の変更

該当ありません。

⑦減損処理を行った有価証券

該当ありません。

経理の状況

金銭の信託関係

該当ありません。

デリバティブ取引関係

2021年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2021年度末		
			契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引	其他有価証券			
	売 建				
	米 ド ル		49,251	—	△2,847
	豪 ド ル		865	—	△65
	ユ ー ロ		9,016	—	△582
合 計			59,134	—	△3,496

(注) 時価の算定方法
為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

2022年度

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当ありません。

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

a. 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計 の 方 法	取引の種類	主なヘッジ対象	2022年度末		
			契 約 額 等		時 価
				うち1年超	
時価ヘッジ	為替予約取引	その他有価証券			
	売 建				
	米 ド ル		55,916	—	66
	豪 ド ル		859	—	△16
	ユ ー ロ		11,154	—	△301
合 計			67,930	—	△252

(注) 時価の算定方法

為替予約取引…先物為替相場によっています。

b. 金利関連

該当ありません。

c. 株式関連

該当ありません。

d. 債券関連

該当ありません。

e. その他

該当ありません。

経理の状況

財務諸表の適正性と財務諸表作成に係る内部監査の有効性について

当社取締役社長は、当社の2022年4月1日から2023年3月31日までの事業年度に係る財務諸表等は、不実の記載がないものと2023年5月15日付で認識しています。

不実の記載がないと認識するに至った理由は、当社は、財務諸表等を適正に作成するため内部監査を含む以下の内部管理体制を整備していますが、その体制が機能していることを確認したためです。

- 1.業務分掌と所管部署ならびに権限基準が明確にされ、各部署が適正に業務を遂行する体制を整備していること。
- 2.経理部門では、財務諸表等の作成に必要な情報を把握し、その内容を財務諸表等に適正に反映していること。
- 3.経理部門では、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき財務諸表等を作成していること。
- 4.財務諸表等の作成にあたっては、適宜会計監査人の助言を受け、適正に対応していること。
- 5.内部監査部門では、財務諸表作成に係る各部門の業務プロセスが、法令・社内規程等にしがたい、適切に遂行されていることを事業年度ごとに確認していること。

コーポレート データ

沿革	126
株式の状況	127
会社の組織	129
役員の状況	130
従業員の状況	133
健康経営の取り組み	135
企業集団の状況	136
設備の状況	137

沿革

日新火災のあゆみ

年 月	事 項
1908年(明治41年) 6月	帝国帆船海上保険株式会社として東京に設立
1910年(明治43年) 8月	社名を東洋海上保険株式会社と改称
1925年(大正14年) 10月	社名を東洋海上火災保険株式会社と改称
1942年(昭和17年) 4月	東明火災海上保険株式会社を合併
1943年(昭和18年) 7月	豊国火災保険株式会社と福寿火災保険株式会社の両社と合併し、現在の日新火災海上保険株式会社と改称
1949年(昭和24年) 5月	東京証券取引所に株式を上場
1957年(昭和32年) 7月	日新実業株式会社(現 日新火災インシュアランスサービス株式会社)を設立
1970年(昭和45年) 4月	株式会社日新査定センター(後の日新火災損害調査株式会社)を設立
1978年(昭和53年) 7月	TALKクラブ(当社専業代理店ならびに代理店会による連合組織)発足
1983年(昭和58年) 2月	トークビルサービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1988年(昭和63年) 11月	日新情報システム開発株式会社(現 日新火災情報システム株式会社)を設立
1991年(平成 3年) 4月	日新総合サービス株式会社(現 日新火災総合サービス株式会社)を設立
1992年(平成 4年) 2月	東京本社・浦和本社(現 さいたま本社)の2本社体制スタート
1999年(平成11年) 12月	東京本社を千代田区神田駿河台に移転
2000年(平成12年) 4月	ユニバーサルリスクソリューション株式会社を設立
2003年(平成15年) 3月	東京海上火災保険株式会社(現 東京海上日動火災保険株式会社)と業務提携・資本提携
2006年(平成18年) 9月	株式会社ミレアホールディングス(現 東京海上ホールディングス株式会社)との経営統合による完全子会社化(株式上場廃止)
2007年(平成19年) 6月	日新総合サービス株式会社とトークビルサービス株式会社が合併し、日新火災総合サービス株式会社と改称
2011年(平成23年) 4月	日新火災損害調査株式会社を吸収合併

株式の状況

株主及び株式の状況

2023年3月31日現在、当社の発行可能株式総数は389,957千株、発行済株式総数は172,960千株です。

なお、当社は、株式交換により2006年9月30日付で東京海上ホールディングス株式会社の完全子会社となっています。また、2023年6月20日に自己株式の消却を実施し、発行済株式総数は131,660千株となっています。

基本事項

決算期日	毎年3月31日
定時株主総会	毎年4月1日から4ヵ月以内に開催
期末配当の基準日	毎年3月31日
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載します。 (注)公告を掲載する当社ホームページ https://www.nisshinfire.co.jp/
1単元の株式数	1,000株
株主名簿管理人	なし
上場証券取引所	なし

臨時株主総会

2023年1月16日付の臨時株主総会の決議事項は以下のとおりです。

決議事項	第1号議案 資本金の額の減少の件
	第2号議案 資本準備金の額の減少の件
	第3号議案 利益準備金の額の減少の件
	上記議案は原案のとおり承認可決されました。

2023年4月1日付の臨時株主総会の決議事項は以下のとおりです。

決議事項	第1号議案 資本金の額の減少の件
	第2号議案 資本準備金の額の減少の件
	第3号議案 利益準備金の額の減少の件
	第4号議案 取締役8名選任の件
	上記議案は原案のとおり承認可決されました。

第116期定時株主総会

第116期定時株主総会の報告事項は以下のとおりです。(報告日: 2023年6月23日)

報告事項	2022年度(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の計算書類監査結果報告の件
	上記について報告しました。

株式の状況

大株主

(2023年3月31日現在)

氏名または名称	所 在 地	所有株式数	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	172,960 ^{千株}	100.0 [%]
合 計		172,960	100.0

(注)1,000株未満は切り捨てて表示しています。

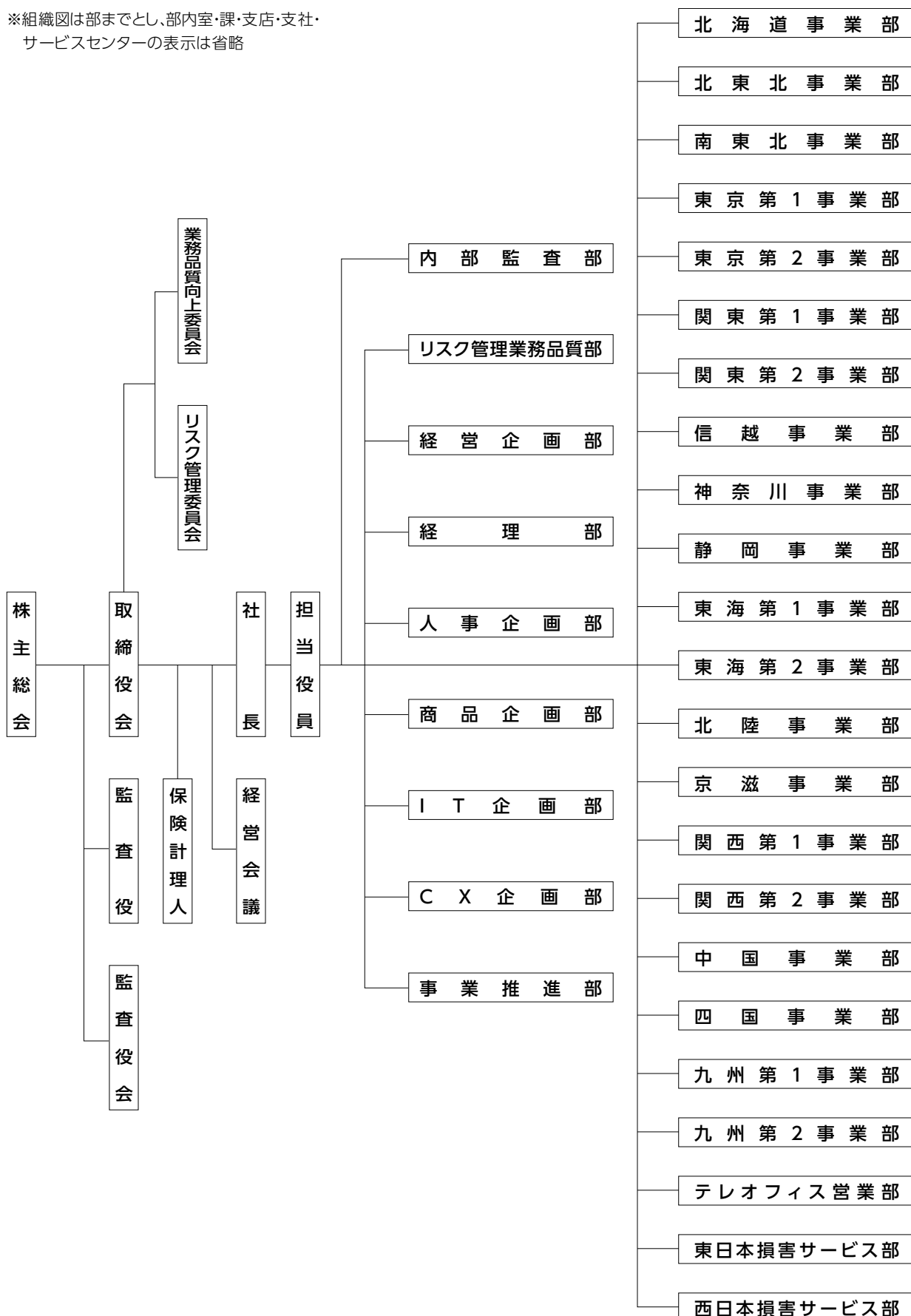
発行済株式総数及び資本金の推移

年 月 日	発行済株式総数		資本金		摘 要
	増 減 数	残 高	増 減 数	残 高	
2001年3月31日	△1,942 ^{千株}	194,805 ^{千株}	— ^{千円}	15,634,652 ^{千円}	利益による株式の消却 (2000年4月1日～2001年3月31日)
2002年3月31日	△5,648	189,157	—	15,634,652	利益による株式の消却 (2001年4月1日～2002年3月31日)
2005年3月31日	2	189,159	499	15,635,152	転換社債の株式への転換 (2004年4月1日～2005年3月31日)
2006年3月31日	23,537	212,696	4,754,488	20,389,640	転換社債の株式への転換 (2005年4月1日～2006年3月31日)
2007年3月31日	△2,376	210,320	—	20,389,640	自己株式の消却 (2006年4月1日～2007年3月31日)
2022年3月31日	△22,910	187,410	—	20,389,640	自己株式の消却 (2021年4月1日～2022年3月31日)
2023年3月31日	△14,450	172,960	—	20,389,640	自己株式の消却 (2022年4月1日～2023年3月31日)
2023年6月20日	△41,300	131,660	△10,194,820	10,194,820	自己株式の消却および減資

会社の組織

組織図(2023年7月1日現在)

※組織図は部までとし、部内室・課・支店・支社・サービスセンターの表示は省略



東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

コーポレートデータ

役員の状況

取締役

(2023年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
取締役社長 (代表取締役)	おり やま しん 織 山 晋 (1966年1月29日生)	1990年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2017年 4月 執行役員経営企画部長 2018年 4月 取締役執行役員 2019年 4月 取締役常務執行役員 2020年 4月 取締役社長(代表取締役)(現職)
取締役 (代表取締役)	やま もと いく お 山 本 育 生 (1962年2月25日生)	1987年 5月 当社入社 以後 関東第2事業部長を経て、 2016年 4月 執行役員北海道事業部長 2017年 4月 執行役員IT企画部長 2018年 4月 常務執行役員IT企画部長 2019年 4月 常務執行役員 2020年 4月 常務執行役員人事企画部長 2021年 4月 取締役(代表取締役)常務執行役員 2022年 4月 取締役(代表取締役)専務執行役員(現職)
取締役	にい つ やす み 新 津 靖 実 (1963年8月30日生)	1986年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2017年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員損害サービス業務部長 2020年 4月 同社常務取締役 2022年 4月 同社常務執行役員 2023年 4月 当社取締役専務執行役員(現職)
取締役	まつ おか まさ と 松 岡 正 人 (1965年4月13日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2014年 4月 当社商品開発部担当部長(出向) 2015年 4月 当社商品開発部長 2017年 4月 当社執行役員商品企画部長 2019年 4月 当社執行役員経営企画部長 2020年 4月 当社転籍 執行役員経営企画部長 2021年 4月 取締役常務執行役員経営企画部長 2022年 4月 取締役常務執行役員(現職)
取締役	やま うち たか し 山 内 崇 司 (1966年10月11日生)	1989年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2019年 4月 東京海上日動火災保険株式会社理事営業企画部長 2020年 4月 同社執行役員 CX・プロセスデザイン部長 2021年 4月 当社取締役常務執行役員(現職)
取締役	わ だ きよし 和 田 清 (1966年8月10日生)	1990年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2020年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員米国担当部長 2022年 4月 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役(現職) 当社取締役(現職) 2022年 6月 東京海上ホールディングス株式会社常務取締役 2023年 4月 同社常務取締役経営企画部長(現職)
取締役 (社外取締役)	あし ほら いち ろう 芦 原 一 郎 (1967年5月25日生)	1995年 4月 森綜合法律事務所(現:森・濱田松本法律事務所)入所 1999年10月 アフラック(アメリカンファミリー生命保険会社)入社 2009年 6月 日本GE株式会社入社 2009年12月 みずほ証券株式会社入社 2013年 8月 チューリッヒ保険/チューリッヒ生命入社 2018年 7月 SevenRich法律事務所入所 2020年 3月 弁護士法人キャスト(現:弁護士法人キャストグローバル)パートナー(現職) 2021年 6月 当社取締役(現職)
取締役 (社外取締役)	きく いり 菊 入 み ゆ き (1960年6月19日生)	1993年 6月 JTBコミュニケーションデザイン内ワーク・モチベーション研究所所長(現職) 2015年 4月 明星大学経済学部経済学科特任教授(現職) 2017年 3月 筑波大学大学院人間総合科学研究科博士後期課程修了 博士号(生涯発達科学)取得 2017年 4月 文京学院大学外国語学部国際ビジネスコース非常勤講師 2019年 4月 中央大学理工学部経営システム工学科兼任講師 2020年 4月 東京未来大学モチベーション行動科学部非常勤講師 2021年 6月 当社取締役(現職)

監査役

(2023年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴
監査役 (常勤)	おか もと たか ひろ 岡本 隆裕 (1962年7月4日生)	1985年 4月 当社入社 以後 経営企画部長を経て、 2013年 6月 執行役員経営企画部長 2015年 4月 執行役員人事総務部長 2016年 4月 取締役常務執行役員人事総務部長 2017年 4月 取締役常務執行役員 2018年 4月 取締役(代表取締役)常務執行役員 2019年 4月 常務執行役員 2020年 4月 顧問 同年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (常勤)	さか もと あらた 坂本 新 (1962年3月3日生)	1985年 4月 当社入社 以後 経理部長を経て、 2016年 4月 取締役執行役員経理部長 2017年 4月 取締役執行役員人事総務部長 2018年 4月 取締役常務執行役員 2019年 4月 取締役(代表取締役)常務執行役員 2021年 4月 顧問 同年 6月 監査役(常勤)(現職)
監査役 (社外監査役)	さか もと よし み 坂本 佳観 (1953年9月5日生)	1977年 4月 株式会社静岡銀行入行 2003年 6月 同社コンプライアンス・リスク統括部長 2005年 6月 同社理事浜松中央支店長 2007年 4月 同社執行役員浜松営業部長 2010年 4月 同社常務執行役員西部カンパニー長 2013年 6月 静岡保険総合サービス株式会社代表取締役副社長 2014年 4月 同社代表取締役社長 2017年 6月 当社監査役(現職)
監査役 (社外監査役)	おお ば はじめ 大場 肇 (1960年1月1日生)	1982年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2012年 6月 東京海上日動火災保険株式会社理事人事企画部長 東京海上ホールディングス株式会社人事部長(出向) 2014年 4月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員人事企画部長 東京海上ホールディングス株式会社執行役員人事部長 2015年 4月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 東京海上ホールディングス株式会社常務執行役員 2018年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役 2019年 4月 同社取締役副社長 2020年 6月 同社監査役(常勤)(現職) 当社監査役(現職)

役員の状況

執行役員

(2023年7月1日現在)

役 名	氏 名 (生年月日)	略 歴	担 当
社長	おり やま しん 織 山 晋	「取締役」の欄をご参照ください。	
専務執行役員	やま ちと いく お 山 本 育 生	「取締役」の欄をご参照ください。	IT企画部、関東第2事業部、信越事業部、(人事企画部)
専務執行役員	にい つ やす み 新 津 靖 実	「取締役」の欄をご参照ください。	内部監査部、社長補佐
常務執行役員	まつ おか まさ と 松 岡 正 人	「取締役」の欄をご参照ください。	経営企画部、経理部、関東第1事業部、静岡事業部
常務執行役員	やま うち たか し 山 内 崇 司	「取締役」の欄をご参照ください。	商品企画部、北陸事業部、東京第1事業部、京滋事業部
常務執行役員	さ えき たけ お (佐 伯 猛 雄) (1967年12月16日生)	1991年 4月 東京海上火災保険株式会社入社 2020年 4月 東京海上日動火災保険株式会社理事内部監査部長 2023年 4月 当社常務執行役員(現職)	リスク管理業務品質部、(事業推進部)
執行役員	まつ お せい (松 尾 靖) (1964年9月2日生)	1988年 4月 当社入社 以後 九州第1事業部長を経て、 2020年 4月 執行役員九州第1事業部長 2021年 4月 執行役員火新損害サービス部長 2022年 4月 執行役員東日本損害サービス部長(現職)	東日本損害サービス部
執行役員	ぐん じ げん た う (郡 司 源 太 郎) (1965年9月26日生)	1989年 4月 当社入社 以後 ビジネスプロセス企画部長を経て、 2020年 4月 執行役員ビジネスプロセス企画部長 2021年 4月 執行役員安心サービス部長 2022年 4月 執行役員(現職)	CX企画部、テレオフィス営業部、北海道事業部、北東北事業部、南東北事業部
執行役員	おお とち やす し (大 友 康 史) (1967年11月5日生)	1990年 4月 当社入社 以後、中国事業部長を経て、 2021年 4月 執行役員中国事業部長 2023年 4月 執行役員東京第2事業部長(現職)	東京第2事業部、神奈川事業部
執行役員	くに さだ とし ゆき (国 定 俊 行) (1967年6月15日生)	1990年 4月 当社入社 以後、関西第1事業部長を経て、 2021年 4月 執行役員人事企画部長 2023年 4月 執行役員(現職)	関西第1事業部、関西第2事業部、中国事業部、四国事業部、西日本損害サービス部
執行役員	はら ぐち み ほ (原 口 美 保) (1969年1月1日生)	1999年 5月 当社入社 以後、九州第2事業部長を経て、 2022年 4月 執行役員九州第2事業部長 2023年 4月 執行役員九州第1事業部長(現職)	九州第1事業部、九州第2事業部
執行役員	たか ほし いずみ (高 橋 泉) (1969年8月31日生)	1992年 4月 当社入社 以後、IT企画部長を経て、 2022年 4月 執行役員(現職)	事業推進部、人事企画部、東海第1事業部、東海第2事業部

(注)担当欄の()は副担当です。

従業員の状況

従業員数等

(2023年3月31日現在)

従業員数	2,092名
平均年齢	45.8歳
平均勤務年数	17.0年
平均年間給与	6,079,998円

(注) 1. 従業員数については、就業人員数を記載しています。
2. 平均年間給与は、賞与および基準外賃金を含んでいます。

管理職に占める女性労働者の割合 (2023年3月31日現在)

割合	14.2%
女性	26名
男女計	183名

※管理職とは、担当課長より上位の役職（役員を除く）にある労働者の合計をいいます。

男性労働者の育児休業等と育児目的休暇の取得割合 (2023年3月31日現在)

割合	75.0%
育児休業等もしくは育児目的休暇を利用した男性労働者	15名
配偶者が出産した男性労働者	20名

男性の賃金に対する女性の賃金の割合 (2023年3月31日現在)

全労働者	63.8%
うち正規雇用労働者	61.3%
うち非正規雇用労働者	81.9%

新卒採用者数の推移

(各年度とも4月1日現在)

年度	社員(全国型・広域型)	社員(地域型)	合計
2019年度	33名	23名	56名
2020年度	33名	16名	49名
2021年度	44名	15名	59名
2022年度	34名	7名	41名
2023年度	47名	12名	59名

従業員の状況

社員の採用と教育

採用方針

お客さまにとって最も身近で信頼されるリテール損害保険会社の実現を目指す当社では、変化をいち早くキャッチし、常に一歩先を行くサービスを実現できる人材を求め、積極的な採用活動を行っています。具体的には、コミュニケーション力と挑戦・成長意欲を基盤に、「人に優しく向上心のある人材」を求めています。

採用にあたっては、基本的人権の尊重および就職の機会均等をすべての応募者に保障し、就職差別のない公平・明白な採用選考を行うという観点から、「公正採用基本方針」を策定し、面接者への教育を実施しています。また、面接を重視し、一人ひとりの適性・能力・意欲を見極めた採用を行っています。

社員育成体制

当社では、全社員が実践する12の基本行動をAction Standardとして策定し、大切にすべき価値観「変わる」「寄り添う」「考動する」を体現できる社員の育成を体系的な教育・研修プログラムに基づき実施しています。

新入社員に対しては、入社後2年以内に損害保険会社の社員として十分な技量を身につけることを目標に、教育・研修を実施しています。

また、階層別・部門別等の集合研修・オンライン研修のほか、OJTや自己啓発等全社員に共通するプログラムを提供し、個々に必要な知識や能力等に応じた教育・研修を実施しています。

また、教育や研修だけでなく、採用・配置(人事異動)・評価(昇格)のすべてを人材育成の機会と位置づけて、人材育成の取り組みを推進しています。

福利厚生制度

法律で定められている社会保険等の福利厚生制度のほか、以下の諸制度を実施しています。

・財形貯蓄制度 ・持株会制度 ・共済会 ・各種保養施設 ほか

人権啓発への取り組み

当社では「人権啓発基本方針」を定め「人権啓発推進委員会」を設置し、全社員を対象とした人権啓発研修を実施することによって、人権を尊重する企業風土の醸成に取り組んでいます。また、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメントを防止するため「ハラスメント防止規程」を定めています。社員からの相談に対応するためにハラスメント等相談窓口を設置し、迅速かつ適切に対応することによって、働きやすい職場環境の確立に取り組んでいます。

東京海上グループについて

日新火災の経営について

商品・サービスについて

業績データ

こうした体制のもと、働き方改革と健康経営を一体化して社員の健康増進に取り組み、お客さま一人ひとりに寄り添い“あんしん”をお届けしてまいります。



企業集団の状況

主要な事業の内容および組織の構成

当社グループは、持株会社である東京海上ホールディングス株式会社のもと、当社および子会社4社で構成され、損害保険事業を営んでいます。2023年7月1日現在の事業系統図は以下のとおりです。

(1) 損害保険事業および保険関連事業

損害保険事業を営んでいる会社は、当社です。

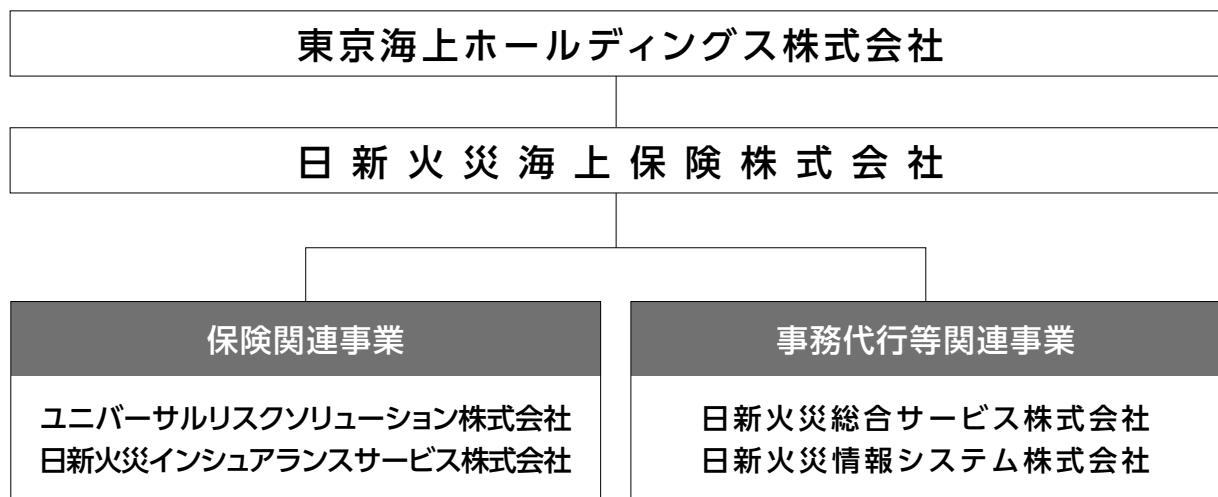
保険関連事業を営んでいる会社は、子会社であるユニバーサルリスクソリューション株式会社および日新火災インシュアランスサービス株式会社であり、それぞれリスクコンサルタント業務、保険募集代理業務等を主要事業としています。

(2) 事務代行等関連事業

事務代行等関連事業を営んでいる会社は、子会社である日新火災総合サービス株式会社および日新火災情報システム株式会社であり、それぞれ物流関係業務、システム開発業務等を主要事業としています。

〔事業系統図〕

(2023年7月1日現在)



子会社

(2023年7月1日現在)

会 社 名	設立年月日	資本金	当社の議決権の 所有割合	本社所在地	主な事業内容
日新火災総合サービス株式会社	1983. 2. 1	百万円 10	100 %	東京都千代田区 神田駿河台2-3	荷造・印刷・製本・集配業務、 付随設備保守管理業務等
日新火災情報システム株式会社	1988.11. 1	20	100	埼玉県さいたま市 浦和区上木崎2-7-5	プログラム作成、ソフトウェア開発
ユニバーサルリスクソリューション株式会社	2000. 4.11	10	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	リスクコンサルタント業務
日新火災インシュアランスサービス株式会社	1957. 7.24	20	100	東京都千代田区 神田駿河台2-3	保険募集代理業

連結財務諸表

当社では、連結財務諸表を作成していません。

設備の状況

設備投資等の概要

当期の設備投資は、主として、営業店舗の建物・設備等の維持改善を目的に実施しました。当期中の投資総額は870百万円でした。

主要な設備の状況

(2023年3月31日現在)

店 名	所 属 出 先 機 関	帳 簿 価 額 (百万円)				従業員数
		土地(面積 m ²)	建 物	動 産	リース資産	
東 京 本 社※1	5 店	10,521(3,283)	3,398	143	—	496 人
さ い た ま 本 社	—	2,847(8,950)	1,499	581	—	81
東 京 第 1 事 業 部	4	—(—)	—	23	—	77
関 東 第 2 事 業 部	5	27(306)	23	17	—	94
信 越 事 業 部	6	30(457)	42	15	—	81
神 奈 川 事 業 部	2	0(211)	202	19	—	66
北 海 道 事 業 部	6	—(—)	—	18	—	79
北 東 北 事 業 部	12	955(2,127)	476	45	—	194
南 東 北 事 業 部						
静 岡 事 業 部	4	4(158)	79	8	—	73
東 海 第 1 事 業 部	7	299(1,465)	836	87	—	192
東 海 第 2 事 業 部						
北 陸 事 業 部	3	33(146)	293	6	—	64
京 滋 事 業 部	19	160(670)	391	110	—	410
関 西 第 1 事 業 部						
関 西 第 2 事 業 部						
中 国 事 業 部						
四 国 事 業 部	11	118(488)	93	32	—	185
九 州 第 1 事 業 部						
九 州 第 2 事 業 部						

※1 東京第2事業部、関東第1事業部を含む。

(注)1. 上記「店名」は、本社または事業部ごとの区分によって記載し、「所属出先機関」以下の各計数は、同一の本社または事業部に属する支店、支社および営業所等出先機関の合計を記載しています。

2. 上記はすべて営業用設備です。

3. 上記のほか、主要な賃貸用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
名古屋ビル (名古屋市中区)	1 (183)	197

4. 前記のほか、主要な社宅用・厚生用設備として以下のものがあります。

(単位：百万円)

設 備 名	帳 簿 価 額	
	土地(面積 m ²)	建 物
トークハイム日進 (さいたま市北区)	804 (3,529)	348

5. 主要な設備のうち、リース契約によるものについては該当ありません。

店舗ネットワーク

(2023年7月1日現在)

部 ^{※1}	24
サービス支店 ^{※2}	83
支店.....	5
支社.....	16
事務所.....	1
損害サービスセンター.....	15

北海道

部.....	1
サービス支店.....	4
支社.....	3
損害サービスセンター.....	1

東北

部.....	2
サービス支店.....	11
支社.....	3
損害サービスセンター.....	1

中国・四国

部.....	2
サービス支店.....	8
支社.....	4

関東・甲信越

部.....	9
サービス支店.....	23
支店.....	3
支社.....	2
損害サービスセンター.....	7

関西

部.....	4
サービス支店.....	10
支店.....	2
支社.....	1
損害サービスセンター.....	4

東海・北陸

部.....	4
サービス支店.....	17
支社.....	2
損害サービスセンター.....	1

九州・沖縄

部.....	2
サービス支店.....	10
支社.....	1
事務所.....	1
損害サービスセンター.....	1

※1 部には、「事業部、CX企画部、テレオフィス営業部、東日本損害サービス部、西日本損害サービス部」の合計部数を表示しています。

※2 当社では、各地のサービス支店において、営業と損害サービスを一体化したサービスをお届けしています。

日新火災海上保険株式会社

〒101-8329 東京都千代田区神田駿河台2-3

TEL.03-3292-8000(大代表)

<https://www.nisshinfire.co.jp/>

